

神戸教育短期大学

研究紀要

第5号

2024年3月

[論 文]

幼児の「話す・聞く」活動をめぐる心性史試論

—保育における「共主体」を支える対話の可能性について—

A Trial Essay on the Mental History of Young Children's "Speaking and Listening"
Activities: The Possibility of Dialogue to Support "Co-agency" in Childcare.

弘田 みな子 HIROTA Minako 3

保育者養成校の女子大学生と一般女子大学生の健康度・生活習慣の比較

Comparison of health and life habits of female college students of childcare
Training schools and general female university students.

川野 裕姫子 KAWANO Yukiko 24

「スポーツの構造」試論（3）

—構造概念、構成要素、分類方法の検討によるアプローチ—

"The sports structure" Tentative assumption (3)

— An approach on considering in concept of structure, composition elements,
classification methods —

山本 章雄 YAMAMOTO Akio 38

[研究ノート]

ICT 使用とアタッチメントの関係性に関する文献検討

Literature review on the relationship between ICT use and attachment

中塚 志麻 NAKATSUKA Shima 53

平安初期歌合における撰歌合の意味

—是貞親王家歌合・寛平御時后宮歌合を中心にして—

A study of Uta-awase in Early Heian period, on the selected poems in Koresada Shin-
no-ke Uta-awase and Kanpyo no ontoki kisai no miya no Uta-awase

三木 麻子 MIKI Asako 76(1)

幼児の「話す・聞く」活動をめぐる心性史試論 —保育における「共主体」を支える対話の可能性について—

弘田 みな子

抄録

幼児教育の黎明期である明治期より現在に至るまで、保育活動としての「話す・聞く」行為は、徳育の敷衍、知識の獲得、保育者との親しみの醸成、仲間との協力、個性的な自己の表出、コミュニケーション能力の伸長、問題解決能力の獲得等々、時代の要請を反映した様々な願い＝「ねらい」を込められながら現在まで連なっている。本来、日常的な営みでもある「話すこと」や「聞くこと」を保育活動として位置付ける際に立ち上がる、様々に変容する子ども達に対する大人の「思い・思惑」を、保育活動の「ねらい」の内に読み取り、その変遷を保育をめぐる大人たちの「心性史」として描くことが本論の目的である。また、結論を急がずに対話に滞留する「ネガティブ・ケイパビリティ」を、対話における「能力」として見出す視点や、話者と聞き手が未分離な対話の在り方＝「共話」等の視点を手がかりにして近年の「対話的保育活動」を捉え直し、「対話的保育活動」が保育者と子どもが「共主体」的である保育を支える方法論となり得る可能性を提起している。

キーワード：話し合い、対話、共主体、ネガティブ・ケイパビリティ、共話

1. 本稿の目的と問題意識、及び先行研究における位置づけ

1.1 本稿の目的と問題意識

近年、幼児教育には多くの役割が期待され、保育の質の向上を目指した保育方法や評価スケールの開発と活用等が進められている。それらを駆動する問題意識は、予測不能なこれからの時代を生き抜く子ども達に必要とされる「資質・能力」の育成へと結びついている。2020年、文部科学省中央教育審議会¹は、「人工知能（AI）、ビッグデータ、Internet of Things（IoT）、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられた Society 5.0 時代が到来しつつあり、社会の在り方そのものがこれまでとは『非連続』と言えるほど劇的に変わる状況が生じつつある」（p3）との現状認識を示している。その上で、このような社会を生きる子ども達に求められる資質・能力について、「目の前の事象から解決すべき課題を見出し、主体的に考え、多様な立場の者が協働的に議論し、納得解を生み出すこと」（p4）としており、知識の「量」的な獲得から、「他者との議論ができること」や、その議論を通して「多様な他者が納得する共通解を創造できること」等の「質」的な視点の重視へと、身につけるべき資質・能力像が変容していることがわかる。また、これら必要とされる資質・能力の習得の「方法論」についても、2017年に第五次改定された「幼稚園教育要領」や、「学習指導要領」において、幼児教育以降全ての教育段階において軸となる「学び方」として「主体

的・対話的で深い学び」というモデルが示されている。目指すべき資質・能力、そしてその獲得の方法論との双方、言わば教育の「目的」と「手段」両輪において、「対話」への注視がなされている状況である。

一方で、これら「新しい」教育目標及び教育方法論＝「主体的・対話的で深い学び」は、従来の保育史を振り返ると、あちこちにその片鱗を見出すことのできるものでもある。例えば、1920年代の保育実践の記録においても、保育者と子ども達が対話を介して思いを深め、互いに協力しながら遊びを展開していく様子が残されている²。その後も1930年代や戦後の様々な地点における、保育者と子ども達の「対話的」なやりとりによる保育実践記録は散見される。保育史におけるいくつかの実践を振り返るだけでも、保育の方法論としての「対話」は新規のものではないことがわかるが、その「対話」にどのようなねらいが設定されていたかについてはどうだろうか。

本稿の目的のひとつは、明治期における「説話」から、現在「サークルタイム」「ミーティング」「振り返り」「こども会議」「こども哲学」等の様々な名称で行われている、保育者と子ども達、あるいは子ども達同士における話し合いの活動＝「対話的保育活動」に至るまでの、子ども達の「話す・聞く」ことに関わる活動の変遷において、それぞれの活動のねらいが、現在の「主体的・対話的で深い学び」と如何に重なり、あるいは断絶するものとして措定されているのかを明らかにすることである。

本稿の二つ目の目的は、保育実践における「対話」の意味付けに新たな視点を導入することである。現在の教育の目的及び方法論としての「対話」は、非常に多くの派生的な能力の育成をもそこに含み込んで論じられている。2017年の「幼稚園教育要領」や「学習指導要領」の改訂において提示された「対話」は、多様な立場の人達と議論し「納得解」を生み出せる「資質・能力」、及びその育成の「方法」として位置付けられるものであった。しかしさらに、そこで提起された「対話」は、低下したと指摘される「言語能力」「論理的思考」³の向上といった、現在の子ども達に育成したいと大人が願う様々な「資質・能力」をも曖昧に内包しながら、現在の教育課題の解決に向けた「万能の切り札」として語られているとも言える状況がある。本稿では、保育実践における「対話」に、「上手に話し」「上手に聞く」スキル等の能力観とはまた別の、「わからないままに対話に留まる」力＝「ネガティブ・ケイパビリティ」の萌芽や、発話者と聞き手が交じり合いながら共同で対話を紡ぎ出していく「共話」の様相を見出し、それらを保育者と子どもが共に主体的である保育の方法論として捉え直す試みである。

1.2 幼児の「話す・聞く」活動に関する先行研究の分類および本稿の位置づけ

本稿が考察の対象とする幼児の「話す・聞く」活動に関連する先行研究は、便宜的に大きく以下の4つの研究ジャンルとして整理することができる。

- ① 「話す・聞く」活動に関する個別の園・保育者の実践事例を論じる実践研究
- ② 保育史における活動の変遷や保育思想家の思想を論じる史的研究
- ③ 「話す・聞く」活動自体の理念的位置づけを論じる保育思想研究
- ④ 「こども哲学」や「哲学対話」「コミュニケーション」等を論じる哲学・思想研究

①では、明治期の保育実践より現在の保育実践に至るまで、多数の実践研究の積み重ねがあることは周知の通りであるため、代表的研究を挙げることは難しいが、戦後初期の保育における「話し合い」と保育内容の連関の考察（田中 2000）や、近年の「対話的保育活動」における子ども達の発話の在り様を基に論じた塚越（2014）、呂（2016）、杉山ら（2022）の研究などに、その時々の「話す・聞く」活動のねらいや特色を読み取ることができる。

②として、是澤（1999）や南陽（2018）による「談話」に関する研究、野尻（2018）による昭和初期の「お話」をめぐる状況と2017年改定の「幼稚園教育要領」における「言葉による伝え合い」との関連を論じた研究等があり、「話す・聞く」保育実践の史的位置付けを知ることができる。

③においては、浅井（2017）の、「話し合い」から「伝えあい」へと変遷する「話す・聞く」活動をめぐる展開の過程を、乾孝らの「伝えあいの心理学」の理論をもとにその思想的な軌跡を明らかにする研究がある。また、吉田（2021）に、戦後の「話す・聞く」活動（伝えあい保育）の実践事例における保育構造の理論化を目的とした思想研究があるが、吉田が『「伝え合い保育」が、日本の保育理論として、どのような理論展開を実際に見せたのかについては、現在までのところ、ほとんど先行研究がない』（p.ii）とする様に、「話す・聞く」活動（吉田〈2021〉においては「伝えあい保育」）をその思想的側面から理論化する研究は少ないという状況が指摘されている。

④について、「こども哲学」「哲学対話」「コミュニケーション」に関する哲学・思想研究は、1970年代アメリカの、マシュー・リップマン（1923-2010）による、「子どものための哲学対話」の実践及び研究を発端として拡がり、日本では永井（2009）、土屋（2012）、河野（2014）らを中心とした論考がある。また、佐藤（2016）による保育所5歳児クラスの「子どもと哲学する時間」の考察や、長野ら（2023）による、年長児の「ともに考える」ための「哲学的対話」の研究は、①の保育の実践研究にも立ち位置を持つものであるが、幼児との「対話的保育活動」の内に、「対話」の本質を問う視座を持つものでもあり、哲学・思想研究にも連なる意義を持つ研究として挙げるができるだろう。さらに、幼児に限定しない、「対話」におけるコミュニケーションそのものの在り方に関する議論としては、内田（2017）、渡邊（2019）、チェン（2020）、井上ら（2021）、谷川ら（2023）や枝廣（2023）における、「コミュニケーションの不全」にも見える様態を内包した新たなコミュニケーション論を、本論の拠って立つ論拠としても参照している。

本稿は、「話す・聞く」という保育活動の変遷を、その推進に関わる保育者や保育研究者等の心性史として捉えることにより、保育活動における「話す・聞く」活動と、保育者と子ども達が共に主体的である在り方が交差する可能性を問う試みである。そのため、従来は各時期の各実践が有する個々の意味に関して問われてきた、幼児の「話す・聞く」事に関わる保育実践・保育史・保育内容等の研究分野のみでなく、①から④に明示した各研究分野における知見を横断的に参照していく点に、本稿の先行研究における位置付けができると考えられる。

2. 「説話」から「対話的保育活動」までの「話す・聞く」保育活動の変遷

2.1 「説話」・「談話」に見る明治期の「話す・聞く」活動

明治初期の保育は、フレーベルの恩物を使用した保育活動が中心となっており、「話す・聞く」活動に関する名称「説話」が見られるのは、1876年（明治9年）に開設した東京女子師範学校附属幼稚園における、翌1877年（明治10年）制定の「附属幼稚園規則」においてであった。その中に「保育科目」として「物品科」「美麗科」「知識科」の3科が設定され、この3科の内にさらに25の細目が設けられ、そのひとつに「説話」がある。当時の保育は保育時間が4時間ないし5時間である中で、20分ないし30分ずつの恩物の利用を中心とした様々な活動が細切れに行われており、「説話」と呼ばれる活動においては、「修身話」「歴史上ノ話」「博物話」等、道徳的あるいは博物的知識の獲得につながる時間として位置付けられている。

東京女子師範学校附属幼稚園において最初の保育者となった豊田英雄により記された『恩物大意』には、「説話」の話材として、「幼稚園の子女に為す小話のこと」とする記載があり、グリム童話やイソップ童話が挙げられているが、これについては澤（1999）は、イソップ童話は元々教訓が記されているのに対して、原作には教訓の示されていないグリム童話にも、豊田により教訓が書き加えられた可能性があることを指摘している。豊田を始めとして、最初期の幼稚園教育における保育者たちが保育の手がかりを求めたとされる、1876年（明治9年）の『幼稚園記』において、「説話」のねらいは「心性中ニ良徳ノ拡充」することに置かれている。そのねらいを具体的に実現するために、「説話」において「教訓」を盛り込んで話す保育者の姿がある。これらのねらいに沿う説話題材の選択や内容の付加などから考えると、明治初期の「説話」の時間は、「徳性を養う」というねらいに基づいた、「大人からの道徳的価値の伝達」が行われる時間であったと言えるだろう。

しかし、それと同時に、同じ豊田により記され、当時の幼稚園の実際の手引きとされた『保育の栞』（文部省1979）には、保育者と子ども達の「会話」の内容について「会話は専ら簡単にして家庭のあり事、幼稚園往復通行途上耳目に触れし事等をすべし」（p55）とする記載がある。保育者の性格や態度についても例えば、「保姆は気長く温和なるべし」等、「気長」「温和」な態度で子ども達と「会話」することや、「会話」の内容も徳性を養うなどの文脈を離れ、家庭生活や園との往復での出来事のような、「簡単」で子ども達にとって身近なものを話しあうこ

とが想定されている。「聞く」活動が、教訓話や博物的内容といった、日常からの「遠さ」を持つものであったのに対して、「話す」活動時における話す内容の「近さ」が対照的に配置されているとも言える。「話す」ことに主眼を置いた活動については、この時期には、まだ活動単元としての項目名が設定されてはいないが、保育活動における「会話」のテーマとして相応しい対象については「簡単にして家庭のあり事」や「幼稚園往復通行途上耳目に触れし事」等と、既に考えられており実際に保育者と子ども達との間で、その様な会話がなされていたであろうことが想像できる。

1899年（明治32年）になると、幼稚園教育を初めて制度として規定する「幼稚園保育及設備規程」が公布される。この中で、保育の活動内容である「保育項目」が以前の細かな細目から、大きく4つの項目に編成し直される。それが「遊嬉」「唱歌」「談話」「手技」であり、以前の「説話」（修身ノ話・庶物ノ話）は「談話」へと編成され直されながら、保育内容として継続されることとなった。この「談話」という活動は、「徳性ノ涵養」「観察注意ノ力ヲ養」うこと、「発音ヲ正しくシ言語ヲ練習セシム」の3つがそのねらいとして設定され、「説話」と同様に、「聞く」活動を通して「徳性」を養うことは引き続き求められつつも、聞いている話を正確に掴んで理解するような「観察力」「注意力」の養成も新たにねらいとして位置付けられている。そして、「発音」を正しくする「言語の練習」としての「話す」行為が、保育の活動として位置付けられ始めたことがわかる。

また、「談話」において、そのねらいである「徳性」を養うに相応しい題材についての保育者の関心の高まりも見られた。1907年（明治40年）にフレーベル会より出版された『幼児教育談話材料』において、43の談話材料が明示されたが、この中で見られる「原作」に対する「改作」や「削除」については是澤（1999）は、「当時の教育観を顕著にあらわしている」とする。そこでは、より良き人間になることをベースに、「改心」することや、「親に尽くす姿」などが原作以上に強調される展開に改作されている他、「暴力」や「汚いもの」など、保育現場でその談話材料をさらに活用するような活動に展開しにくい存在について、場面等の削除が行われたことが推察されている。

このように、「聞く」活動を中心とした明治期の「説話」から「談話」という活動への変遷においては、活動の形態や「聞く」話の題材は徐々に変容していくが、子ども達に何かを「聞かせる」という行為のねらいの大部分は徳育と連動したものであるという点は共通している。また、子ども達が「聞く」話の内容からは、「汚いもの」「残酷なもの」等が排除され、「徳育」のねらいに沿った内容が「聞かされていた」と言えるだろう。「徳育」に特化した「聞く」活動や、子ども達の言語訓練を超えた「話す」活動が構想され始める契機として、以下で大正期以降の倉橋惣三の保育観を取り上げる。

2.2 倉橋惣三の保育観に見る戦前期の「話す・聞く」保育活動

大正期から昭和前期の日本の幼児教育を大きく塗り替えたと言われ、位置付けられる倉橋惣三(1882-1955)は、様々な点でその後の幼児教育の思想及び方法論に今なお影響を与えていると言われるが、「話す・聞く」保育活動においては、どの様なねらいを持ってその活動の意味づけを行ったのか、概観を以下で考察していく。

倉橋は、生涯において多数の著作を残しているが、1934年4月より1935年までの1年間、東京女子高等師範学校保育実習科の学生に対して行った講義録には、「談話」についての倉橋独自の理解が読み取れる⁴。倉橋は、「談話」を「Conversation」と「Storytelling」という2つの側面を持つものとして説明する。「Conversation」は「普通の会話」であり、「話合い、互い話、会話」であるとされる一方で「Storytelling」は「おはなしとして出来ているものを子どもに語り聞かせること」(菊池1990,p193)であるとされる。ここに来て、「談話」の活動に、「普通の会話」や「話合い」が明確に位置づけられ始め、一方では「さながら」=あるがまま、に行われる「話合い」として、他方では保育者の保育活動に紐づくような「保育上の目的」=ねらいを持って行わせる「話合い」へと保育実践における「話す」ことをめぐる意識が大きく変わったと言えるだろう。

倉橋は、さながらに行われる「話合い」のねらいについて、「親しみが味わわれる」こと、「表現の意志を強」めること、「表現方法に慣れ」させること、そして「観念的内容を自らに明瞭」にし「自己訂正の機会を与える」ことなどを想定している⁵。これら様々なねらいの中で最も重視されていると思われるのが、「親しみが味わわれる」という点である。一方で、保育の活動として「目的を持ってきて特に行わしむる話合い」においても、わざとらしくなく、「自然」なものであることが望まれている。これら、「ねらい」のある保育活動での「話合い」においても、それが「自然」に感じられるように行なわれる必要があるとされ、その際の「自然」さは、子どもの話した言葉に保育者が「共鳴」することによって現出されるという構図が見出せる。しかし、この「共鳴」が「話合い」の中では実際にはあまり行われてはいないという当時の現状について、倉橋(1936)は、「多くの人が、原因や理由を尋ねて、子どもの今の心もちを共感してくれない」(p34)としている。子どもが「話す」とき、それを聞く大人の願いが、「正確な読み取りや聞き取り」及び、子どもの生活状況における「事実の確認」等であれば、「原因」や「理由」を問うことが対応の中心的話題になるだろう。そのような状況が既にその当時の子ども達を取り巻く状況としてある、と見なした上で、「話す」子どもに「共鳴」することによる「親しみ」のある関係性の構築が子ども達に対する大人の聞き方として示された。

明治期の終わりから昭和初期の幼児教育を形づくり、大きな影響力を持った倉橋の「談話」にまつわる思想においては、それまで活動として価値づけられてこなかった子どもが「話す」ことに、「共鳴」という態度で保育者が応じることを通して、「親しみ」のある関係性を築くための手立てとしての価値づけが行われていた。一方で、倉橋の主題的な保育理論である「誘導

保育論」における方法論としては「談話」が重視されてはいなかったのではないかという指摘も合わせて確認したい。宍戸(2017)は、「倉橋の誘導保育論には『話し合い(相談)』活動がキーワードとはなっていない」(p66)とする。宍戸は倉橋の保育思想を、近代的な保育カリキュラムの誕生をもたらしたものとして評価する一方、保育において「プロジェクト・メソッドが問題解決の方法であることへの認識が弱く、話しあい(相談)活動の重要性が方法論的に位置付けられ」なかった点を、「歴史的な限界」と捉え、「親しみ」を持つことをねらいとした話し合いでは、「子ども社会の対立・矛盾をはらんだ人間関係とその発展への視点をもつ」(p71)ことはできないとする。そして、保育においてこれらの重要性が把握されるには「戦後の実践を待たなければならなかった」(p66)とする。倉橋の保育実践は、それまでの「話す・聞く」実践を支える「ねらい」を大きく転換した一方で、保育の構造に関わる方法論として「話す・聞く」行為を捉える視点は、倉橋以降の保育実践が用意していくこととなる。

2.3 乾孝「伝えあい保育」に見る戦後の「話す・聞く」保育活動

第二次大戦後の1948年(昭和28年)、連合国軍最高司令部民間情報教育局(CIE)のH.ヘファナンの指導で倉橋惣三ら日本委員により作成され、文部省試案として公刊された『保育要領-幼児教育の手引き』は、1926年(大正15年)の「幼稚園施工規則」制定時には、「遊戯」「唱歌」「観察」「談話」「手技」等、の5項目の形で提示されていた保育内容を、「幼児の保育内容-楽しい幼児の経験」という枠組みで構成し直し、子ども主体の活動を主眼にした12項目の活動へと拡大した⁶。ここにおいて、「話す・聞く」活動に関連する項目は「談話」より、「お話」へと変わる。

坂本ら(1976)によるとこの「保育要領」には作成に携わった倉橋の保育思想が色濃く反映されているとされ、みんなで一斉にやらせる活動ではなく、個々の子ども達の関心に基づいた「楽しい」活動を基盤にした「自由主義」的な保育の手引きであることが指摘されている。一方で、この「保育要領」に対しては、「体系も構造もない」ような活動の「羅列主義」だという梅根(1950)や、「自由主義保育・個性主義保育を強調しすぎている」という小川(1950)らからの批判も向けられた。これら戦後の「保育要領」における「自由主義」「個性主義」「児童中心主義」等への批判は、「社会」や「集団」への価値づけの低さへの批判よりなされている。小川(1949)は、「幼児も幼児なりに今の社会の一員であり、将来は今日より立派な民主的社會を構成すべき任務を持つ一員なのであるから、幼児も社会的な存在として即ち『社会の子』と考えねばならない」(p32)とする立場から、「保育要領」における子ども個人の個性を重視する姿勢に対し、「やや古い考え方」と批判している。

戦後の混乱期において、「手引き」として著された「保育要領」が、子どもの「個人」としての在り方やその「個性」や「能力」への過度の重視、ひいては「社会」や「集団」に対する軽視とする批判を受けることを通して、「社会」や「集団」における子どもの在り方を重点的

に問うていく保育思想及び実践の場が用意されることとなった。特に、子どもが「話す・聞く」ことを、「社会」や「集団」の中で育ち生きる子ども達を支える手立てとして重視する保育思想・実践として、ここでは『伝えあい保育』草創期のリーダー」（吉田 2021, p1）と称される乾孝（1911-1994）を取り上げ、その「伝えあい保育」と称される思想及び実践における「話す・聞く」活動のねらいを読み取る。

法政大学の心理学の教員であった乾孝は、城戸幡太郎（1893-1985）により 1936 年に創設され、戦時期に活動停止に追い込まれた「保育問題研究会（後の東京保育問題研究会）」を、戦後 1953 年に会長として再建する。吉田（2021）によると、乾は主にソビエト心理学・教育学、特にイワン・パブロフ（1849-1936）の知見に影響を受けているとされ、その発達理論は、「子どもは対話的な関係の中で育つということを前提としている」（浅井 2017, p242）点に特徴があり、その育ちをより「良き」方へ「進歩」させる方法論として「伝えあい保育」が構想されている。1961 年よりその名称が使用されている乾の「話す・聞く」保育活動＝「伝えあい保育」は、「命令型」で「一方通行の伝達型」とされたアメリカのコミュニケーション論に対置する形で構想されている。乾の「伝えあい保育」における「伝えあい」とは、情報をただ一方通行で伝達することではなく、語り合う子どもを A と B とすると、その両者の中で、互いが互いを変容させる手段として位置付けられる。乾（1976）は、「A から B をくぐって A へ、B から A をくぐって B へ、という型で A・B の関係が、語り合ったのちに、お互いに一步前進する、これが『伝えあい』というものの意義」（p134）であるとする。「くぐる」という表現で、語り合う子ども達の中に一度沈潜するメッセージが、話し手と聞き手両者の認識を相互に変容し合う姿が想定されている。メッセージを介して話し手・聞き手両者に起こるこの変容は「弁証法的な進歩のプロセス」と表現され、「話す・聞く」活動が、話し手にも聞き手にも「進歩」をもたらす行為として位置付けられていることがわかる。

浅井（2017）は、「伝えあい保育」におけるこれらのコミュニケーションの在り方が「現象として言葉のやりとりがなくとも、言葉を発することそれ自体が宛先となる人への応答を含んでいる」（p248-249）とする理論的前提を持つと指摘する。それは、乾において、「言葉」を発するときには、伝える対象である相手＝「宛先となる人」が話し手の内部に想起され、その相手へのメッセージとして話し手の内部での対話が既に行われており、表出され、見たり聞いたりすることのできる実際の「現象」となって現れた言葉は、話し手内部ですでに先取りされた、聞き手から話し手に対する「応答」への「再応答」を含むものになっているとする、「入れ子」のようなコミュニケーションの構造がここには見出せる。この構造においては、話し手は、自分を対象とする自己内対話を含む「他者」との対話なしに言葉を発することはなく、他者の存在により初めて立ち上がり得るものとして、言葉を「話す」ことの在り様が浮かび上がってくる。この様な、話し手や聞き手の役割が単純には分化し得ない様な「伝えあう」集団において、「伝えあい」を行う中で身についていく「能力」とは、「話し手」個人のものとしては占有し得な

いものであるだろう。乾（1969）は、個人に所有されるものとして「能力」を位置付けるのではなく、それは「まわりにささえられてないうる力」（p72）であるとし、浅井（2017）はこれを「協働的な能力」（p255）と表現する。これは戦後の「保育要領」において提起された子どもの「個」的な存在や、ひいては個が所有するものとしての能力観に対するアンチテーゼとしても読み取ることができるだろう。

乾（1981）はこのような「伝えあい保育」におけるねらいを、「心を割った話しあい協力の体験を幼いうちから培い、この原型が子どもの心に移って、とことん人間を信じて考えぬく姿勢をつくること」（p113）とする。話し合うことは、他者との「協力」へと結びつき、そのような経験を重ねることで、話し合う対象である他者＝人間への信頼と、自分はどうしたらよいかと「考え抜く」姿勢を作る、という視点が、「話す・聞く」活動に対するねらいとして導き出される。乾の「伝えあい保育」には、対話において発せられる言葉が常に「他者性」をはらむという前提に立つことや、対話により「話し手」も「聞き手」も変容＝「進歩」し合うこと、能力を個人の所与のものとせず対話する他者達との協働のもとに作られていくものとして捉えることなどが、「話す・聞く」活動における特徴的な思想として見出せた。乾の「話す・聞く」ことに関する保育思想からは、他者との対話を協働的な認識の向上の方法論として重視するのみでなく、「対話における他者とは何か」という問い自体を「話す・聞く」保育実践に引き込むものでもあったと言えるだろう。

2.4 1989年の「幼稚園教育要領」改訂以降の実践に見る「話す・聞く」保育活動

1989年（平成元年）には「幼稚園教育要領」の改訂が行われ、1956年（昭和31年）以降1989年まで続いた領域「言語」という名称が、1989年以降には領域「言葉」へと変更された。この改訂は名称の変更だけでなく、保育の方向性自体を大きく変える結節点であったとされる。例えば、1989年の改訂以前の6領域時代を「保育者主導型」保育、改訂以降を「子ども主体型」保育と対照化させる語り方が一般的に用いられるが、それは、保育において「個」としての子どもを、「社会」や「集団」の中に生きる子どもに優先して尊重していくという、戦後の「保育要領」刊行時を彷彿とさせる保育観の揺り戻しのような構図を持つ。浜口（2014）は、この1989年の大幅改訂により「子どもの自発性を尊重しかつ環境による教育を行うために、子ども一人一人の発達を論じる言説の創出」がなされたとしつつ、一方では「保育者の役割や指導性を不明確化」（p448）した点を取り上げその課題を論じている。また、この、「子ども主体」や、「主権者としての子ども」の重視に連なる背景である、1989年という年に象徴的な出来事として、「合計特殊出生率が戦後最低値を記録し、『1.57ショック』を政財界に誘発、その後の子育て支援政策の契機となった」ことや、「国際社会では『児童の権利に関する条約』が締結され（日本の批准は1994年）、子どもの生育・教育環境の問題がグローバルな視野にさらされることになった」（p448）こと等を挙げる。改訂前の6領域時代においては、その保育内容が小学校

の「教科」の様な扱いを受けがちであったことに加え、1960年代・1970年代の「話す・聞く」保育実践においても「集団」において生きるという子どもの姿が問われ続けてきたが、それが、保育者を前景化しない「環境を通した教育」へと、保育のあり方自体を変える点や、減っていく子ども達を「集団」ではなく「個」として眼差していく視点、そして「権利主体」としての子ども像の登場といった大きな転換点を迎えたことにより、「話す・聞く」活動に込められるねらいにおいても方向性の転換が行われたと推察できる。

1989年の「幼稚園教育要領」改訂以降の「話す・聞く」活動について、「話し合い」活動を中心にした実践記録及びその研究がある。例えば、杉山（2011・2013・2015・2016）において、「協同活動」の内容や進め方等に関する「合意形成」をねらいとする「話し合い」の事例等が論じられている。また、塚越ら（2014）の、子どもの発言や思いから始まった活動の中での「話し合い」の事例や、呂（2016）の、「問題解決」のためのクラスの話し合いの事例などが、この期間における「話す・聞く」活動の姿を捉える上で参考になる。これらは、話し合う内容やテーマは異なり、研究者の考察視点もそれぞれ異なるものではあるが、子ども達が行っている「話し合い」の活動のねらいにおいては、子ども達が関わる「遊び」や「活動」などに関連する事項について、「決める」「合意形成を行う」「問題解決をする」等のプロセスに着目する視点が抽出できる。

また、同時期には、有馬（1997）、本間（2005）土屋（2012）、中川（2013）、佐藤（2016）らによる、「哲学対話」に関連する子ども達の「話す・聞く」活動に関する論考がある。これら「こども哲学」に関連する取り組み自体は、世界では50年近くの実践の歴史を持つものであるが、日本において実践が始まったのは2010年頃、主に小中高校を舞台としてであったとされる。2010年には、フランスの幼稚園での哲学対話の取り組みを映像化した、ポツィ・バルジェらによるドキュメンタリー映画『小さな哲学者たち』の制作及び翌年の日本での公開がされるなど、1989年の改訂以降のこれらの時期には、子ども達の個々の意見に対して価値を見出し、互いに話し、聞き合う場の創設に大人達の関心が集められていく様相が窺える。

この時期の、「こども哲学」の諸実践が、小中高生を対象にしたものが多い中で、幼児における実践に関しては、佐藤（2016）からその様相を推察することができる。佐藤（2016）による、保育所5歳児クラスの「子どもと哲学する時間」の事例研究において、日常の保育においては発言数が多く、園側の保育者達からは「自己主張が強く『気になる子』」（p26）として受け止められていた園児Aが、クラス集団における複数回の対話の機会を経験する中で、他の子ども達との関係性を深め、他児達からの評価も変わり、対話を進めるリーダーとも言える役割を経験するまでになる過程が捉えられている。この実践では、毎回15名程度のクラスの半数ずつの園児達のグループにより、20分程度ずつの対話の時間が持たれている。その中で、毎回異なるテーマ（「考えるってどんなこと」「いのち」「冬の朝の白い息」等）についての対話が行われ、保育者の発言数と子どもの総発言数、1人当たりの平均発言数などのデータが収集・分

析されている。この「哲学対話」の形式における「話す・聞く」活動においては、園児Aのような個別の子どもの変容が把握されていた他、対話に関わった保育者の子ども観や保育観の変容も指摘されている。佐藤(2016)は「答えの決まっていないテーマをもとに探求する面白さが園児Aと他児の関係性、また園の職員との関係性の変容を促した」(p35)と考察し、「哲学対話」という「話す・聞く」活動が、子どもにとっての他者理解や自己理解へ、保育者にとっても子ども理解へと接続される行為として位置付けられている。

1989年の「幼稚園教育要領」の改訂により、「保育者主導」から「子ども主体」へ、「環境を通した教育」へと舵を切った保育実践において、「話し合い」という活動や、2010年以降に注目され始めた「こども哲学」等の活動は、子ども達が身近な環境との関わりの中で考えること等について、話し、聞くことを通して、個々の子ども達を生活や保育活動の中に積極的に組み込んでいく、「参画」を促す仕組みでもあった。1989年以降に実践された様々な「話し合い」活動は、子ども個人が自分の意見を言えるようになること、また意見を言う個人に対して保育者や他の子ども達からの理解が深められること、そして、保育者の主導で活動を動かしていくのではなく、適宜子ども達に「話し合い」の場を設けることにより、個々の子ども達の意見の合意形成を図りながら子どもが主体となって決めていくことなどが、その活動の特徴として挙げられる。

保育者と子どもそれぞれの主体性についての詳細な議論がいったん度外視され、「子ども主体」をメッセージとしてまず流通させることとなった1989年の「幼稚園教育要領」の影響下で、保育実践における保育者のねらいを持った活動と、子どもから始まる活動との間には、保育者と子どもとの「主体」をめぐるバランスゲームのような状況が生まれる。その中で、保育者の主導性が見えるような活動においても、子ども達の「話し合い」活動を取り入れることにより、そこに子どもの「個」の姿や、「主体性」を担保できるという点で、1989年以降の「話し合い」活動は、「子ども主体」を実現するための方法論としての機能が担わされているとも言えるのではないだろうか。

「子ども主体」の保育へと大きく舵を切った1989年の「幼稚園教育要領」の改訂以降、子どもの意見に価値を見出し、友達や保育者の前で「話せる」ことや、他者の意見を聞いてみんな合意形成を行うこと、他者を理解しようとする事などが、「話す・聞く」活動として価値づけられてきたが、2017年(平成29年)の第5次「幼稚園教育要領」改訂において、「主体的・対話的で深い学び」が提示されて以降は、さらに幼児期の「話し合い」活動や「対話」の在り方そのものについても関心の高まりが見られる⁷。

「対話」がこれからの教育の方向性を示すキーワードとして登場した2017年の「幼稚園教育要領」改訂以降の時期は、「子ども主体」だけでなく、保育者と子どもの「共主体」というキーワードが保育実践の場における保育者と子どもとの間の関係の力学として語られ始める時期とも重なる。それは、「対話」が子ども1人で行われるものでなく、必ず他の子ども達や保育者など、

他者と「共に在る」行為であることとも無関係ではないだろう。「共主体」という語は OECD（経済開発機構）において 2019 年に発表された OECD Learning Compass 2030 における、これからの学びの枠組みとして提示された概念である「co-agency」⁸の訳語として使用されており、「他者と協働的に発揮される主体性」として、近年、保育における子どもと保育者との関係性を捉える際に使用されている。例えば無藤（2020）、大豆生田（2023）等を中心に、この「共主体」という概念モデルが、これからの保育実践における保育者と子ども達との間に樹立すべき関係性として用いられている。

子どもと保育者が共主体的に在る、という観点より「話す・聞く」という活動を見てみると、そこに保育者の姿＝指導性・主導性・主体性を完全に排除することによってではなく、しかし同時に、子どもの意見の表出が保育者の権力関係等から影響を受けずに、「同じ地平で対話すること」という状態が求められる。これらの概念が共有されて以降の時期における「対話」に関わる保育実践として、長野ら（2023）は、最終的に子ども達が何かを「決める」という様な結論を求めない、「哲学的対話」の活動についてその意義を考察している。何かを「決める」話し合いにおいては、自分が「少数派」の意見を持つ場合に、他の子どもや保育者の意見に反対するような発言がしにくい場の雰囲気や力関係などが生じることがあり、これを「暴力的関係性」と呼び、それを乗り越えることがこれからの「対話」の実践において必要であることを示している。長野らは、子ども達が何かを「決める」ために行われてきた様な「話す・聞く」活動に内包されがちな「暴力的関係性」を乗り越え得る対話の形式として、「哲学的対話」を挙げる。これは、2010 年以降に日本でも小中高校生を対象に導入が始まっていた、答えの出ないような問いを含む様々なテーマについて、クラスやグループ等の集団で共に考え、自身の意見を伝えること、また他者の意見を批判せずに聞き、さらに自身の考えを深めていくようなことを目的とした「哲学対話」と、大まかな目的を共有した対話活動であると位置付けることができる。しかし「哲学対話」のように、対話の際の話し手と聞き手との間で、互いの役割を分担し、交互に発話を行っていくなどの対話ルールの厳密な遵守は年齢的に困難であることなどから、より緩やかな対話形式として、名称を区別して「哲学的対話」と呼んでいる（p54）。長野らは、保育所の年長児クラス 24 名＋保育者 2 名のクラスにおける、1 回 20～40 分程度の話し合いの活動＝「哲学的対話」（テーマは「大きくなるってどういうこと？」「友達ってなんだろう？」など）の半年間分のデータより、「決める」ことを目的とした「話し合い」と比較した際の、「哲学的対話」の特徴を以下の様な点に見出している（p60）。

- ② 何か結論に到達しなければならない活動ではないため、「テーマの拡散」が見られること。
- ② 決めるための筋道を保育者が積極的に誘導していない分、「声が重なりざわざわする場面」が多く見られること。

この2点をみると、「テーマの拡散」や「ざわざわする」など、一般的に想定される理想的な「話し合い」の状態とは異なる。しかし、「決めない」話し合いというスタンスが生み出す、これらの点は以下の様な点での大きな利点が見出されている (p58-63)。

- ① テーマの引き戻しを保育者が中心になって行わないために、テーマが拡散しズレていきやすいが、その分子ども達が「想定外の視点から自らの問いと向き合う機会を得ている」点。
- ② ざわざわする＝近くの友達と考えを述べ合う、ということが認められている状態であるため、「リズムカルに進んでいく」対話においてはその流れの中で発言することが難しい子どもでも、隣の子とざわざわと話をした後は、他者に「語りたい」意欲が高まり、みんなの前での発言にもつながっている点や、「対話の流れを一旦留め、幼児が自分自身で考えを整理する時間」を担保している点。

これらの状況を担保するために保育者に必要な関わりとしては、あるテーマに関する発言に対して、「そうではない場合もある」という「反例」をあげる子どもの発言を取り上げ、みんながそれを聞ける様にする、と、「ざわざわ」して、話し方がスムーズではない場合でもそれをそのまま受け止め、『話す・聞く』という姿勢ではなく『考える』という内面の様相に着目して幼児に関わる」(p63) ことなどが挙げられている。決めるためではなく「考える」、「考え合う」ための「話し合い」は、「探求の共同体」に近づくためのものと捉えられており、ここでは保育者自身も含めて「正解」を知っている者や、「決めなければならないこと」を誘導する者もない空間であるため、子ども達同士や保育者との間で「暴力的関係性」を作り出しにくい対話が担保される。

以上のような長野らの考察からは、「決めようとしなない」、「話題が拡がることを容認する」、「私語を小さな対話と捉えて認める」といった、それまでの対話マナーとは異なる次元から、「話す・聞く」活動が意義づけられていることがわかる。この「話す・聞く」ことに関わる保育実践のねらいの重点は、「話し手」である子どもを独立した「個」＝「主体」として見出すことや、マナーを守って対話していくこと等に置かれるのではなく、子ども同士や子ども達と保育者との間で、曖昧に複数の対話が併存し、緩やかにひとつの対話が紡ぎ出されていく過程の経験に置かれている。これは、幼児の「対話的保育活動」のねらいの変容を示す、ひとつの事例であると言えるのではないだろうか。

3. 「対話」の多重性

3.1 「対話」における「コミュニケーション」と能力

「話す・聞く」活動における明治期から現在までのねらいの変遷を追う中で、現在の様々な「対話的保育活動」の内に、結論を導き出すことや、対話マナーを守って論理的に伝え合うことな

どとは異なる、緩やかに対話が紡ぎ出されることに意義を見出す実践等、「対話」をめぐる新たな状況があることを示した。このような実践が提起する「対話」においては、そこで育つもの＝「能力」とは、どのようなものだろうか。

渡辺 (2019)⁹は、現在の「対話的な教育」がその向上を併せて期待されているような「問題解決能力」「論理的思考力」「プログラミング的思考」といった言葉で語られる近年の能力観をめぐる種々の議論には、「人間の読む・書く（話す）双方における『論理的思考』の欠落を補わなければならないと考えている」（p 7）点で根本的な共通性があることを指摘している。子どもに育成したいと考える資質や能力が、「論理的思考力」の欠落を補うことを追求していくならば、その獲得手段としての「対話」とは、意味の正確な伝達を目指して論理的にやりとりをするための行為として立ち上げられることとなるだろう。しかし、対話の「論理的」で、スムーズに「分かりあう」ための力をコミュニケーション能力として認識する思潮に対して、渡邊は「コミュニケーションのないところに言葉を起ち上げていく過程」（p10）こそ必要な能力ではないかと提起する。

「コミュニケーション」における能力を、「分かりあう」ための論理的なスピーキングスキルとは異なる文脈で捉える視点については他に、内田 (2017) やチェン (2022) における言及が挙げられる。内田 (2017) は、コミュニケーション能力とは、「自分の言いたいことをはっきりと述べて、相手に伝えることだと思いがち」であるが、そうではなく、「コミュニケーションが成立しなくなった局面を打開する力ではないか」（p192）とし、チェン (2022) においては、「コミュニケーションとは、わかりあうためのものではなく、わかりあえなさを互いに受け止め、それでもなお共に在ることを受け容れるための技法」（p220）であるとされる。ここで渡邊や内田、チェンらが捉える「コミュニケーション」における「能力」は、「対話」という行為において、伝え合い分かりあえることや、話が盛り上がって共感し合えること、お互いの納得解にスムーズに到達できることとして現れるものではなく、むしろ話が途切れたり、拡散したり、どこから対話の糸口を掴めるのかと逡巡したりするような、理解や納得がし合えない状況においてこそ立ち現れるものであり、そこからその先に何とか進めていく、あるいは共にそこに滞留するための力として位置付けられているように思われる。

では、ここで述べられているようなコミュニケーションの「不成立」「逡巡」「わかりあえなさ」といった事態に関連する、一見「能力」としては捉えにくい対話における力の在り方とは一体どのようなものであり、またそれらは「対話的保育活動」においてどのように位置付け得るものであるだろうか。

3.2 「対話的保育活動」における「ネガティブ・ケイパビリティ」

対話における様々な「スムーズ」さに対置される在り様として、谷川ら (2023) や枝廣 (2023) の「ネガティブ・ケイパビリティ」に関する議論がある。そこでは、他者や自分自身によって

何かを決める、決断するという状況における「逡巡」「決めずにいること」「答えを出さないこと」「立ち止まること」等の視点が、対話における在り様として提起される。谷川らは、「ネガティブ・ケイパビリティ」を、「お膳立て抜きに立ち止まってじっくり言葉を育てていく」(p68)ことや、「性急に結論づけずにモヤモヤを抱えておき、こうではないかと考えを彫琢していく」(p72)ことを可能にする態度や力として捉えている。ここで言われる「お膳立て」とは、教員等による明示的な対話の調整＝ファシリテーションを指しており、そのような誘導的な対話の交通整理に頼らずに、混沌とした議論を混沌としたままに受け取り、対峙する事が意味されている。

このような態度や力は、「主体的・対話的で深い学び」の方法論とされる、「アクティブ・ラーニング」においては能力として想定されていない在り様でもある。「アクティブ・ラーニング」においては、「なめらかに発話すること」が評価され、立ち止まり、答えを先送りするようなコミュニケーションへの曖昧な潜在を「ケイパビリティ」＝「能力」として評価する軸は持ち合わせていない。

枝廣(2023)によると、「ネガティブ・ケイパビリティ」という語は、元々はイギリスのロマン主義詩人ジョン・キーツによるものであるとされ、1817年の書簡にその初出が認められる。そこではシェイクスピアに対する、その能力の賞賛として「人が不確実さとか不可解さとか疑惑の中にあっても、事実や理由を求めていらいらすることが少しもなくていられる状態」(枝廣 p47)＝「ネガティブ・ケイパビリティ」を所有している、という表現で使用されている。「不確実さ」や「不可解さ」、「疑惑」等に対峙する際に湧き上がるような、「事実」や「理由」を求めてイライラとする心情は、「論理的整合性」や「合理性」を求めることによるものであるだろう。しかし、不可解さや疑惑などのモヤモヤとしたものを前にして、その「解決」ではなく、そこに「滞留できること」に、「ケイパビリティ」＝「能力」が見出されているのである。対話において、他者の発言の意図がわからなかったり、賛同し得ない時に、対立的な立ち位置を明示したり、性急な議論を重ねてすぐに結論に到達しようと働きかけたりすることではなく、対話の糸口をじっくりと探したり、脱線したり戻ったりしながら、対話を繋いでいくことは、「ネガティブ・ケイパビリティ」という観点から見れば、ひとつの「能力」として捉えることができるだろう。誰かの発言に対して、即座に反応してその正誤や、賛成か反対か等に注意を収斂していくのではなく、一見「脱線」や「拡散」に見える各自の発言を経ながら、緩やかに共通のテーマの元で言葉を交わし合うことは、子ども達の対話活動においてはよく見られるものである。これは、一方では、話者である子どもの語彙力や表現力の稚拙さによって、そもそも聞き手である他者に意図が伝わりにくいことや、他者の意見を聞くよりも自身の意見を話したい気持ちが勝る心情、あるいは共通のテーマに沿って話していくというルール自体の理解が曖昧であることなども、その背景には考えられるだろう。しかし、それらの状況において、保育者が率先して話者である子どもの発言を正しく言い換えたり、テーマの拡散を回収したりするこ

とによって論理的な合意形成にのみファシリテーションの方向を向けていくのではなく、一見まとまりのない個々の子どもの発言に対してそれぞれに受容的に対応しながら、テーマが再度見えてくるまで待ちつつ対話を続けていく、というファシリテーションを行うことは、保育者における「ネガティブ・ケイパビリティ」の現出でもあるだろう。また、その対話において、一見テーマから離れた様に見える自身の経験談などを話したり、他者の発言を聞いたりしながら、再びテーマに立ち戻りうる糸口を掴みとる子ども達にもまた、「ネガティブ・ケイパビリティ」の芽生えを見出せるのではないだろうか。

3.3 「対話的保育活動」と「共話」

「対話的保育活動」において子ども達が見せる、上記のような、テーマが拡散しながら行きつ戻りつする状況は、「話し方」「聞き方」を育てる視点においては、幼児的な「未熟」な状況として捉えることもできる。これらの姿に対して、一方では、現在、幼小の接続期における幼小連携を目的とした「アプローチ・カリキュラム」などにおいては、「人の話をしっかり聞くこと」や、第三者に対して話す内容が伝わりやすい「二次的ことば」に触れることなどがねらいのひとつになるなど、話者と聞き手の役割分担をしっかりと理解し、話し手として相応しい言葉遣いをするなどなどの経験を重視する状況がある。前述した、何かをクラスで「決める」話し合いの活動などにおいても、これらの力を育てることを念頭に置く場合は、聞き手と話し手の違いをしっかりと意識し、人が話していたら話し終わるまで黙って聞く、などの「聞き手のルール」や、多くの人に伝わるような話し方を心がけるなどの「話し手のルール」を理解し実践することに保育者の活動のねらいや、話し合いのファシリテーションの方向性が定められて実践されるだろう。これは、話し手と聞き手の役割を異なるものとして位置づけ、話し手には主体性と責任が発生し、聞き手には話者の情報を正確に聞き取り理解することが求められる構図のもとに対話を捉えるものである。また、このような役割分担を理解することは、学習者として教師の話す授業内容を聞き取り、適切な方法で発言を行っていくという、従来の学校文化にスムーズに参入する上では必要とされる重要な能力でもあるだろう。

他方で、長野ら（2023）の実践に見られたような、横道に逸れたり、「私語」のようなざわつきが行われたりしながら緩やかに行われる対話においては、話し手と聞き手の明確な役割の違いが見えにくい。話し手が結論まで言わないうちに、聞き手であった誰かがその言葉を引き取って続けたり、またそれをそれぞれの例え話に引き継いだりしながら、言葉が続いていく。このような種類の対話においては、話し手と聞き手の間に、厳密な役割の分担の意識は持ち込まれず、話し手の話す言葉を共有しながら、聞き手が話し手の視点を借り受けて、緩やかな場の共有の中で言葉を発していく。ここでは話し手が、ただ1人の情報発信者としての主体性や発言の責任を引き受けるのではなく、話し手と聞き手が交互に文章を組み立てていくように、対話者同士で共に組み立てていく主体の在り方が現出する。

この様に、複数人によって発話者の立ち位置を共有しながら話を続ける対話の様態は「共話」とも呼ばれる。例えばそれは、能楽における「シテ方」と「ワキ方」、「地謡」の3者が互いに主語を明示しない台詞を謡い重ねながら物語を語り進めていく際の語りの様相にも見出される(チェン2022, p176)。この「共話」という様態は、主語を明確にせずに、適宜「あいづち」を挟みながら、緩やかに対話を続けていくという、日本語における日常的な会話の特性にも見出され、水谷(1993)は、この様な日常会話における「共話」に、対話者に「くつろぎ」を感じさせ、精神生活を安定させる様なコミュニケーションの姿を見出す。幼児同士の、あるいは幼児と保育者との間の言葉のやりとりが、主体を明確にしないまま引き継がれていく「共話」の姿を取ることは珍しいことではない。例えば、保育者によって子どもとの対話が記録された保育記録の記述には、子どもと保育者との間の「共話」的な、どちらが明確な話し手なのかがわからなくなるような言葉の掛け合いの様子は、しばしば見られる。

「共話」の持つ機能についての視点を持って、これら保育の日常の対話風景や、「対話的保育活動」における子ども達の「脱線」や「ざわつき」が許容される場面等を見ていくと、それはこれから対話のルールや手法を学んでいくべき、発達途上なコミュニケーションの姿としても位置づけられる一方で、対話集団の間で「くつろぎ」や「安定」「心地よさ」を感じさせるコミュニケーションのスキル獲得過程としても見出せる。チェン(2022)は、「何かを決めるための対話」と「共話」とは対立項ではなく、「それぞれ別の目的に適している話法である」(p183)とする。何かを決める必要がある場合には、話し手と聞き手が立ち位置を明確に区分し、発話の順番を守った対話により、両者の「差異」を明確にする方法が有効であり、一方で他者と自己とが共にある心地よさを実感するには、「互いの発話プロセスを重ね合う話法」(p183)である「共話」という方法が有効であるとする。この、対話にまつわる目的の「違い」に配慮する視点を導き入れることにより、幼児の「対話的保育活動」は今後どの様な可能性を持ち得るだろうか。

終章. 総合考察

本稿では、明治期の幼稚園教育の黎明期より現在に至るまでの特徴ある実践や思想における、「保育活動」として「話す・聞く」ことを展開する際に立ち上がる、保育者や保育研究者ら「大人」の意図＝願い＝ねらいの変遷を概括した。明治期においては、「教訓」のある「徳育」を行うことをねらいとした「説話」や「談話」が行われ、同時に保育者と身近なことを「会話」するための保育者の心がけなどの配慮も見られた。その後、倉橋による実践においては、それまで活動として価値づけられてこなかった、子どもが「話す」ことにも、表現の「意志」「方法」「反省的思考」等の向上など、さまざまな意義が見出された他、「共鳴」による保育者の受け止めに、「親しみ」のある関係性を築くための手立てが見出されるなど、「話す」「聞く」活動両者のねらいが大きく変容した。戦後の実践として取り上げた乾の「伝えあい保育」においては、「話す・聞く」行為を「伝えあう」という「協働的」な行為として位置付け直す視点が見出せた。

「子どもの主体性」を前景化した1989年の「幼稚園教育要領」改訂以降の「話し合い」活動においては、子ども達が自身によって「決めること」「合意形成をすること」に、子どもの主体性を発揮するための場としての機能が見出せることを指摘した。「対話」というキーワードへの着目と、「子ども主体」から、子どもと保育者の「共主体」という見方が広まる2017年の「幼稚園教育要領」第5次改訂以降の実践や思想においては、保育者の主体性を消失させる形ではなく、子どもと共に在る関係性＝「共主体」の関係性の構築と、「話す・聞く」活動が紐づいている様子が見てとれた。「決める」ことを目的とした対話においては、話し手と聞き手の差異を認識することにまつわる「話す力」「聞く力」などの個人が内包する能力観が前提とされ、「共に考える」ことを目的とした対話においては、話し手と聞き手が結論を急がずに対話を続ける力＝「ネガティブ・ケイパビリティ」や、主語を互いに融合させていくような発話により、他者と共存していく技法＝「共話」など、共同的に在る「能力」観を引き入れ得る可能性を提示した。

その他多くの、取り上げることの叶わなかった保育実践や保育思想の検証が残されるが、保育の史的な流れにおける「話す・聞く」活動のねらいの変遷をたどり、「話す・聞く」活動には、その時々異なる大人の「思い」が内包され実践されてきたことがわかった。近年の「対話的保育活動」に関わるさらに多くの実践を詳細に分析することを通して、「対話的で深い学び」における「対話」をめぐる保育者と子ども達の共主体的な在り様が、小学校以降の学校空間における子ども達の姿とはどのように接続し得るか等についても、今後引き続き考察を続けていきたい。

引用・参考文献

- 浅井幸子 (2016) 乾孝の保育の心理学：保育者との共同研究に着目して．日本教育学会第75回大会．
- 浅井幸子 (2017) 東京保育問題研究会における「伝えあい保育」の成立と展開．東京大学大学院教育学研究科紀要, 57 : 241-259
- 新井紀子 (2018) AI vs. 教科書が読めない子どもたち．東洋経済新報社．
- 有馬知江美 (1997) 哲学教育に関する考察 (II): 幼児の哲学の可能性．作新学院女子短期大学紀要, 21: p187-207.
- 石井光太 (2022) ルボ誰が国語力を殺すのか．文藝春秋．
- 乾孝編著 (1969) 才能をのばす教育．太平出版社．
- 乾孝 (1972) 伝えあい保育論集．新読書社．
- 乾孝 (1975) 表現・発達・伝えあい．いかだ社．
- 乾孝 (1976) 児童心理学入門 (増補新装版)．新評論．
- 井上義和・牧野智和・中野民夫・中原淳・中村和彦・田村哲樹・小針誠・元濱奈穂子 (2021) ファシリテーションとは何か：コミュニケーション幻想を超えて．ナカニシヤ出版．
- 内田樹 (2017) 日本の覚醒のために：内田樹講演集 (犀の教室)．晶文社．

- 梅根悟著・東京教育大学教育学研究室編(1950) 幼稚園のカリキュラム：教育大学講座9 幼稚園教育。金子書房。
- 枝廣淳子(2023) 答えを急がない勇気：ネガティブ・ケイパビリティのススメ。イースト・プレス。
- 大豆生田啓友(2020) 「語り合い」で保育が変わる：子ども主体の保育をデザインする研修事例集。学研みらい。
- 大豆生田啓友(2022) 子どもが対話する保育：「サークルタイム」のすすめ。小学館。
- 大豆生田啓友監修・おおえだけいこ(2023) 日本の保育アップデート：子どもが中心の「共主体」の保育へ。小学館。
- 小川正通(1949) 「保育要領」批判。日本幼稚園協会「幼児の教育」, 48(2-3)
- 小川正通著・東京教育大学教育学研究室編(1950) 幼稚園のカリキュラム：教育大学講座9 幼稚園教育。金子書房：89-108。
- 河野哲也(2014) 「こども哲学」で対話力と思考力を育てる。河出書房新社。
- 菊池ふじの監修・土屋とく編(1990) 倉橋惣三「保育法」講義録：保育の原点を探る。フレーベル館。
- 倉橋惣三(1919) 保育手段としてのお話(一)。幼児教育, 19(10)。
- 倉橋惣三(1934) 保育項目の実際：夏期講習會講義速記。幼児の教育, 34(8-9)：53-145。
- 倉橋惣三(1936) 育ての心(上)。フレーベル館。
- 小山祥子(2011) 幼児教育史における「おはなし」の受容と変容。駒沢女子短期大学研究紀要, 44:1-11
- 是澤優子(1999) 幼稚園教育における〈お話〉の位置づけに関する研究(その1)：明治期の「談話」にみる日本昔話を中心に。東京家政大学研究紀要, 39:79-88。
- 佐藤嘉代子(2016) 「子どもと哲学する時間」における子どもの変容：保育所5歳児クラス園児Aの事例から。子育て研究, 7:24-36。
- 坂元彦太郎著・津守真・森上史朗編(1976) 倉橋惣三：その人と思想。フレーベル館。
- 宍戸健夫(2017) 日本における保育カリキュラム。新読書社。
- 杉山弘子(2011) 幼稚園の4歳児クラスにおける話し合いの展開：合意形成過程における保育者の関わり。尚綱学院大学紀要, 61・62:1-10。
- 杉山弘子・本郷一夫(2022) 協同活動に関する幼児の話し合いについての保育者の認識：4歳児クラスと5歳児クラスの比較。発達支援学研究, 2(2)：70-87。
- 田中まさ子(1998) 幼児教育方法史研究：保育者と子どもの共生的生活に基づく方法論の探求。風間書房。
- 田中まさ子(2000) 保育における「話し合い」と保育内容：戦後初期の実践記録を中心に。岐阜聖徳学園大学短期大学部紀要, 32：37-52。
- 谷川嘉浩・朱喜哲・杉谷和哉(2023) ネガティブ・ケイパビリティで生きる：答えを急がず立ち止まる力。さくら舎。
- 塚越奈美・萩原ひろみ・山名裕子(2014) 5歳児クラスの話し合いにおける論理的思考と直感的思考のゆらぎ：担任による実践記録からの分析。教育実践学研究, 19:9-24。

土屋陽介 (2012) 子どもの哲学における対話の「哲学的前進」について. 立教大学教育学科研究年報, 56:77-90.

土屋陽介 (2020) 子どもの哲学と理性的思考者の教育: 知的徳の教育の観点から. 立教大学教育学科研究年報, 63:179-186.

ドミニク・チェン (2022) 未来をつくる言葉: わかりあえなさをつなぐために. 新潮社.

中川雅道 (2013) 学校、セーフな場で、共に考える: p4c ハワイの実践から. メタフュシカ, 44:55-65.

永井均・内田かずひろ (2009) 子どものための哲学対話. 講談社.

長野未来・市川沙也加・岩間直美・瀬古杏南・上田敏丈 (2023) 年長児の哲学的対話に見られる「ともに考える」関係性の特徴. 国際幼児教育研究, 30:51-66.

南陽慶子 (2017) 保育内容「言葉」に関する研究の動向と特質. こども教育宝仙大学紀要, 9(9):13-23

南陽慶子 (2018) 倉橋惣三の保育思想における「談話」論: 「保育法」講義録を中心に. こども教育宝仙大学紀要, 9:59-68.

野尻美枝 (2018) 昭和初期における「お話」をめぐる保育観. 立教女学院短期大学紀要, 50:87-96

浜口順子 (2014) 平成期幼稚園教育要領と保育者の専門性. 教育学研究, 81(4):448-459.

本間直樹 (2005). 対話を演ずる: 「子どものための哲学」二つの実践から. 臨床哲学, 6:41-54.

前村晃・高橋清賀子・野里房代・清水陽子 (2010) 日本人保姆第一号: 豊田英雄と草創期の幼稚園教育. 建帛社.

水谷信子 (1993) 「共話」から「対話」へ. 日本語学, 12(4):4-10.

無藤隆・大豆生田啓友 (2020) 子どもと大人が学び合う「共主体」の保育へ. 新・幼児と保育. 小学館.

文部省 (1979) 幼稚園教育百年史. ひかりのくに株式会社.

吉田直哉 (2021) 「伝えあい保育」の人間学: 戦後日本における集団主義保育理論の形成と展開. ふくろう出版.

呂小転 (2016) 問題解決のためのクラス話し合いにおける当事者と非当事者としての役割: 2名の5歳児に着目して. 国際幼児教育研究, 23:11-28.

渡邊哲男・勢力尚雅・山名淳・柴山英樹 (2019) 言葉とアートをつなぐ教育思想. 晃洋書房.

¹ 文部科学省『『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申素案)』https://www.mext.go.jp/content/20201225-mxt_soseisk01-1415607_00003-1.pdf (2023年10月22日)

² 1925年の及川ふみの「八百屋遊び」の実践(「八百屋遊び」『幼児の教育』第25巻第5号、1925年7月)の記録からは、保育者の呼びかけに応える、子ども達と保育者との「対話的な」やり取りによって、遊びが進展していく様が伺われる。

³ 新井(2018)石井(2022)等において、子ども達の「読解力」「基礎学力」「論理力」等が不足してい

る状況と、それによって引き起こされる様々な懸念について、調査に基づくデータや、インタビュー調査等に基づいて論じられている。これらの書籍が、現在の子ども達や現在の教育の抱える課題として、「言葉の力が弱い」等の共通認識の生成に貢献していると思われる。

⁴ 南陽 (2018) は、この『倉橋惣三「保育法」講義録』は、「保育者養成に携わっていた倉橋の思想を知る貴重な資料であり、保育項目『談話』に関する見解と、倉橋の求める保育者のあるべき姿が色濃く反映されたものである」(p60) とする。本稿においても、「話す・聞く」保育活動における倉橋の、ひいては倉橋の思想に影響を受けた当時の保育者達の心性を探る上で、倉橋の「談話」観を、この『倉橋惣三「保育法」講義録』から探っている。

⁵ 菊池ふじの監修・土屋とく編 (1990) 倉橋惣三「保育法」講義録：保育の原点を探る。フレーベル館。pp. 195-196

⁶ この際設定された 12 の項目は、「見学」「リズム」「休息」「自由遊び」「音楽」「お話」「絵画」「制作」「自然観察」「ごっこ遊び・劇遊び人形芝居」「健康保育」「年中行事」の 12 項目である。

⁷ 「対話」というものに対する期待や関心の高まりは、例えば、「主体的・対話的で深い学び」の文言が使用された 2017 年の「幼稚園教育要領」改訂の周辺時期の、雑誌記事数 (雑誌記事索引集成データベース「ざっさくプラス」https://zassaku-plus.com/service/login?return_url=https%3A%2F%2Fzassaku-plus.com%2Fにて「対話」をキーワード検索時の結果 [2023 年 11 月 8 日]) の増加にも見出すことができる。2017 年から 2023 年 11 月までの 7 年間では 6308 件の「対話」関連記事が見られ、これはその前の 7 年間 (2010 年～2016 年) の 4440 件と比較して、増加傾向を示すものとなっている。また、CiNii ([<https://cir.nii.ac.jp>]にて「対話」「対話 教育」「対話 保育」をキーワード検索時の結果 [2023 年 11 月 8 日]) における「対話」をキーワードとして検索した 2017 年以降の 7 年間の論文数としては 14128 件、2010 年から 2016 年までの 7 年間の論文数が 9574 件であり、これも増加傾向にあると言える。同様に「対話 教育」での検索結果については 2017 年から 2023 年において 5147 件であるのに対し、2010 年から 2016 年においては 2230 件であり、「対話 保育」での検索結果は 2017 年から 2023 年が 284 件であるのに対し、2010 年から 2016 年で 103 件となっている。以上より、2017 年前後を境にして、「対話」に関わる雑誌記事や論文数の増加を認めることができる。これらの状況からは、「対話」が幼稚園教育要領や学習指導要領における重要なキーワードとして位置づけられる時期に、多くの分野で連動して「対話」への関心や期待の高まりが生じている事が読み取れる

⁸ OECD:OECD Future of education and skills 2030 conceptual learning framework:Concept note,2019 https://www.oecd.org/education/2030-project/teaching-and-learning/learning/learning-compass-2030/OECD_Learning_Compass_2030_Concept_Note_Series.pdf (2023 年 12 月 20 日)

⁹ 渡邊 (2019) において、渡邊は、近年の論理的思考・プログラミング的思考に対して「詩的な言葉」の共存から、これからのコミュニケーションのあり方を論じている。

保育者養成校の女子大学生と一般女子大学生の 健康度・生活習慣の比較

Comparison of health and life habits of female college students of childcare training schools and general female university students.

川野 裕姫子

Yukiko Kawano

抄録

本研究は、保育者養成校女子大学生（129名）と一般女子大学生（99名）の健康度・生活習慣を比較・検討することを目的とした。解析の結果、保育者養成校女子大学生は一般女子大学生より精神的健康度と睡眠の規則性は高く、運動意識は低かった。また、保育者養成校女子大学生は、精神的健康度と身体的健康度の関係性が高く、運動意識と他の因子間との関係は、精神的健康度、休息、および睡眠の規則性間で一般女子大学生と異なった。保育者養成校女子大学生の睡眠の規則性は高く、運動尺度と運動意識は低く、休養尺度と他の因子間との関係は、食事尺度との関係が高かった。

結論として、保育者養成校女子大学生は一般女子大学生に比べ、精神的健康度と睡眠の規則性に優れるが、運動意識は劣ることが明らかとなった。両女子大学生が大学において学習する教育内容の違いが、彼女らの健康度・生活習慣の一部に影響する可能性が示唆される。

キーワード：保育者養成女子大学生、一般女子大学生、健康度・生活習慣

1. はじめに

近年、急激な社会環境の変化に伴い、人々の運動習慣、食習慣、および睡眠習慣が不規則となり、健康的な日常生活を過ごすことが困難となっている。生活習慣の乱れにより生活習慣病を有する人も年々増加しており（管ら、2005）、正しい生活習慣の獲得のために、早期からの健康教育が重要であろう（山中・高田、2017）。特に、大学生の健康や生活習慣は、他の年代と比較すると男女ともに積極的健康度、運動意識・環境、食生活状況、および睡眠状況が著しく劣ると報告されている（Tokunaga、2004）。これらの原因は、大学生の不規則な生活習慣が原因と考えられる（青山ら、2022）。また、伊達ら（2011）によると、一般学生は自身の生活習慣の乱れに自覚がなく、不健康であるという認識も低いことが報告されている。

一方、山中・高田（2017）の保育専攻学生における生活習慣および自身の健康意識調査の結果では、睡眠時間は平成23年の社会生活基本調査結果総務省（2012）の国民平均時間より短く、9割以上の学生が7時間以下であることを明らかにした。彼女らの睡眠時間の妨げ要因は、夜遅くまでのアルバイトやスマホ使用時間が長いことを原因として挙げている。また、体育授業以外で運動する学生は少なく、多くの学生は学業とアルバイトのために運動時間を確保できない

いことを指摘している。塩路（2014）は、現代の保育専攻学生は授業がタイトである上に、夜間のアルバイトや情報通信機器の使用により睡眠時間が減少し、生活リズムの乱れに繋がっていると述べている。川上ら（2017）は、保育専攻学生は運動する機会も少なく、彼女らの体力は同年代の全国平均より低い傾向にあると報告している。大石（2021）は、保育者養成および小学校教員養成課程に在籍する短期大学生は、今川（2019）が対象とした一般大学生と比べて夜型学生が多く、夜型学生は朝型学生より食習慣や睡眠習慣の改善が必要であることや生活が不規則であり、心身の不調を訴える学生が多いことを報告している（本多、1994）。特に、徳田（2014）は、精神的健康は生活習慣と密接に関連していることを指摘しており、澤田ら（2013）は、短期大学生は夜型生活などの不規則な生活が、精神的疲労に影響を及ぼすことを報告している。正保ら（2014）は、「健康度・生活習慣診断検査」（徳永、2004）を利用し保育養成校女子大学生123名を対象に、「健康度・生活習慣診断検査」手引き（徳永、2004）記載の一般女子大学生288名の結果と比較した。調査結果から保育養成校女子大学生は、一般女子大学生よりも「精神的健康度」、「運動意識」、および「休息」の3因子得点は有意に低かった。また、総合得点判定は2～3のレベルを示し健康度・生活習慣パターンは、他の世代と比べ「要注意型」が多い傾向にあったと報告している。

しかし、保育者養成校女子大学生は、将来子どもに積極的に寄り添い、健全な発育を支援する役割があり、学生時代にコミュニケーション能力や体力を高めておかなければならない。そのためには、自己の健康管理に留意し運動習慣を身に付け、子どもと共に活動できる基礎体力が必要である（菊池、2017）。正保ら（2014）は、保育養成校女子大学生は将来、保育士や幼稚園教諭として勤務することを目指しており、その際には自らの健康だけでなく、子どもの健康に直接関わる立場として、学生時代から規則正しい生活習慣を獲得しておくことが必要であると述べている。さらに、保育養成校女子大学生は学生時代にコミュニケーション能力や基礎体力を高め、自己の健康管理に留意し、運動習慣を身に付けた生活を心掛ける必要がある。その為にも、規則正しい生活習慣を獲得することが望まれている（菊池、2017）。

以上のように、保育専攻女子学生の健康度・生活習慣に関する研究は数多く見られる。しかし、それらの研究はいずれもコントロール群（他専攻の学生など）と比較して検討している訳ではなく、マニュアルや他の資料と比較しているに過ぎない。

本研究は、健康度・生活習慣診断検査（徳永、2004）を利用し、保育者養成校女子大学生と一般女子大学生を対象に、彼女らの健康度および生活習慣を比較・検討することを目的とした。

2. 方法

(1) 調査対象者

調査対象者は、K短期大学（保育者養成校）女子大学生（以下、保育学生）1回生（2年制55名）および2回生（長期制76名）合計131名（年齢 19.3 ± 3.7 歳）と近畿圏に在

籍する8大学の1回生および2回生の一般女子大学生（以下、一般学生）合計105名（年齢19.0 ± 0.7歳）であった。

対象者には、予め本研究の趣旨を詳細に説明し書面にて同意を得た。

調査用紙の配付と回収は、授業の最終日に配布しその日に回収した。回収率は100%であったが、調査用紙の記入不備者（保育学生2名と一般学生6名）を除外した。よって、本研究の対象学生は、保育学生129名と一般学生99名とした。

対象者には、健康度・生活習慣診断検査（徳永、2004）を実施した。

なお、K短期大学保育者養成校は、2年制と長期履修制（3年制）課程が設置されており、長期履修制在籍の学生は、2年制のカリキュラムを3年間で履修することとなっている。

(2) 健康度・生活習慣診断検査 (Diagnostic Inventory of Health and Life Habit:DIHAL.2)

本検査は、個人や集団全体の健康度や生活習慣の実態や変容を明らかにする目的で作成された。診断検査は、以下の4尺度に分類され、全体で47項目の質問内容から構成されている。

1. 健康度（12項目）、2. 運動（8項目）、3. 食事（13項目）、および4. 休養（14項目）。なお、健康度尺度は、身体的（4項目）、精神的（4項目）、および社会的（4項目）健康度の下位因子からなる。他の尺度の下位因子に関しては、表1を参照。

被験者は、各質問に対し「あてはまらない」、「あまりあてはまらない」、「どちらともいえない」、「かなりあてはまる」、および「よくあてはまる」の5段階のいずれかに回答した。各因子を代表する質問項目の得点和各因子の得点とした。得点が高い程、因子に対する評価が高いと判断される。表1は、DIHAL.2手引きによる健康度・生活習慣の尺度別・下位因子別（「かなり低い」、「やや低い」、「もう少し」、「やや優れている」、および「非常に優れている」の5段階）得点範囲を示している。

表1. 健康度・生活習慣診断検査の尺度別・下位因子別合計得点範囲表

尺度	下位因子（質問項目数）	判定				
		1(かなり低い)	2(やや低い)	3(もう少し)	4(やや優れている)	5(非常に優れている)
健康度	①身体的健康度 (4)	4-10	11-13	14-16	17-18	19-20
	②精神的健康度 (4)	4-9	10-12	13-15	16-18	19-20
	③社会的健康度 (4)	4-8	9-11	12-14	15-17	18-20
	合計 (12)	12-32	33-38	39-44	45-50	51-60
運動	④運動行動・条件 (5)	5-9	10-14	15-19	20-23	24-25
	⑤運動意識 (3)	3-7	8-10	11-12	13-14	15
	合計 (8)	8-18	19-24	25-31	32-37	38-40

食 事	⑥食事のバランス (7)	7-15	16-20	21-26	27-31	32-35
	⑦食事の規則性 (4)	4-7	8-11	12-15	16-18	19-20
	⑧嗜好品 (2)	2	3-4	5-6	7-8	9-10
	合計 (13)	13-32	33-41	42-50	51-58	59-65
休 養	⑨休息 (3)	3-4	5-8	9-11	12-13	14-15
	⑩睡眠の規則性 (3)	3	4-5	6-9	10-12	13-15
	⑪睡眠の充足度 (4)	4-6	7-9	10-12	13-15	16-20
	⑫ストレス回避 (4)	4-9	10-12	13-15	16-18	19-20
	合計 (14)	14-29	30-37	38-46	47-52	53-70
生活習慣合計(35)		35-89	90-107	108-124	125-142	143-175

(3) 調査期間

保育学生の調査は、2019年10月から11月の期間に実施し、一般学生は、2019年6月から2020年2月の期間に実施した。

なお、本研究は、所属短期大学の研究委員会の審査において承認を得て実施した。

3. 統計解析

健康度・生活習慣診断検査4尺度12下位因子における保育学生と一般学生の平均値の差は、対応のないt検定より検討した。また、保育学生と一般学生の健康度・生活習慣診断検査4尺度12下位因子間の関係は、ピアソンの積率相関係数より検討した。本研究における統計的仮説検定の有意水準は5%とした。

4. 結果

表2は、保育学生と一般学生における検査を構成する4尺度下位12因子の基礎統計値を示している。「健康度尺度」の「精神的健康度」、生活習慣に関する「運動尺度」の「運動意識」および「休養」尺度の「睡眠の規則性」に有意差が認められ、「精神的健康度」および「睡眠の規則性」は保育学生の方が高く、「運動意識」は一般学生の方が高かった。なお、効果量(d) (Cohen J, 1988) は0.43～0.50で中程度であった。

また、判定では「精神的健康度」と「睡眠の規則性」に差はなく「3」のもう少しで、「運動意識」は、保育学生が「2」のやや低いで、一般学生は「3」のもう少しであった。さらに、「嗜好品」の判定では両学生ともに、「5」の非常に優れているであった。

表2. 保育学生と一般学生における健康度・生活習慣診断検査の4尺度の下位12因子の基礎統計値

	保育女子学生(N=129)				一般女子学生(N=99)				t	p	Cohen's d
	平均値(判定)	標準偏差	最大値	最小値	平均値(判定)	標準偏差	最大値	最小値			
①身体的健康度	14.7 (3)	2.3	20.0	9.0	14.6 (3)	2.6	21.0	8.0	0.169	0.866	0.02
②精神的健康度	14.6 (3)	3.4	20.0	4.0	13.1 (3)	2.8	20.0	4.0	3.710	0.000*	0.50
③社会的健康度	13.2 (3)	2.9	20.0	5.0	13.3 (3)	3.3	20.0	6.0	0.236	0.814	0.03
④運動行動・条件	14.6 (2)	4.8	25.0	5.0	15.4 (3)	5.3	28.0	6.0	1.193	0.234	0.16
⑤運動意識	10.3 (2)	2.5	18.0	5.0	11.4 (3)	2.4	19.0	6.0	3.241	0.001*	0.43
⑥食事のバランス	22.6 (3)	5.3	35.0	11.0	21.8 (3)	5.3	35.0	11.0	1.133	0.259	0.15
⑦食事の規則性	12.2 (3)	3.4	20.0	4.0	11.9 (2)	3.2	20.0	4.0	0.691	0.490	0.09
⑧嗜好品	9.2 (5)	1.8	10.0	2.0	9.0 (5)	2.3	13.0	1.0	0.724	0.470	0.10
⑨休息	9.9 (3)	3.0	15.0	3.0	9.2 (3)	3.0	15.0	3.0	1.745	0.082	0.23
⑩睡眠の規則性	8.4 (3)	2.7	15.0	3.0	7.2 (3)	2.6	15.0	3.0	3.359	0.001*	0.45
⑪睡眠の充足度	10.3 (3)	3.4	19.0	4.0	10.4 (3)	2.7	20.0	5.0	0.273	0.785	0.04
⑫ストレス回避	14.4 (3)	2.6	20.0	7.0	14.0 (3)	2.4	20.0	6.0	1.211	0.227	0.16

*: $p < 0.05$

表3は、保育学生と一般学生別検査における12因子間の相関係数を示している。

保育学生と一般学生の「健康度尺度」3因子間の関係は、いずれも中程度から低い有意な関係が認められた。次に、「健康度尺度」と「生活習慣尺度」間の関係を見ると、保育学生の「身体的健康度」は、「運動尺度」の2因子と「睡眠尺度」の4因子の合計6因子間に中程度から低い有意な関係を示したが、「食事尺度」の3因子間に関係はなかった。一般学生は、「食事尺度」の1因子間(嗜好品)のみ関係を示さなかったが、他の8因子間と低い有意な関係を示した。一方、保育学生の「精神的健康度」は、「嗜好品」と「睡眠の規則性」の2因子間のみ関係なく、他の7因子間には中程度から低い有意な関係を示した反面、一般学生は、「運動尺度」の2因子、「食事尺度」の3因子、および「休養尺度」の2因子の合計7因子間に関係はなく、「睡眠の充

「健康度」と「ストレス回避」の2因子間のみ、中程度から低い関係を示した。また、保育学生の「社会的健康度」は、「食事の規則性」と「休息」の2因子間のみ関係なく、「運動尺度」の2因子、「食事尺度」の2因子、および「休養尺度」の3因子の合計7因子間は中程度から低い有意な関係を示した。一般学生は、「食事の規則性」、「嗜好品」、「休息」、および「睡眠の規則性」の4因子間に関係はなく、「運動尺度」の2因子、「食事尺度」の1因子（食事のバランス）、および「休養尺度」の2因子の合計5因子間に中程度から低い有意な関係を示した。

次に、「生活習慣尺度」の運動、食事、および休養間の関係を見ると、保育学生と一般学生において、「運動尺度」の2因子と「食事尺度」の3因子間、および「休養尺度」の4因子間は、「運動行動・条件」と「食事のバランス」間、「運動意識」と「休息」間、および「睡眠の規則性」間で関係性が異なった。また、「食事尺度」の3因子と「休養尺度」の4因子間では、「食事のバランス」因子と「休息」因子間のみ異なる関係を示したが、その他の因子間は、両学生間で同様な関係を示した。

表3. 保育学生と一般学生別検査における12因子間の相関係数

	①身体的健康度	②精神的健康度	③社会的健康度	④運動行動・条件	⑤運動意識	⑥食事のバランス	⑦食事の規則性	⑧嗜好品	⑨休息	⑩睡眠の規則性	⑪睡眠の充足度	⑫ストレス回避
①身体的健康度		0.277*	0.376*	0.352*	0.261*	0.395*	0.321*	0.095	0.327*	0.335*	0.376*	0.380*
②精神的健康度	0.472*		0.357*	0.158	0.144	0.037	0.148	0.039	0.120	0.138	0.360*	0.273*
③社会的健康度	0.246*	0.366*		0.668*	0.501*	0.494*	0.115	0.029	0.128	0.164	0.356*	0.480*
④運動行動・条件	0.254*	0.259*	0.434*		0.684*	0.409*	-0.010	0.191	0.178	0.154	0.272*	0.367*
⑤運動意識	0.362*	0.258*	0.432*	0.689*		0.338*	-0.016	0.041	0.228*	0.113	0.358*	0.359*
⑥食事バランス	0.101	0.184*	0.350*	0.158	0.175*		0.328*	0.073	0.219*	0.256*	0.290*	0.318*
⑦食事規則性	0.134	0.186*	0.098	0.072	0.044	0.382*		0.082	0.206*	0.429*	0.294*	0.036
⑧嗜好品	-0.028	-0.003	0.250*	0.024	0.076	-0.010	0.050		0.061	0.105	0.080	-0.169
⑨休息	0.430*	0.293*	0.166	0.106	0.118	0.002	0.237*	0.001		0.355*	0.278*	0.369*
⑩睡眠の規則性	0.271*	0.098	0.240*	0.172	0.229*	0.189*	0.482*	0.124	0.381*		0.362*	0.220*
⑪睡眠の充足度	0.446*	0.377*	0.406*	0.273*	0.244*	0.311*	0.294*	0.059	0.356*	0.395*		0.215*
⑫ストレス回避	0.496*	0.419*	0.402*	0.264*	0.330*	0.225*	0.097	0.047	0.318*	0.232*	0.475*	

上が一般女子大学生 (N=99, r=0.198)、下が保育養成校女子大学生 (N=129, r=0.173)、*:p<0.05

5. 考察

保育の役割は、「乳児期の健やかな子どもの育ち」(三日月、2021)を支援するために、保育

所保育指針（2018）では「豊かな人間性の育成」をまた、幼稚園教育要領（2018）では「生きる力の基礎を育む」ことを目標としている。どちらも保育者としての共通目標は、子どもの育成と教育を支援することであり、子どもたちの健康な発達と成長をサポートする役割を果たさなければならない。すなわち、保育学生は、この基本的な目標に従い、様々な保育に関する教育を受け、最終的に保育者（幼稚園教諭および保育士）としての資格を有することを目的としている。従って、保育専攻以外の他専攻の学生が受けている教育とは明らかに異なる。

よって、本研究では、健康度・生活習慣診断検査を利用して、K短期大学（保育者養成校）の女子大学生（保育学生）と一般女子大学生（一般学生）の健康度および生活習慣（運動、食事、および休養）を比較・検討した。そして、保育学生と一般学生が受けている教育専攻の違いが、彼女らの健康度・生活習慣のどのような点に違いがあるのかを明らかにすることによって、今後の保育教育に役立つための基礎資料を得ることを最終的な目標とした。そこで、より詳細に検討するため、健康度、生活習慣（運動、食事、および休養）4尺度の下位12因子の結果のみを取り上げ、保育学生と一般学生の因子間の差や関係について考察する。

（1）健康度尺度について

健康度尺度は、「身体的健康度」、「精神的健康度」、および「社会的健康度」の3下位因子で構成されている。保育学生と一般学生の健康度尺度は、「精神的健康度」に有意差が認められ、一般学生より保育学生が高かった。

精神的健康度は、集団とグループにうまく適応していない、対人関係で気まずい思いをしている、いつもイライラしている、および勉強あるいは仕事がかたどらずに困っている（徳永、2004）である。この精神的健康度は、これらの症状の得点を逆に計算するため、実質的な回答は、1.「あてはまらない」が、5.「良くあてはまる」となる。従って、得点は高い方が上述の症状が少ないことを意味する。

矢藤（2022）は、保育学生は、保育実習を通じて、現場の子どもや保育者とコミュニケーションを取り、共有しながら保育活動を円滑に進める必要があり、コミュニケーション能力や協調性が身につくことを報告している。また、澤田と久住（2019）は、心身の健康はコミュニケーション能力と関係があり、コミュニケーション能力の高い学生は、充実感をもって日常生活を送っており、対人関係も良好で、精神的にも安定していると報告している。一方、文部科学省（高等教育局医学教育課、2009）の現代の学生の実態報告によると、近年、インターネットや電子メールなどの情報手段が日常化し、質の高い情報にアクセスしやすくなったこともあり、相互のコミュニケーションを深めることも容易になっている。また、学生が大学で直接、教員や他の学生とふれあう必要性が薄れてきていると指摘している。さらに、荒川ら（2021）は、現代の多くの一般学生はコミュニケーションに不安を抱いていると指摘している。

上述の研究報告でも指摘しているように、一般学生より保育学生が、精神的健康度が高いのは、保育学生が大学にて習得している教育内容は、精神的健康度を高める教育の実際や体験を

多く実践していることを反映しているからであろう。また、保育学生と一般学生の健康度尺度 3 因子間の関係は、いずれも中程度から低い有意な関係が認められた。しかし、保育学生の「身体的健康度」と「精神的健康度」の関係は、中程度の有意な関係 ($r=0.472$) であるのに対し、一般学生は、低い有意な関係 ($r=0.277$) であった。いずれも有意な関係ではあるが、一般学生より保育学生の精神的健康度は、身体的健康度と関係が深いのかかもしれない。すなわち、心身の健康と言われるように、こころとからだは一体であるという認識が、保育学生は高いことが推察される。

以上のことから、保育学生は一般学生に比べ、人と関わる機会が多く、コミュニケーション能力も養われ、充実した学生生活が送れていると推測される。一方、文部科学省（高等教育局医学教育課、2009）の学生の状況報告によると、学生の最大の関心事は卒業後の進路であり、最近の厳しい経済状況の中で自己の進路に不安を抱いている学生が多い。保育学生は、将来の目標（保育士）が明確であり、それに向けて意欲的に学業に取り組み、就職も学生時代にほぼ内定している（正保ら、2014）。

よって、保育学生は就職に対する精神的不安は、一般学生よりも少ないと考えられる。

（2）運動尺度について

運動尺度は、「運動の行動・条件」と「運動意識」の 2 下位因子で構成されている。保育学生と一般学生の運動尺度は、「運動行動・条件」に差は認められなかったが、「運動意識」は、保育学生の方が有意に低かった。また、保育学生と一般学生の「運動意識」と他の因子との関係では、「精神的健康度」、「休息」、および「睡眠の規則性」間で異なった。保育学生は、「精神的健康度」と「睡眠の規則性」で有意な低い関係を示したが、一般学生は、「休息」との関係において有意な低い関係を示した。他の因子との関係では、概ね同じ関係を示した。

運動意識は、運動を続けると生活習慣病の予防など良いことが多いと思う、運動やスポーツをすると楽しい気持ちになる、友人や家族などから運動やスポーツをすることを期待されている（徳永、2004）である。

精神的健康度の高い保育学生は、特に「睡眠の規則性」との関係があることから、運動を意識した生活をするよりも規則正しい睡眠を獲得することの方が大切に思っているのかかもしれない。逆に、運動意識の高い一般学生は、日々の生活においてゆったりとした休息時間を取ることができたり、1 週間に 1 回は休日が取れることや一日の中で一人で静かに過ごす時間的な余裕がある（徳永、2004）ことなどが挙げられている。

中村ら（2017）は、大学生の余暇生活の実態と意識調査から、多くの女子学生は、余暇時間に行う活動や行動は生きているという実感を感じさせたり、精神的な充実感を与えてくれると回答し、学生は余暇活動から楽しみを得ていると述べている。また、ベネッセ教育総合研究所（2014）における大学生のサークルや部活動の参加調査結果では、約 25% の学生が運動系のサークルや部活動に参加していることを報告している。

よって、ゆとりのある生活ができていてる大学生は比較的運動する時間が確保できるため、運動しようとする意識が保ちやすいのかもしれない。

正保ら（2014）は、徳永（2004）の研究における一般学生と比較し、「運動意識」は、一般学生より保育学生が低値であり、本研究の結果は正保ら（2014）の結果と一致した。正保ら（2014）は、保育学生は運動の効果を認知していないことや運動をすることの楽しさを感じていない学生が多いことを報告している。

山中・高田（2017）は、保育学生は体育授業以外で運動する学生は少なく、多くの学生は学業とアルバイトのために運動時間を確保できない。また、川上ら（2017）は、保育学生は運動する機会が少なく、彼女らの体力は同年代全国平均より低い傾向にあると報告している。青山ら（2022）は、運動習慣のある学生ほど運動する環境（場所や仲間）に恵まれ、身体活動量も増加すること、また、水月ら（2018）は、学生が身体活動や運動の自主的かつ継続的实践ができるようにするためには、学内環境の整備、運動設備・用具の充実、および学生支援などに取り組むことが必要であると述べている。

特に、保育学生は保育者を目指し、子どもたちと共に身体活動を行い、子どもたちに体を動かす喜びや楽しさを感じさせる必要がある（菊池、2017）。そのために、保育学生は一般学生が受講する一般教養の生涯スポーツに加えて、専門教育科目である幼児体育、身体表現などの実技科目やその他の演習授業も受講している。従って、運動する頻度は一般学生より高いと考えられる。

本研究対象であるK短期大学は、体育館以外で運動するスペースがなく、運動クラブも存在しない。ゆえに、保育学生は一般学生より授業頻度は高いが、授業以外で運動する環境に恵まれていないために、運動に対する意識や欲求は、必然的に一般学生が楽しんで実施するスポーツとは異なる感覚を持っているものと推察される。

しかし、保育学生は、将来保育者として運動の必要性を十分に理解し、日頃から運動習慣を身につける意識を待たなければならないだろう。保育学生と一般学生の運動尺度に関するこれらの差や関係の違いについては、今後、保育専攻学生のカリキュラム等を検討していく必要があるだろう。

(3) 食事尺度について

食事尺度は、「食事のバランス」、「食事の規則性」、および「嗜好品」の3下位因子から構成されている。食事尺度は、いずれの因子も保育学生と一般学生間に差が認められなかった。しかし、「食事のバランス」、「食事の規則性」、および「嗜好品」と他の因子の関係では、保育学生と一般学生の間で異なった。特に注目すべき点として、保育学生の「精神的健康度」と「食事のバランス」、および「食事の規則性」の因子間には、低い有意な関係が認められるが、一般学生にその関係は認められない。また、一般学生では、「食事のバランス」と「運動行動・条件」は、中程度の有意な関係が認められるが、保育学生ではその関係が認められない。保育

学生と一般学生における因子間の関係性の違いは、食事をバランスよく、かつ規則的に食することは、精神的な安定が保たれることと関係しているものと推察される。一方、一般学生は、食事をバランスよく保つことは、運動行動の条件を整えることであると意識しているのかもしれない。このような関係性の違いは、まさに保育学生と一般学生が受ける教育が異なっていることを反映していると示唆されよう。もう一つ特筆すべき点として、嗜好品に関して、一般学生は、他のすべての因子間と関係がなく、また、保育学生も社会的健康度のみ低い有意な関係が認められるに過ぎない。すなわち、保育学生と一般学生は、健康的な生活習慣形成において嗜好品（アルコールやタバコ等）を摂取していないことになる。ただし、この嗜好品は、保育学生および一般学生の年齢が20歳未満であったため、「あてはまらない」に回答者が多かったことが推察されるが、保育学生および一般学生は、嗜好品の過剰摂取について、健康を害することになるということも強く認識しているものと推察される。

正保ら（2014）は、徳永（2004）の研究における一般学生と比較し、「食事のバランス」、「食事の規則性」、および「嗜好品」の3因子得点は保育学生が一般学生より有意に高値であったと報告している。食事の3下位因子も、本研究の結果は正保ら（2014）の報告と異なった。

山中・高田（2017）は、保育学生の食習慣について調査し、55%の学生が「朝食を必ず食べる」、1%の学生は「ほとんど食べない」、ほぼ9割の学生が「夕食を必ず食べる」、8割の学生が「間食する」と回答したと報告している。菊池（2017）は、保育学生の朝食習慣を調査し、7割の学生が「毎日朝食を摂っている」、1割も満たない学生が「朝食を摂らない」の回答であったことから、保育者養成校のカリキュラムにおいて、栄養や子どもの食育について学習していることが関係していると推測している。

山中・高田（2017）および菊池（2017）の報告は、2017年に実施した調査結果であるが、正保ら（2014）の研究報告は2014年のものであり、比較対象者とした一般学生の結果は、徳永（2004）の2004年の研究論文のものである。本研究とは15年近くの違いがあり、学生自身の健康への関心度が高まり、食生活の重要性が認識されたこと（群馬県健康福祉部保健予備課、2020）などから食に対する意識の時代差も結果の違いに大きく関係していると推察される。國友ら（1999）は、短期大学生において、健康状態に最も大きな影響を及ぼす生活習慣要因は、「食事の規則性」で、食べものの好き嫌い、昼夜の欠食、および間食なども影響を及ぼす要因であると報告している。

食事尺度の関係性の差については、保育学生が学習している教科には、発育発達段階にある保育園児や幼稚園児の食育の大切さに関する教育が含まれている。一方、一般学生が学習している健康教育は、学生自身の栄養摂取バランスや運動の大切さに関する教育がその主たる目標として定められている。このような教育カリキュラム目標の違いが、保育学生と一般学生の食事尺度における因子間の関係性の違いを反映しているのかもしれない。

(4) 休養尺度について

休養尺度は、「休息」、「睡眠の規則性」、「睡眠の充足度」、および「ストレス回避」の4下位因子で構成されている。保育学生と一般学生の休養尺度は、「睡眠の規則性」のみ有意差が認められ、一般学生より保育学生が高かった。

休養尺度に関する因子間の関係では、「睡眠の規則性」と「食事の規則性」の因子間の関係が、保育学生と一般学生共に中程度の有意な関係を示しており、「食事のバランス」との因子間の関係も低い有意な関係が示された。先の食事尺度の結果では、保育学生の方が高値であるが、因子間に差はなく、因子間の関係性は異なっていた。しかし、食事や睡眠といった因子は、両学生にとって深い関係性があることを認識し、両因子のバランスや規則性は、健康保持の基本的な要素であるということは十分に理解しているものと推察される。

正保ら(2014)は、保育学生は一般学生よりも「休息」因子得点は有意に低値であったことから、毎日の授業や課題により休息を取りづらい生活を送っている。一方、「睡眠の規則性」因子得点は有意に高値であったことから、休憩時間は一般学生よりも少ないが、規則的な睡眠時間を確保していると報告している。本研究の結果では、保育学生と一般学生間に「休息」因子得点に有意差はないが、「睡眠の規則性」因子得点は保育学生の方が高値であり、「睡眠の規則性」因子得点については正保らの研究結果と一致した。

山中・高田(2017)は、保育学生の睡眠時間は国民平均時間より短く、9割以上の学生が7時間以下で、彼女らの睡眠時間の妨げ要因は、夜遅くまでのアルバイトやスマホ使用時間の長いことを挙げている。塩路(2014)は、現在の保育学生は授業スケジュールがタイトである上に、夜間のアルバイトや情報通信機器の使用により、睡眠時間が減少し生活リズムの乱れに繋がっていると報告している。

大石(2021)は、保育および教育系学生は一般大学生に比べて夜型学生が多く、夜型学生は朝型学生よりも食習慣や睡眠習慣の改善が必要であると報告している。本多ら(1994)によると、夜型学生は朝型学生よりも生活が不規則であり、心身の不調を訴えることが多く、特に、澤田ら(2013)は、短期大学生は夜型生活などの不規則な生活が精神的疲労に影響を及ぼすと報告している。

以上の研究報告は、保育学生は一般学生に比べ夜型学生が多く、睡眠時間も確保できず、規則正しい生活を送っているとは言えないことを示唆している。しかし、正保ら(2014)は、保育学生は毎日の授業や演習が規則的に行われる短大生活であることから、それらに影響が与えないために日々の就寝・起床時間に乱れが生じないような生活を意識的に送っていると指摘している。また、山中・高田(2017)は、保育学生はタイトな授業スケジュールであり、実践的な授業も多く、睡眠不足にならないように、日頃から生活リズムを意識することが重要であると述べている。

よって、保育学生は将来保育者を目指しており、大半の学生は朝の1限目からの授業形態で

あり、日頃から実技や演習を含む授業に影響を及ぼさないために、定期的に睡眠行動をとる必要性を意識しながら生活を送っていると推察される。

6. 研究の限界と今後の研究課題

本研究では、コントロール群として一般学生は近畿圏に在籍する8大学の保育専攻学生以外の学生を対象とし、保育学生はK短期大学（保育者養成校）の保育学生のみを対象にした。一般学生が8大学の学生を対象としているのであれば、保育学生においてもK短期大学以外の保育専攻学生も含めて検討する必要がある。この点に関しては、他の保育教育を専攻している学生との関係を保つことができなかつたため、研究の限界として今後の課題としたい。

今後、複数の保育専攻女子大学生を対象とし、自己省察を含めた健康度・生活習慣調査に基づき、保育専攻女子大学生と一般女子大学生の健康度・生活習慣の比較検討が必要であろう。また、今回の研究では、徳永の健康度・生活習慣診断検査のみで検討したが、今後はストレスやコーピング調査なども含めて検討する必要があると考えている。

7. まとめ

本研究は、K短期大学（保育者養成校）の女子大学生および近畿圏に在籍する8大学の一般女子大学生を対象として、徳永が開発した健康度・生活習慣診断検査を用いて、健康度および生活習慣を比較した。

健康度尺度のうち、「精神的健康度」は一般学生より保育学生は高い。健康度因子間関係では、保育学生の「精神的健康度」と「身体的健康度」との関係性が高い。

運動尺度のうち、「運動意識」は、保育学生より一般学生が高い。保育学生と一般学生における「運動意識」と他の因子間との関係では、「精神的健康度」、「休息」、および「睡眠の規則性」間で異なる。

食事尺度は、いずれの因子も保育学生と一般学生間に差はない。保育学生と一般学生における食事尺度と他の因子間との関係では、「食事のバランス」、「食事の規則性」、および「嗜好品」間で異なる。

休養尺度のうち、「睡眠の規則性」は、一般学生より保育学生が高い。保育学生と一般学生における休養尺度と他の因子間との関係では、「食事尺度」との関係が高い。

引用文献および参考文献

1. 管佐和子, 十一元三, 櫻庭繁 (2005) 健康心理学, 丸善出版, pp. 3-5.
2. 山中愛美・高田佳孝 (2017) 保育系短期大学生への健康教育を考える—生活習慣についてのアンケートから—, 夙川学院短期大学紀要 (別刷), No. 4, pp. 63-68.
3. Tokunaga M. (2004) Relationships between student's exercise & academic status and health level & life habits. Bulletin of Universities and Institutes, No. 1, pp. 59-73
4. 青山千夏, 西昌哉, 窪谷珠江, 小泉佳右 (2022) 大学生の健康度および生活習慣と身体活動量との関係, 国際教養学研究, No. 1, pp. 6.
5. 伊達萬里子, 檜塚正一, 北島見江, 田嶋恭江, 五藤佳奈, 伊達幸博 (2011) 女子学生の健康度と生活習慣に関する調査, 武庫川女子大紀要人文・社会科学, No. 59, pp97-106.
6. 総務省 (2012) 「平成 23 年社会生活基本調査」総務省統計局ホームページ <http://www.stat.go.jp/data/shakai/2011/pdf/gaivou2.pdf> 2023/10/20 閲覧.
7. 塩路成香 (2014) 日本の若者における睡眠環境の実態調査, 人間—生活環境系シンポジウム報告集, No. 33, pp. 103-104.
8. 川上暁子, 増田未来, 竹内秀一 (2017) 保育者養成のための身体を動かす授業を考える保育学生の体力・運動能力調査に関する先行研究の把握, 武蔵野教育學論集, pp21-31.
9. 大石祥寛 (2021) クロノタイプによる健康度・生活習慣の差異に関する研究—保育者・教員養成課程の短期大学生を対象とした調査より—, 奈良佐世保短期大学研究紀要, No. 29, pp. 1-10.
10. 今川真治 (2019) 「朝型・夜型の生活リズムと大学生の対人関係」, 『広島大学大学院教育学研究紀要、第二部, 文化教育開発関連療育関係』, No. 68, pp. 263.
11. 本多正喜, 鈴木庄亮, 城田陽子, 金子鈴, 高橋滋 (1994) 「朝型 - 夜型における自覚的健康度に関する研究」, 『民族衛生』, VoL. 60 (5), pp. 272.
12. 徳田完二 (2014) : わが国の大学生に生活習慣と精神健康に関わる研究の動向と課題, 立命人間科学研究, No. 29, pp. 95-110.
13. 澤田由美, 澤田孝二 (2013) 短期大学生の生活行動・習慣と健康意識, 健康状態, 性格特性の関連について, 山梨学院短期大学研究紀要, VoL. 33, pp97-108.
14. 正保佳史, 松本尚, 矢野晴之介, 柳川美麿 (2014) 保育系短大生における健康度と生活習慣に関する研究, 育英短期大学研究紀要, No. 31, pp. 103-112.
15. 徳永幹雄 (2004) 健康度・生活習慣診断検査 (DIHAL.2、中学校～社会人用) トーヨーフィジカル発行
16. 菊池理恵 (2017) 保育者養成校の学生の体力についての研究—「領域 健康」を中心として—, 名古屋柳城短期大学研究紀要, No. 39, pp. 299-311.
17. Cohen J (1988) Statistical power analysis in the behavioral sciences, 2nd ed. Academic Press.

18. 三日月大造 (2021) 子どもの健やかな育ちと学びのための提言, 全国知事会 次世代育成支援対策プロジェクトチーム, pp. 1-9.
https://www.nga.gr.jp/item/material/files/group/2/01_20211203siryou1.pdf 2023/10/20 閲覧.
19. 保育所保育指針解説 (2018), 厚生労働省, 株式会社フレーベル館.
20. 幼稚園教育要領解説 (2018), 文部科学省, 株式会社フレーベル館.
21. 矢藤誠慈郎 (2022) 保育士養成の現状と課題, 日本家政学会誌, VoL. 73 (5), pp. 279- 284.
22. 澤田幸子, 久住武 (2019) 大学生の対面コミュニケーション能力に影響を及ぼす要因, 心身健康科学, VoL. 15 (1), pp. 13-23.
23. 文部科学省 b (2009) 大学における学生生活の充実方策について (報告), 文部科学省高等教育局 医学教育課, pp3-4.
24. 荒川大地, 町田真彦, 橋詰倫典, 吉田貴久 (2021) コミュニケーション能力を向上させるためには, 群馬大学共同教育学部紀要, 芸術・技術・体育・生活科学 編, VoL. 56, pp. 119-124.
25. 中村年男, 曾我部敦介, 森実紀, 近藤益代 (2017), 大学生の余暇生活の実態と意識について—一人ひとりの健康および福祉の増進を目指して—, 公益財団法人日本レクリエーション協会, No42 (1), pp. 84-92.
26. ベネッセ教育総合研究所 (2014) 大学生の学習・生活習慣実態調査方向書—サークルや部活動への参加状況—, https://berd.benesse.jp/berd/center/open/report/daigaku_jittai/hon/daigaku_jittai_2_2_3.html 2023/10/20 閲覧.
27. 水月昇, 増村雅尚, 阪本達也, 石倉恵介 (2018) 大学生の健康度と生活習慣の実態:平成 27 年度新入生の前期と後期で比較した実態調査の比較、崇城大学紀要 =Bulletin of Sojo university, No43, pp. 9-18.
28. 群馬県健康福祉部保健予備課, (2020) 「令和元年度大学生の食に関する実態・意識調査結果について」群馬県ホームページ <https://www.pref.gunma.jp/page/15285.html> 2023/10/20 閲覧.
29. 國友広渉, 江上いすず, 長谷川昇, 鈴木真由子 (1999) 学生の健康に及ぼす生活習慣の影響, 名古屋文理短期大学紀要, No24, pp. 75-79.

「スポーツの構造」試論（3）

—構造概念、構成要素、分類方法の検討によるアプローチ—

山本 章雄

抄録

現代人の営みにおいて大きな位置を占めてきている「スポーツ」を、適正に活用し人間生活を豊かで幸せなものとするためには、その「姿（構造）」を明らかにし有効に実施することが不可欠である。本研究では、山本の先行研究に引き続き「スポーツ」を構造として解明するため、構造の概念、構成要素の考え方、分類の方法などについての論考を進め、「スポーツ」の構造全体をシステムとして理解するための考察を行った。

その結果、「構造」は、部分によって形づくられた一定の安定性を持った全体と理解され、不変ではなく人々の行為によって変容し、上位の構造が下位の構造を制御する機能を具備しているものである。「要素」の検討においては「論理思考（ロジカル・シンキング）」などを用い、最終的に「システム思考（システム・シンキング）」の手続きが必要である、「分類」作業では、何を目的として構造解明を行おうとしているのかを明確にする必要性があることなどが明らかになった。

キーワード：スポーツ、構造概念、構成要素、分類方法、システム思考

1. はじめに

社会におけるスポーツのプレゼンスは近年大きな高まりを見せており、この状況は様々な動向に影響を与え、2011年（平成23年）6月に「スポーツ基本法」の公布が実施され、国に於けるスポーツの振興、普及を推進する法律的な整備が行われたこともその顕著な例として考えることができる。また、「スポーツ基本法」の第3条に謳われている、スポーツに関する施策を総合的に策定し実施することは国の責務であると位置づける規定を受け、2015年10月に文部科学省の外局として「スポーツ庁」の創設が行われた。これは、それまでスポーツ教育は「文部科学省」、スポーツによる健康づくりは「厚生労働省」、スポーツ施設建設は「国土交通省」など縦割り行政により分断されていたスポーツ施策のシステムが一元化され、スポーツ政策の立案や実施が有機的かつ網羅的に行われるようになったことであり、併せて、スポーツムーブメントの高まりの現れとして位置づけることができる。

一方、スポーツの現場では種目の多様化だけではなくスポーツを実施する人間の多様化、目的の多様化といったイノベーションが生起しており、世界全体で1億3000万人の競技人口があり賞金総額が100億円を超える大会が行われる「eスポーツ」の盛隆、「ゆるスポーツ」という名称で提唱されているリバースインテグレーション（Reverse Integration：逆方向の統合・動作に制約を設け心身の様態が違う人達がみんな同じ条件で競技することが可能なスポー

つ) の考え方を基盤とするニュースポーツの出現、また、「超人スポーツ」として開発が進められている、人間拡張工学により考案されたデバイスを装着し、人間の能力を補綴することを認めるスポーツの登場など新しい潮流が様々な場所や分野で起こっている。

このような動きを背景にスポーツの実施状況にも変化が見られ、「スポーツ白書」¹⁾によると、国民のスポーツ実施率(週1日以上スポーツを実施する人の割合)は向上し、1988年に26.4%であった実施率が30年後の2018年には55.1%へと倍増したことが示されている。また、スポーツ実施率の向上は経済へも波及し、2016年に7.6兆円であった「スポーツGDP(Sports Gross Domestic Product)」が2020年には13.9兆円に達し、2025年には15.2兆円になることが「スポーツ未来開拓会議」²⁾(スポーツ庁と経済産業省の共同で設置)によって公表されており、「するスポーツ」(競技スポーツ・市民スポーツ・障がい者スポーツなど)だけではなく、「見るスポーツ」(競技場での応援・テレビ観戦など)「支えるスポーツ」(スポーツボランティア・障害者サポートなど)が広く普及してきている。

また、スポーツを取り巻く環境、特に国際社会の状況とスポーツの関わり合いにも強い関係性が醸成されており、2022年開催の北京冬季オリンピックでは開催国である中国の政治姿勢(新疆ウイグル自治区等での人権問題対応)に対する批判を明確にするため、欧米各国の政府関係者が大会への出席をボイコットする「スポーツ活動の政治化」が顕在化してきている。

このように、日本を含む世界全体において「スポーツ」は現代社会を構成し動かす重要な「社会装置(文化)」として進展・拡大してきており、この重要な「文化」を有効に活用し適正に運用することは人間生活を幸せで豊かなものとするために必須の条件となってきた。また、このように人間生活の基盤を支える「文化」となった「スポーツ」を、将来に向けてより充実させ発展したものとするためには、現在行われている「スポーツ」の「文化としての姿」を解明し、正しく把握することが基礎研究の手続きとして重要性を増してきており、併せて、明確となった「スポーツの姿」を未来に向けてどのように機能させていくべきであるかについても検討することが求められている。

山本³⁾は社会を動かす重要な「社会装置」として進展・拡大してきている「スポーツ文化」に着目し、「文化そのものについての検討」「スポーツの発祥や発展の道程」および「スポーツ文化の現状」についての検証を行い、本論考に関与する考察を以下のように行っている。

- (1) 「文化」の考え方に関しては様々な議論が行われてきており、その基本的な視座として「全体性(ホリスティック)」(注:文化は人間が作り上げ維持していく「すべて」を枚挙しない限り理解できないとする考え方)が重要であることが示された。
- (2) 人間社会における「文化としてのスポーツの胎動」は先史時代より芽生えていたことが明らかとなり、古代文明では「政治」「経済」「価値観」といった文化的要因を、中世に入ると「社交」「遊興」としての色彩を、また、「ルネサンス(Renaissance)運動」では「教育」といった要因を、そして近代には「賭博」「倫理」「道徳」といった文化的要因を

「スポーツ」が獲得していったことが確認された。

また、山本⁴⁾は社会学的な視座より「文化」そのものに関する構成要素やその位相に関する検討、また、哲学的な観点より「構造」や「要素」そのものが存在するのかといった原理的な検証を行い、本論考に於いて足場として位置づけることのできる結論を以下のよう

- (1) 「文化」の構成要素に関する考え方については多様な議論が行われており、また、アプローチの方法としては「文化」が成立するために必要な構成要素を条件面から捉えようとする立場がある一方、「文化」自体を分析的な視線で見つめ構成されている要素を個別に列挙する立場があることが明確となった。
- (2) 「文化」を構造として解き明かそうとした場合、そこには様々な位相が存在することが多くの識者によって示されており、1) 表層だけを捉えるのではなく深部に至る検討をする、2) 行為をその出発点に据え人間の挙借（立ち居振舞い）として検討をする、3) 文化をシステムとして位置づけるため総体的な視点で検討をする、4) 一般生活者の発想で徹底的に疑う態度で検討をする、5) 見せかけの關係に隠されている交絡変数に充分留意しながら検討をすることの重要性が明らかとなった。
- (3) 「文化」は変容をし続けるものであり、構成する要素も常に変容、消滅、創生などを繰り返す。また、その変容の機序は文化が生起した時点より絶えることなく続いており、個々の人間の行為によって引き起こされるといった不安定なものではなく、文化システムとして捉えることができる総体としての形態が変容していくものであることが示された。一方、文化の「シンボリック特性」の視点から考えると、そこに内在する「表出的シンボル」が「対抗文化」を醸成し変容を引き起こす機序も明らかとなった。
- (4) 「スポーツ」が構造によって存在することを検証するために、伝統的な哲学の枠組みである「方法序説」「形而上学」「弁証法」「実存主義」「現象学」の理論を用いて行うことは、原理的な矛盾や前提条件の違いなどにより立証の限界があることが明確となった。
- (5) 「スポーツ」が構造によって実存することを明確にするためには「構造主義」を立脚点とすることが必要であり、また、具体的な検討を行う姿勢としては、多様な認識から構築される「構造」が相互に背反するといった共約不可能な状態を招かないようにすることが必要であるとする「構造構成主義」に寄り添うことが重要であることが示された。

本研究では、「スポーツの構造」を明らかにしようとする基礎的な山本^{3) 4)}の研究を手続きの足場とし、「構造」をどのように概念として捉え位置づけていくのか、「構造」を成り立たせている「要素（部分）」をどのように捉え位置づけるのか、また、「要素（部分）」を成立させる「分類（分化）」とはどのような手続的作業であるのかについて原理的なアプローチにより検証を進め、スポーツの全体像を「構造（システム）」として成立させ理解するために必要となる諸条件についての論考を行うことを目的とする。なお、この考察結果を援用することによ

り目指す「スポーツ」の内部構造、外部構造の明確化、また、「姿」（様態）が明らかになった「スポーツの構造」をどのように有効に機能させスポーツの未来を構築していくかについての議論は、紙幅の関係により本稿では扱わず、次稿「スポーツの構造」試論（4）にその検討を譲ることとする。

2. 構造の概念について

（1）構造の捉え方

スポーツを構造の視点から捉えその機能を考察しようとする際には、その前提となる「構造」に関する検討が先ず必要となる。特にスポーツを社会装置（文化）と位置づけ内在する規則性や安定性を理解する手段として「構造」を説明概念化して用いる場合には、「構造」を鳥瞰図的な視野から捉えた検討が必須となる。山本⁴⁾は、文化を構造として解き明かそうとした場合そこには様々な位相が存在することが多くの識者によって示されており、表層だけを捉えるのではなく名識をもって深部に至る検討をする、行為をその出発点に据え人間の挙借（立ち居振る舞い）として検討をすること等に充分留意しながら検討をすることが必要であると述べており、こうした丁寧な作業の必要性を示唆している。

「構造」を言葉としての観点から検討をするため「広辞苑」第7版⁵⁾を見ると、「構造とは、1. 種々の材料を用い組み立てること。また、その作り方や部分部分の作られ方。つくり。くみたて。2. 構造主義で、ものごとを成り立たせているもの相互の機能的連関。3. 数学で、集合とそこで定められた演算、集合とそこで定められた関係など、集合とそれを持っている集合的対象とから組み立てられるもの。」と記載されている。また、社会学的な視点より検討を行った長谷川⁶⁾は、「構造とは、① あるまとまりや秩序、全体に関わる概念であって、バラバラであったり、混沌状態を指すものではないこと、② 安定的で不変性の高いものであって、流動的であったり、一回起的なものを指すのではないこと、③ 現象的なものや表面的なものを指すのではなく、直接には眼に見えない、通常は観察困難なものである。」と述べ「あるまとまりを持った全体、つまりシステムを前提としたものであり、ある安定的なパターンであり、抽象するという思考作用の産物であり、一見つかみどころがないように感じられるものである。」と論じている。また、「社会装置としての構造は、日々の私たちの実践によって繰り返され、安定化していき、逆に普段と異なった行動がなされることで流動化することがあり、人々の行為の実践なしには構造は再生産されない。完全に固定的で静態的な構造はどこにもなく、安定的ではあるが、まったく不変ではなく、人々の行為の実践によって維持され、その存立が支えられており、規則性、拘束性の側面と、能動性、創造性という側面を併せ持つものである。」ことを示している。

こうした示唆は、スポーツを構造として理解しようとする時、構造を既定の枠組みとして固定的な構造物として捉えるのではなく、人々の行為による実践によって支えられていると

いう観点を忘れないようにし、個々の人間の行為が他者の行為と複雑な相互連関関係の枠組み（相互依存：interdependence）の中の在ることに留意しながら考察を進めることの重要性を示していると考えられる。同様にこのような考え方は、山本⁴⁾の、文化は変容をし続けるものでありこれを構成する要素も常に変容、要素の消滅、要素の創生などを繰り返し、その変容の機序は文化が生じた時点より絶えることなく続いているおり、そこに内在する表出的シンボルが対抗文化を醸成し変容を引き起こす機序も明らかになったにも示されており、スポーツを「構造」として捉える際の考え方として、重要な留意点であることが明確になったと言える。

また、「構造」の内部を機能という視点から見ると、より上位の構造に含まれる情報が下位構造を制御する側面（制御機能）を持っており、上位の構造が下位の構造を順次に制御する多層的な様態が「構造」にあることにも視野を広げ、スポーツの構造解析を行うことが大切であると考えることが妥当である。そして、制御機能を具備する構造が、正当性の観念である真、善、美、平和、自由といった価値や規範と結びつき社会にとって必要なものとして受け入れられ、その拘束力が社会的に是認されると「制度」としての位置を獲得することとなる機序にも意識を留めることが求められており、スポーツが社会の中で「制度」として確立されていく条件の一つに構造が持つ内部機能を含め、検討を進めることの必要性が示されていると考えられる。

一方、構造は人々の行為の実践によって支えられているという原点に立って思慮すると、人の行為は自由であり、異なった行為が選択される蓋然性が担保されていると類推でき、構造は不確定な側面「複合性」を持つと考えることができる。そしてこの「複合性」はさらに高度な複合性を生起させる原動力として機能していると考えることが必然であり、この累進的な機能の積み重ねによって「構造」は発展していくと理路することが可能である。

このように「構造」は、部分によって形づくられた一定の安定性を持った全体と理解されるが、不変ではなく人々の行為によって変容、発展し、上位の構造が下位の構造を制御する機能を具備しているものとして概念化することが、今回の論考において適切であると考えられる。

（2）構造の種類

構造の種類に関して緑川⁷⁾は、構造全体を先ずある基準で区分し、さらに別の基準でそれぞれの区分肢を区分していき、順次区分肢を細分化していく手順で構造化が行われる「階層構造」と、構造全体をある区分基準で分割し、また同じように構造全体を別の区分基準で分割し、複数の基準を独立して扱いそれぞれの区分肢を掛け合わせる手順で構造化が行われる「多次元構造」があることを示している。そして「階層構造」は、区分基準の適用順序によって異なった構造の様態となるが、「多次元構造」は表記の順序が異なるだけで構造の様

態に違いがないことも併せて示している。また、区分基準の示し方に関しては、区分に関与すると考えられる基準をすべて並び挙げる「列挙型」と、必要な区分基準だけを表示しておく、残りの区分基準は必要に応じて合成して付け加えていく「分析合成型（ファセット型）」があることを明らかにしており、最近ではこの二つの区分基準の中間的な方法として「中間型（ナンバー・ビルディング式）」という方式が工夫されており、変化し拡大していく構造の流動性に対応が行われていると述べている。

平井他⁸⁾は、複雑な様態にある事象を正しく理解するためには、複雑な様態にある全体を見つめるのではなく、事象を構成する項目をゴールデンカット（選択肢）によって分解し構造として捉えることが大切であり、その結果として「ピラミッド構造」が構築されることとなり事象の理解が容易になると述べている。また、この「ピラミッド構造」の構築に於いては、全体を的確に見つめることにより担保される「共通性: Mutually」「閉鎖性: Exclusive」「集合性: Collectively」「徹底性: Exhaustive」の理解が不可欠であることも併せて述べており、「構造」としての一つの形態を提示している。

一方、中尾⁹⁾は、実存する事象や歴史的な過程、また頭にイメージされる理念などが一定のクライテリオン（Criterion: 基準）によって分類されたタクソン（Taxon: 分類群）により構成される「類型分類構造」を示し、この構造は採用されたクライテリオンによって様々な形で構築することが可能であるため、同一事象に対して多くの構造形態の形成が可能となることを述べている。渥美¹⁰⁾はこれに関して、類型分類は特定の属性群を用いて部分集合を見出す作業であり、基本的には ①属性をもとに下位から上位へと極力自然に分類しようとする立場 ②特定の分類軸（上位カテゴリー）をあらかじめ設定し帰納的に分類しようとする立場があり、いずれも分類する当事者の主観が基準に反映されるため、「類型分類構造」には曖昧さや同定不可能な部分が含まれることが一般的であると論じている。また、「類型分類構造」に対応する構造には「規格分類構造」があり、国際規格、地域規格など社会全体で標準化された基準により分類群が構成され全体構造が形作られるもので、普遍性、共通性を具備する「構造」であるとしている。

また、「類型分類構造」「規格分類構造」と並んで大別される構造には「系譜分類構造」があり、系譜のある事象、歴史の集積がある事象に於いてその繋がりを手繰り出し、関連性を全体として体系化することにより形づくられる「構造」である。和田¹¹⁾はこのような「系譜分類構造」を生物の系統図の作成を例に示しながら説明するため、表型分類学（形態学、解剖学、生理学などにより解明された形質により生物を分類する方法）を用い分類群間の進化上の関係を構造化する手法を紹介している。その特徴としては、大きなグループ分類が小さなグループ分類を包含するグループ間の「入れ子構造」があることであり、この「入れ子構造」はクラドグラム（分岐図）として表わすことができ、生物群の進化の歴史を再構成し可視化できる「構造」であると解説している。

上述のように「構造の種類」に関しては、順次区分枝を細分化していく「階層構造」(ロジックツリー)、複数の基準を独立して扱いそれぞれの区分枝を掛け合わせる「多次元構造」(フレームワーク)、事象を構成する項目をゴールデンカット(選択枝)によって分解する「ピラミッド構造」、一定のクライテリオン(Criterion: 基準)によって分類されたタクソン(Taxon: 分類群)により構成される「類型分類構造」、国際規格、地域規格など社会全体で標準化された基準により分類群が構成される「規格分類構造」、また、系譜のある事象を手繰り出し全体として体系化する「系譜分類構造」があることが明らかとなった。

「スポーツの構造」を文化の観点より構築しようとする際には、山本³⁾が指摘するように基本的な視座として「総体性(ホリスティック)」が重要であり、その胎動は先史時代より芽生え、古代文明の時代には「政治」「経済」「価値観」など、中世に入ると「社交」「遊興」「教育」としての色彩、そして近代には「賭博」「倫理」「道徳」といった機能を獲得していった発展過程を基盤に据え、適用する構造種別の選択を至適にそして慎重に行う必要性が示された考えることができる。

なお、「構造」の種類にはこのほか、言語学分野における「構文構造」や「パラダイム構造」、化学分野における「分子構造」や「結晶構造」、物理学分野における「物性構造」や「流体構造」、建築学分野における「軸組構造」や「トラス構造」、数学分野における「代数的構造」や「順序の構造」などが多様に存在するが、これらはそれぞれの学問分野における「特殊(特定)構造」と解されるため「スポーツの構造」を検討する今回の議論からは除外することとする。

3. 構造における構成要素について

(1) 要素の捉え方

スポーツを「構造」として理解するために必要な構造の概念や様々な形態に関する確認の手続きは、上述の論考によりある程度明確な方向性が示されたと考えられる。次に「構造」を理解する手続きとして必要となるのは、構造を構成している「部分(構成要素)」に関する検討であり、これに関しては「要素」をキーワードとし、どのような事柄を明確にすることが必要であるかの論考を進めることとする。

「要素」に関して言語的な観点からその意味を理解するため「大辞泉」¹²⁾に記載されている内容を見ると、「1. あるものごとを成り立たせている基本的な内容や条件。2. 物を分析したとき、その中に見出されるそれ以上簡単にならない成分。3. 法律行為または意思表示の内容において、その表意者に重要な意味をもつ部分。4. 数学で、集合をつくっている一つ一つのもの。」と解説されており、「要素」という言語が様々な意味を持ち、いろいろな分野で使用されていることが提示されている。

「要素主義(elementalism)」では、対象全体の部分を細かく切っていく、その各々の部分

についての解析を完璧に完成させればその対象物を完璧に把握できたと考える理論があり、これは対象物を知ろうとするとき、その対象物を構成するすべての要素についての知見を得ることによって、全体の知見を構成することが可能になるとする「還元主義 (reductionism)」に近い立場であると理解することが可能である。しかし、この考え方に対しては「全体論 (holism)」(「反要素主義」とも捉えることができる)としての立場も存在し、これは対象全体を部分や要素に還元して説明することはできず、全体は部分(要素)の算術的な総和を超える存在であると理路する立場である。三浦¹³⁾はこれをソシュール (Ferdinand de Saussure) の「恣意性」という視点から解釈し、言語の構造は「意味するもの (signifiant)」と「意味されるもの (signifié)」とが結びついた「記号 (signe)」であるが、この結びつきは一般的に随意的 (arbitraire) であり特定の音声は特定の意味を表す必然性はなく、それゆえ世界には違った多数の言語体系が存在する現実があることを示し、これを全体と部分の関係性といった構造論一般の考え方で理解するため、多数の風船を一杯に詰めた箱から一個の風船を取り出しても、他の風船が膨張し箱は一杯のままである例を示し、部分が変化しても全体は同じであるとう構造における「恣意性」を説明している。

また、同様の議論は「構造主義」「構造構成主義」においても行われており、「構造主義」の立場より「要素」について検討を加えると、全体は要素からなるけれどもそれが構造をもつということは、要素の特性には帰することが出来ない体系の法則性があり、諸要素はこれに従っているという全体性が存在すると考えるものであると理解できる。そしてこの体系の法則性には時系列で進展、変化、変容を生起させる変換性があり、また、こうした進展、変化、変容はより広い構造の下位構造となる場合においても構造を保存、規制する自己制御があり、このような動的状態の中に「要素」も存在すると理路するものである。このように事象を「構造」として捉え「要素」を解釈した場合、そこには「全体性」という法則があり、この法則には「変換性」という柔軟性と「自己制御」という自律性があることが示され、この「構造主義」を基盤とする「要素」の捉え方は、自然科学、社会科学、人文科学など多くの研究領域において準用することが妥当であると考えることができ、また、多くの分野の研究に適応することの至適性も認めることができるといえる。

一方、「構造構成主義」の立場より「要素」を見ると、様々な事象の構造の構築には恣意性の関与があることが必然であり、また、説明原理としての構造には多様性が出現することが当然であり、どれか一つの構造を絶対の真理として養護する態度は適切でないとされており、これを前提とすることにより、構造を構成する「要素」を考えると同様の論理が適応されることになると考えられる。そして「構造構成主義」では、個々の構造には予測を成立させることが可能な理屈が必須であり、全体として辻褃が合う一貫性の存在も不可欠であることが示されている。また、多様な認識から構築される多様な構造が相互に背反するといった共約不可能な状態を招かないようにするため、異質なものを排除せずすべてを包摂する状況の構築のため、

様々な構造を多元的に駆使し定式化する関心相関性といった原理が基本として必要であるとしている。この「関心相関性」は「身体・欲望・目的・関心相関性」と著すことができるもので、事象の存在、意味、価値といったものは全て関心、欲望、身体によって決定されていくと考える原理であり、過去に於いて思考されてきた様々な概念、理論を継承し体系化した「メタ理論」として捉えることが可能な概念であると理解されており、「要素」を捉える立場においてもこうした認識も基本として考えていくことが提示されたと考えられる。

以上のように、スポーツを構造として位置づけその成り立ちを「要素」から説明しようとする手続きにおいては、様々な理論があることを認識し、立脚する理論に基づいた「要素」の捉え方を確立し作業を進めて行く態度の必要性が示されたと考えることができる。

また、「構造」と「要素」の関係性に関する理論について山本⁴⁾は、「文化」の構成要素に関する考え方については多様な議論が行われており、また、アプローチの方法としては「文化」が成立するために必要な構成要素を条件面から捉えようとする立場（「要素主義」）がある一方、「文化」自体を分析的な視線で見つめ構成されている要素を個別に列挙する立場（「全体論」）があると述べており、「構造」を考えるときの「要素」の捉え方に関する検討においては、どのような立場から「要素」にアプローチを行うかといった基本的な姿勢を明確にする議論が必要であることを示唆しており、上述の態度に併せアプローチの視点も含めた「要素」の位置づけが求められていると考えられる。

なお、「全体」を構成する「部分」を意味する言葉には、本論で使用する「要素」のほか、「要因」「因子」「ファクター」「分野」「領域」「項目」「視点」など多様な言葉が存在しており、それぞれの言葉が持つ意味内容には差異があるものと考えられるが、スポーツを文化として捉えその構造を検討する本論ではこうした差異の吟味は論旨に関与しないと判断し省略することとし、「構造」を構成する部分（構成要素）としては「要素」を理路の基本に据え論を進めていくこととする。

（２）要素の組み立て

構造を構成している部分（構成要素）に関する検討の手続きにおいて、「要素」自体をどのように捉えるか（要素の捉え方）に続き明確にすることが求められる事柄は、部分（構成要素）がどのような機序で構成されていくのか、構造を構成する部分（構成要素）同士がどのような相互作用の状態に置かれているかについて検討を行う「要素の組み立て」といった事項になると考えられる。

稗方 他¹⁴⁾は、構造（システム）が作り上げられる機序や構成要素を明確にする際には、その構造がどのような機能を持ちどのような役割を果たしているのか、また、構造がどのような結果や成果を目指しているのかについて検討することが重要であり、構造が機能した後の結果に対して影響を与える「説明変数」をどのような考え方を元を選択するのか、また、

構造が機能することにより生起する結果である「目的変数」をどのような視点を元に設定するのが、構造全体を構成する「要素」を検証する手掛かりになると論じている。そして「説明変数」を規定する要因としては、構造が目指す目的達成に必要不可欠である「機能要求」、また、目的達成において可能であれば入れておくことが望まれる「非機能要求」などがあることも同時に論じている。そして、「説明変数」と「目的変数」の機能によって構成される構造の要素の間には「効果予測（問題のフレーミング）」として位置づけられる過程が存在しており、この過程では複数の構成要素同士が複雑に影響を及ぼす「創発（エマージェンス：emergence）」（構成要素が相乗効果により大きな成果を発生させる、もしくは、構成要素がけん制し合うことにより相殺され成果が減少するなどの事象）が生起することも示している。

一方、中村¹⁵⁾は、定量分析や定性分析を実施する過程で必要となる「要素」の設定における考え方について、一般的原理を基にしながらか論理的推論を用いることによって導かれる結論として「要素」を設定していく「演繹法」があり、また、対象とする事柄の個々の事象を積み重ねることにより一般的原理を導き出し、その結果を基にしながらか「要素」を設定していく「帰納法」があり、両方のプロセスを対象によって使い分け、論理的飛躍や論理的矛盾が起らないように、「要素」間の構造や因果関係が明白となるように考えていく論理思考（ロジカル・シンキング）を用いることが先ず大切である、と論じている。また、論理思考だけで要素の設定を行うことに止まっていると、自由度や可能性といった未知の領域を探索する作業を制限する様態を引き起こすこととなり、新しい要素の発見、開発が行えない事態を招くこととなるため、創造思考（クリエイティブ・シンキング）、水平思考（ラテラル・シンキング）を併せて用いることも必要である、ことを示唆している。そして、社会現象や環境問題などいろいろな要素から構成される集合体の検討、また、現代において変化のスピードが一層加速している事象などの取り扱いにおいては、最終的にシステム思考（システム・シンキング）を導入し、複雑に絡み合った因果関係を様々な形態で内在する要素、加速しながら動的に変化する要素について検討していくことが必用である、と述べている。

このように「要素の組み立て」については、アプローチをする立場を明確にしておくことをスタートラインとし、対象となる構造の「説明変数」や「目的変数」また「効果予測」における「創発（エマージェンス）」を的確に把握することによって各々の「要素」を把握し、全体の「要素」がどのように組み立てられているかを明確していく手順の必要性が明らかになったと考えられる。また、具体的に「構造」を構成する「要素」を検討していく段階では、「論理思考（ロジカル・シンキング）」「創造思考（クリエイティブ・シンキング）」「水平思考（ラテラル・シンキング）」を組み合わせて用いながら作業を行い、最終的には「システム思考（システム・シンキング）」を活用することによって「構造」の全体像を解明する手続きが必要であることも示されたと理解でき、スポーツの構造を検討する際にもこのような視点や手順に留意しながら考察を進めることの重要性が明らかになったと考えられる。

4. 構造における分類方法について

(1) 分類の捉え方

「構造」全体を理解するために構成要素に分割する方法には、緑川⁷⁾が提示しているように、構造全体を先ずある基準で区分し、さらに別の基準でそれぞれの区分枝を区分していき、順次区分枝を細分化していく「階層構造」の手順、また、構造全体をある区分基準で分割し、また同じように構造全体を別の区分基準で分割し、複数の基準を独立して扱いそれぞれの区分枝を掛け合わせる「多次元構造」の手順など複数の方法があることが確認された。また、「構造」を理解するために「要素」の検討を行う際には、「要素主義 (elementalism)」「還元主義 (reductionism)」「全体論 (holism)」などを論拠として作業を進めることの必要性が示され、この作業の具体的な手順としては、対象全体を部分として細かく分割していき、その各々の部分について解析を行う過程が必要であることも確認された。以上のように「構造」を考える様々な手順、過程においては「分割」する手続きが必須となっており、この手続きを理論に従って適正に行うためには「分割」の拠り所となる「分類」の手法が必要であることは明白である。スポーツの構造を明確にしようとする今回の論考においては、最後に「分類」とはどのような事象、内容、作業であるかについての検討を進める必要性があると考えられる。

久我¹⁶⁾は、分類の歴史は人類の「知」の歴史であると述べ、体系的な「知」というものは必ず分類されており、体系化することと分類することは表裏一体の知的作業であるとしている。また、分類の歴史は、食用になる植物と毒を持つ植物、薬になる植物とならない植物を分類した新石器時代に始まり、当初は分類したものを「類」として列挙し並列に並べる形態であったが、時を経ることにより、似ている「類」を集めて一段上の「類」を形成し、さらに一段上の「類」同士で似ているものをより上の「類」として統合していく作業が行われたことを明らかにしており、この手続きを「上昇式 (ボトムアップ式) 分類」と位置づけている。一方、時代が進み文化が進展してくると、最初に大きなまとまりを把握し、それを段階的に小さく分類していく「下降式 (トップダウン) 分類」も姿を見せ始め、分類をする分割枝の数も「二分除法」「三分除法」「四分除法」と増加していき、分類の基準も具体的な概念から抽象的な類の概念へ拡大してきていることを示している。

中尾⁹⁾は「分類」について、成熟した人間は高次に発達した大脳機能によって、高次に発達した複雑な「分類」を行っているが、時として感性だけで論理的でない「分類」も行っており、普遍性を持つ「分類」の体系化の存在は未だに明らかにされていないと論じている。しかし、普遍性がなく体系化がされていない「分類」であっても、現実の場面で有効に機能していると認められる状況もあることより、不完全であっても機能し効率的である「分類」には存在意義があるとしている。

一方、阪本¹⁸⁾は、「分類」という行為は本質的に多様な内容を含んでおり「哲学論」「認識論」「比較思想」などとして扱うことが可能であり、それは人間が混沌として「わからな

い」ものを「分類」し「既にわかっているもの」に還元して納得をしようとする行為であるが、全てのもものがいつでも還元できるとは限らず、むしろ未知のものは常に既知のものに還元できないところを持っているのが常で、「わかる」とは近似的な理解でしかないと論じている。また、正体がわからなくても、これ以上「分類」が出来ないものまで還元すれば、それは「分けられない」状態であると考えられ、そのような不可分のものは「要素」と位置付けることが可能となり、この様態は様々な「要素」の関係性を含め全体が「わかる」に達していると考えることが出来るとしている。このような坂本のロジックは、「分類」をすることによって「わかる」を導き出さず過程の逆の論理であり、「要素」から出発しそれらをまとめることにより全体が「わかる」と理路するものであると理解できる。つまり「分類」によって「わかる」ためには、全体を見通し見落としがないよう完全に「要素」に「分類」すること、その際できるだけ多くの「要素」に「分類」すること、複雑で不明確なものは段階を追って単純なものに「分類」し、「分類」された個々の「要素」を的確に把握し段階を追って積み上げ全体を秩序立てること、が「わかる」のメカニズムであると位置づけることが至適であると考えられるものである。

このように、「分類」には人間の「知」の体系化を原点とする長い歴史があり、「分類」することにより構造（全体）の理解が可能となる機能がある一方、「分類」には不確実性や不明性が内在していることを認識しておくことの大切さも明らかになったと考えられ、スポーツの構造を理解する手続きにおける「分類」においても、こうした点に配慮をすることの重要性が示されたと考察できる。

（２）分類の具体的作業

「分類」がどのような事象であり、人間がどのように「分類」に取り組んできたか、そして「分類」の内容をどのように捉えるべきかに関してはある程度明確になったと考えられるため、次に「分類」の具体的作業に関して検討を行うこととする。

久我¹⁶⁾は、「分類」の方法が確立し始めたギリシャ時代について解説し、「範疇論（カテゴリー）」がアリストテレス（Aristoteles）によって著わされ、「実体」（主語は何であるか）「性質」（どのようにあるか）「量」（どれだけあるか）「関係」（他とどのような関係にあるか）「能動」（何を行なうか）「受動」（何をされるか）「場所」（どこにあるか）「時間」（いつであるのか）「状況」（どのような状況なのか）「状態」（それが何をもっているのか）の、10個のチェックポイントを分類の基準とする理論が主流となったことを紹介している。また、その後「分類」の方法は科学技術の進展に伴い様々な歴史的経緯を経ていき、情報量が膨大となった現代社会では「分類」方法の基準を対象物の形質や様態に置くのではなく、アルファベット順や五十音順を基準に分類し、事象の検索を行い易くする手法が取られるようになってきており、「知」の体系化のあり方そのものが大きく変質していることにも言及している。

森¹⁷⁾は、分類とは多数の対象をそれらに共通する性質によって分けることであり、この作業によって作成される分類表は、特定の分類体系を提示し、その体系の各項目に従って記号を対応させた一覧表であって検索するツールとなる、と述べている。また、分類体系の基本条件は、1) 学術体系に準拠する 2) 分類原則を遵守する 3) 分類項目名を明示する 4) 過去への対応力をもつ 5) 将来の展開に備えて、新主題を収容できる余裕をもつ 6) 実態に即した分類体系の修正ができる 7) 補助的分類表を併用する であることを示している。

坂本¹⁸⁾は、「分類」の存在や機能などに関して、① 分類は、認識や行動の為に人間が作った枠組みであって、存在そのものの区別ではない、② 分類を作る際には、必ず「その他」や「雑」の項目を置いておくことが有用である、③ 分類による「わかる」とは、その分類体系がわかるということであり、「わかり合う」とは、相互に相手の分類の仕方がわかり合うことである、とまとめている。

また、中尾⁹⁾は、本論「1, 構造の概念について」で示した内容と同様に「分類」の成り立ちに関して、クライテリオン (Criterion: 基準) によって分類されたタクソン (Taxon: 分類群) により構造は構成されていると論じており、孤立 (独立) タクソンの存在に関しては、主観的で閉鎖性があるため存在を認めることができず、「分類」の理論を支持する立場から必ず平行・タクソンを求め客観性を保つことが必要であると主張している。一方、「分類」の種別に関しては「類型分類」「規格分類」「系譜分類」があることを示しており、このほかに、同一事象を異なった方法で「分類」した結果を総合的にまとめ上げる「複合分類」「多次元分類」も存在し、またこれらの「分類」の関係性を平面的に捉えるのではなく立体的に捉えることにより構築される「動的分類」の可能性にも触れており、「分類」という手法の未来への可能性を示している。

以上のように、「分類」の具体作業を支える基準や分類方法に関しては、多くの議論が行われており、スポーツの構造を明らかにしようとする「分類」の手続きにおいては、何を目的として構造解明を行おうとしているのか、すでに行われている構造の「分類」にはどのようなものが存在するのかなどを十分に吟味し、利用する「分類」の基準や種類を選択することの必要性が示されたと考えることができる。

5. まとめ

以上の論考により「スポーツの構造」を明らかにしようとする際に基本的に必要となる条件である、「構造」をどのように概念として捉え位置づけるのか、「構造」を成り立たせている要素をどのように捉えるのか、また、「要素」を成立させる分類とはどのような手続きであるのかについての原理的な検討において、以下の事柄が明らかになったと考えられる。

- (1) 「構造」は、部分によって形づくられた一定の安定性を持った全体と理解されるが、不変ではなく人々の行為によって変容、発展し、上位の構造が下位の構造を制御する機能を

具備しているものとして概念化することが適切である。

- (2) 「構造の種類」には、区分肢に細分化していく「階層構造」(ロジックツリー)、区分肢を掛け合わせる「多次元構造」(フレームワーク)、ゴールデンカット(選択肢)によって分解する「ピラミッド構造」、タクソン(Taxon:分類群)により構成される「類型分類構造」、社会全体で標準化された基準により分類群が構成される「規格分類構造」、系譜のある事象を体系化する「系譜分類構造」があり、「スポーツの構造」構築に至適な構造選択が必至である。
- (3) スポーツの構造を「要素」から説明しようとする手続き、および構成する「要素」の検討においては、立脚する理論を明確にしてどのような立場から「構造」を説明し「要素」にアプローチを行うかといった基本姿勢を確立する議論が必要であることが示唆された。
- (4) 「要素」の組み立てを構築する際には、対象となる構造の「説明変数」や「目的変数」を明確にし、また「効果予測」における「創発(エマージェンス)」を的確に把握することによって全体の「要素」がどのように組み立てられているかを確立していく手順が必要である。また、検討作業は「論理思考(ロジカル・シンキング)」「創造思考(クリエイティブ・シンキング)」「水平思考(ラテラル・シンキング)」を併用して行い、最終的に「システム思考(システム・シンキング)」を活用することによって「構造」の全体像を解明する手続きが必要である。
- (5) 「分類」には構造(全体)の理解が可能となる機能がある一方、不確実性や不明性が内在していることを認識しておくことの大切さが明らかされ、スポーツの構造を理解する「分類」手続きにおいても、「目的」「基準」「種類」を吟味しておく重要性が示された。

以上のように「構造」には纏まりや秩序があり、安定的で不変性の高いものであり、抽象的で直接目に見えないシステムであるため、「スポーツの構造」のように歴史的経緯や社会現象などいろいろな要素から構成される集合体の検討においては「システム思考(システム・シンキング)」の導入が必要であることが明確になったといえる。

今後は今回の論考を踏まえ、また、先行研究である山本³⁾ 4)の結果を足場とし「スポーツ」の内部構造、外部構造の明確化を行い、その結果明らかとなった「スポーツの構造」をどのように有効に機能させスポーツの未来を構築していくかについての議論を行うことが必須であると考えられる。

謝辞 本論文の作成にあたり、神戸教育短期大学 図書館司書 伊藤寿美子氏に参考文献の収集などにおいて大変お世話になりました。この紙面をお借りし深謝の意を表させていただきます。

引用・参考文献

- 1) スポーツ白書編集委員(編)(2020)「スポーツ白書2020」～2030年のスポーツの姿～, 笹川スポーツ財団, pp341.
- 2) スポーツ庁・経済産業省(2016)「スポーツ未来開拓会議(中間報告)」～スポーツ産業ビジョンの策定に向けて～, pp52.
- 3) 山本章雄(2022)「スポーツの構造: 試論(1) -文化としてのスポーツの位置づけをめぐって-」神戸教育短期大学研究紀要, 第3号, pp. 27-42.
- 4) 山本章雄(2023)「スポーツの構造: 試論(2) -文化としての構成要素・位相および構造存在の検証をめぐって-」神戸教育短期大学研究紀要, 第4号, pp. 24-40.
- 5) 新村出 編(2018)「広辞苑」第7版, 岩波書店, pp3216.
- 6) 長谷川公一(2005)「第2章 社会の構造と構造化」宮島喬(編)「現代社会学」改定版, 有斐閣, pp34-52.
- 7) 緑川信之(1996)「分類法の構造: 階層構造と多次元構造」図書館学年報, 第42巻, 第2号, pp. 99-110.
- 8) 平井孝志・渡辺高士(2022)「日経文庫ビジュアル ロジカル・シンキング」第2版, 日本経済新聞出版, pp157.
- 9) 中尾佐助(1994)「分類の発想・思考のルールをつくる」朝日選書409, 朝日新聞社, pp. 331.
- 10) 渥美浩章(1984)「類型分類の役割と問題点」デザイン学研究, No. 46, pp. 20-21.
- 11) 和田勝(2006)「基礎から学ぶ生物学・細胞生物学」第4判, 羊土社, pp284.
- 12) 小学館「大辞泉」編集部(1998)「大辞泉」小学館, pp2958.
- 13) 三浦秀松(1997)「恣意性についての一考察 -恣意性は神話か?-」CORE, 同志社大学英文学会 core 編集部, No. 26, pp. 23-35.
- 14) 稗方和夫・高橋裕(2019)「デジタルトランスフォーメーションを成功に導く思考法システム思考がモノ・コトづくりを変える」日経BP, pp204.
- 15) 中村力(2022)「ビジネスで使いこなす 定量・定性分析大全」日本実業出版社, pp462.
- 16) 久我勝利(2007)「知の分類史・常識としての博物学」, 中公新書ラクレ, 中央公論新社, pp. 225.
- 17) もり・きよし原編(2005)「日本十進分類法」新訂9版 本表編, 日本図書館協会, pp. 418.
- 18) 坂本賢三(2006)「『分ける』こと『わかる』こと」講談社学術文庫, 講談社, pp. 226.

(令和5年11月15日 投稿)

ICT 使用とアタッチメントの関係性に関する文献検討

中塚 志麻

抄録

本稿では、これからの society5.0 時代に対応する保育や教育、そして子育てに役立つ資料を収集することを目的に、ICT とアタッチメントの関係について、文献検討を行った。選定の結果、5本の文献を分析対象とした。選出した3論文ではアタッチメントスタイル「不安型」はネット依存傾向にあるという結果となった。今後「不安型」の保護者の子育てにおいて、子どももアタッチメント形成不全やネット依存になる可能性が示唆された。また、面前スマホがアタッチメント形成に関連がある結果から、今後は子どもの発達段階とモバイルデバイス使用のメリットとデメリットを考えるメディアリテラシーやメディアに関するリスク教育を親子が共に学ぶ必要性が示唆された。今回の報告では、相関や多変量解析の結果、ICT 使用とアタッチメントの関係性についての関係性を示唆する結果が記述されていた。しかし、研究デザインや対象者が限定的であり、今後も研究の蓄積が期待される。

キーワード：ICT、アタッチメント、スマホ育児、マルトリートメント、

1. はじめに

Society5.0 と呼ばれる「超スマート社会」の到来により、AI（人工知能）やモノのインターネットとされる IoT などの高度な科学技術は、目まぐるしく発展している。今日の高度情報化社会は、我々の社会の在り方や生活に多大な影響を与えている。スマートフォン、タブレット、パーソナルコンピューターなどの ICT 機器は今や便利な情報ツールとして必需品となっている。このようにスマートフォンやタブレットの使用は、多くの親と子どもの生活に欠かせないものとなっており、あわせて子ども達の心と体の発達にも大きな影響を与えている。特にスマートフォン利用の低年齢化と長時間使用は喫緊の課題であり、実際に日本小児科医会は、2014年に「スマホに子守りをさせないで」¹⁾ というポスターを作成し、注意を喚起している。さらに現在は1996年から2012年頃までに生まれたスマホネイティブといわれるZ世代が、子育てする時代となっている。スマホネイティブとは、世界最初のスマートフォン初代 iPhone が2007年に発売されて以来、スマートフォンが普及されている環境で育った世代のことである。スマホネイティブがネイティブ2世を子育てするという社会においては、多くの課題があげられる。課題の1つは、養育者自身が ICT 機器に夢中になって子育てが疎かになり、結果的に不適切な養育となる「スマホネグレクト」の問題である。2つ目は「スマホ子育て」²⁾ という名前の通り、スマホやタブレットが子育てのツールとして利用されて、子どものスマホ利用低年齢化と長期使用の問題である。これら2つの課題は、双方ともに本来親子の相互作用によるアタッチメント形成に悪影響があるとの懸念がある^{3) 4)}。

アタッチメントとは、子どもと特定の養育者との間に結ばれる情緒的な絆のことであり、母性剝奪研究を通して Bowlby が 1960 年代に「アタッチメント理論（愛着理論）」として提唱した概念である⁵⁾。その後、Ainsworth によって「安全基地」や「アタッチメントスタイル」等の概念を用いて構造化され、発展していった。アタッチメントは、人間の発達には重要な役割があり、安定したアタッチメント形成は人格形成の基盤となる。人は、アタッチメント対象となる特定の人と関わることで安全基地が形成され、この基地を通して、自分は他人から愛される価値があると思う自己信頼や他者を信頼してもよいのだという他者信頼が芽生える。これらは人が成長するための心の土台となるのである⁵⁾。

このように、人が成長していく上でアタッチメントが重要であることは、以前より認知されているが、ICT とアタッチメントの関連性のレビューに関しては多く報告されていない。国内ではレビュー報告はなく、海外においては、Rebecca Hood⁶⁾らが文献レビューを行い、3本の論文を選出している。このレビューでは、親子のモバイルデバイスの使用期間とアタッチメントに関連する構成要素の間に負の相関がある研究報告を提示している。しかしながら、これらの関連性は限定的であり、より明確なエビデンスが望まれると考察されている。

以上のことより、本稿では、本邦ではまだ報告されていない ICT とアタッチメントの関係性に焦点をあてた文献レビューを行い、これからの society5.0 時代に対応する保育や教育に役立つ資料を収集することを目的とした。

2. 方法

本研究は、ナラティブレビューであるが、より妥当性のある論文を抽出するため、システムティックレビューおよびメタアナリシスのガイドラインである PRISMA 声明の原則に準拠し、実施した⁷⁾

(1) 文献検索過程

学術情報データベースである CiNii、J-STAGE、医中誌 WEB、IRDB を用いて文献検索を行った。検索キーワード「ネット」「愛着」「アタッチメント」「スマホ」「スマートフォン」「ICT」の組み合わせを使用して、検索を行った。検索の期間は、 아이폰が発売された 2007 年以降とした。

(2) 選考基準と除外基準

選考基準

- ・国内で実施された研究論文（英語論文含む）
- ・アタッチメントと ICT 利用に関する内容が具体的に記載されていること

除外基準

- ・非公開研究
- ・アタッチメント、ICT に関係のない文献
- ・文献レビュー
- ・実践報告

- ・発表資料
- ・総説、書評、雑録等
- ・会議録

(3) 文献の選択

文献選択の過程は、図1のフローチャートに示す。上述のデータベースにおいて検索キーワードにより検索された論文は424本であった。引用文献等から関連性のある論文を遡った文献3本（その他の情報源から追加した文献）を加えた計427本を第一段階として特定した。第二段階では、全てのタイトル・抄録を閲覧し、題名と抄録が目的と不一致の文献、重複文献366本を除外し、61本を選択した。さらに、非公開研究、本文が目的と不一致の文献45本を除外した。第三段階では、適格性を評価した16本の文献を精読し、除外基準に相当する文献11本を除外した。最終的に適格性を満たした5本を採択する文献として決定した。（図1）

(4) 倫理的配慮

本研究は文献研究のため該当しない。

(5) 分析方法

採用文献に対してレビューシートを作成し、①著者名・掲載年 ②キーワード③対象 ④研究デザイン・研究方法 ⑤研究目的 ⑥考察/結果 の項目立てをして内容を整理した。（表1）

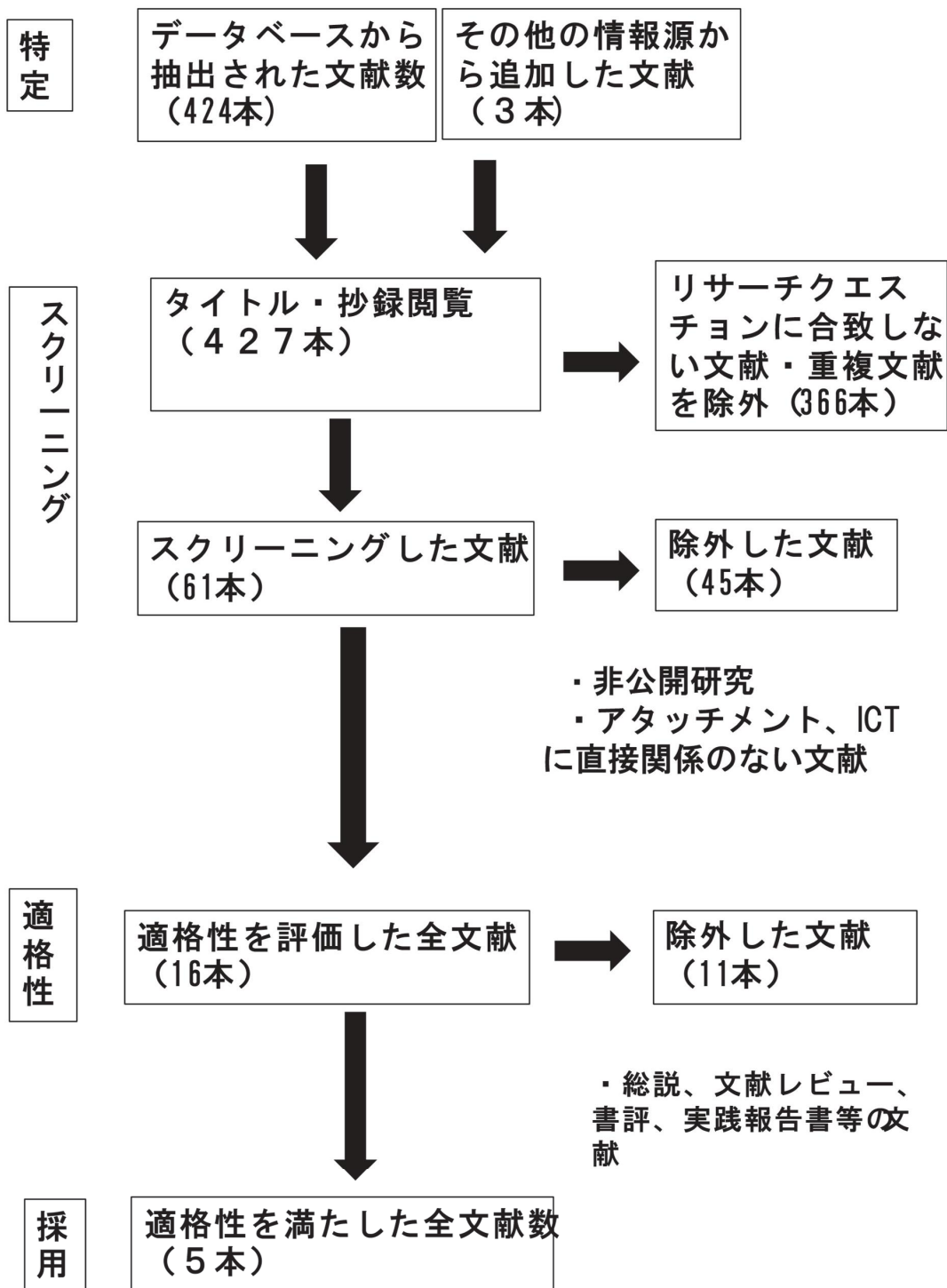


図1 対象文献選定のフローチャート

表1 各研究の概要

著者年	キーワード	対象	研究方法 使用尺度	研究目的	結果/考察
2013年 宮本邦雄	愛着スタイル インターネット	東海地方の大学生及び 専門学校生232名(男性 89名 女性143名)	質問紙調査 友人関係尺度 友人ソーシャルサ ポート尺度 愛着スタイル尺度	青年期に愛着スタイルと 友人関係の関連性を検討 し、その結果が「利用の 多様性とどのよう影響 するのかを検討	重回帰分析の結果、愛着スタイルの「親密性の回避」は、「 利用の「情報収集」「交流」に抑制的影響を及ぼすことが示 された。また、「見捨てられ不安」では、「傷つけられ 回避」に強い正の影響を示し、「ソーシャルサポート」に負の 影響を示した。IIを利用した交流においては、安定型とどら われ型が拒絶回避型よりも高い得点を示した。
2019年 藤井壽夫	愛着スタイル ネット依存	H短期大学の学生248名 (男性32名 女性216 名)	質問紙調査 愛着スタイル診断チ ネット インターネット依存 度テスト(IAT)	インターネット依存に 点をあて、愛着スタイル の関連について検討	愛着スタイルとネット依存 傾向に多重比較で分析。 「安定型」がネット依存傾向が低く なっていることに対して、「安定不安型」「不安型」はネット 依存傾向が中程度という結果になった。また、「安定一回 避型」「回避型」「回避-安定型」の「回避型スコア高群」で は、ネット依存得点が低い傾向が認められた。この結果に対 して「回避型スコア高群」の学生は、SNSに対しても回避的 傾向になると考察している。
2019年 川原正人	ネット依存 アタッチメントスタイル 回避 不安 2次元4分類モデル	大学生279名(男性65 名 助成211名 不明3 名)	質問紙調査 インターネット依存 度テスト(IAT) アタルアタッチメ ントスタイル尺度 (E-C-R-S)	愛着スタイルがネット依 存傾向にもたらす影響に 関して検討	因子分析によって抽出された因子の得点を独立変数に設定 し、IAT得点を従属変数として重回帰分析を行った。回避か らは負の影響、不安からは正の影響が確認された。回避と不 安の次元によって4分類しけんとうしたところ、「どらわれ 型」「恐れ型」「安定型」「拒絶型」の順にネット依存が高 いことが確認された。
2019年 野口三奈生 山口一	アタッチメント 育児ストレス スマートフォン使用	関東地方の1保健所の3 歳児健診受診した児の 母親205名	質問紙調査 インターネット依存 度テスト(IAT) 育児ストレスサー 尺度 産褥期母親愛着尺度	「モバイルデバイス使 用」「インターネット依 存傾向」と「母親のスト レス」「アタッチメン ト」との関連について検 討	育児ストレス尺度の「子育て困難感」、「サポート不 満足」、「育児知識と技術不足」が有意な強い正の相関を示した。 この結果から「育児ストレス」と「インターネット依存傾 向」との関連性が示唆された。母親の「子育て困難感」が子 どもへのアタッチメント形成不全やインターネット依存傾向 を導いている可能性を報告。
2022年 菊池一晴 相良順子	1・2歳児 保護者 保護者 愛着関係 モバイルデバイス	保育所、認定こども園 の1歳児、2歳児クラス の保護者48名と同クラ スの保育者8名	質問紙調査 SABCI Myrusukiらが開発し た尺度	児の保護者のモバイルデ バイスの使用を指標とし て、子どもと保護者間、 子どもと保育士間のそれ ぞれのアタッチメント関 係の関連性を検討	保護者のモバイルデバイスの使用時間と子どもとの愛着関係 前でのモバイルデバイスの使用時間には、保護者評定による 安全基地と負の関連があることが認められた。この結果から 子どもとの面前でのモバイルデバイスの使用は、子どもとの愛 着関係に影響がある可能性が示唆された。保育者の質問紙調 査では、保育者の安全基地と保護者のモバイルデバイス使用 頻度に正の相関があった。保育者の認識では、モバイルデバ イスの使用頻度が高い保護者の子どもは保育者に頻繁に安全 基地として使用されることが示された。

3. 結果

(1) 今日の子育て環境による ICT 利用とアタッチメント

野口ら⁸⁾は、「モバイルデバイス使用」「インターネット依存傾向」と「母親のストレス」「アタッチメント」との関連について報告している。対象者は、関東地方の1保健所の3歳児健診受診した児の母親である。調査は質問紙を使用し、年齢や子どもとの接触時間、兄弟数、就園状況、母親の就労状況、子育てのサポート、母子それぞれのモバイル端末使用時間の項目を設定した。また、インターネット依存度テスト⁹⁾産褥期母親愛着尺度¹⁰⁾、育児ストレス尺度の尺度を使用し調査を実施した。結果においては、育児ストレス尺度の「子育て困難感」、「サポート不足」「育児知識と技術不足」「育児による拘束」の4因子全てがインターネット依存得点と有意な弱い正の相関を示した。この結果から「育児ストレス」と「インターネット依存傾向」との関連性が示唆された。更に、共分散構造分析因果モデルにおける「育児ストレス」「アタッチメント」「インターネット依存」得点との関連では、「育児知識と技術不足」「サポート不足」によって「子育て困難感」が強まると、子どもへの不安の増加とともに子どもへの関心が減少し、インターネット依存傾向が強まるパス図の適合が良好になった。つまり、「育児知識と技術不足」、「サポート不足」から「子育て困難感」が生じ、母親の子どもへのアタッチメント形成不全やインターネット依存傾向を導いている可能性を報告している。

次に、菊池ら¹¹⁾は、保育所、認定こども園の1歳児、2歳児クラスの保護者と同クラスの保育者を対象とした研究を報告している。この報告は児の保護者のモバイルデバイスの使用を指標として、子どもと保護者間、子どもと保育士間のそれぞれのアタッチメント関係の関連性を検討することを目的とした研究である。この研究の愛着関係の評価では、アタッチメント行動の安定性の評価を目的として作成された SABCL¹²⁾が使用されている。SABCLは、対象児と保護者あるいは保育者との意思疎通を評価する3因子「こころの理解」「非安全のアタッチメント」「安全基地」の3因子12項目で構成された尺度である。また、保護者のメディア接触の評価では、Myrusuki¹³⁾らが開発した尺度を使用し、調査が実施された。まず、保護者48名に質問紙調査を行ったところ、保護者の1日あたりのモバイルデバイスの使用時間と子どもとの愛着関係については関連性が認められなかった。しかし、子どもの面前でのモバイルデバイスの使用時間には、保護者評定による安全基地（対象児との良好な関係性）と負の関連があることが認められた。この結果から子どもの面前でのモバイルデバイスの使用は、子どもとの愛着関係に影響がある可能性が示唆された。次に、保育者8名を対象に質問紙調査を行ったところ、保育者の安全基地と保護者のモバイルデバイス使用頻度に正の相関があり、保育者の認識では、モバイルデバイスの使用頻度が高い保護者の子どもは保育者を安全基地として頻繁に使用されることが示された。本来保育者は保護者の頻回なモバイルデバイス使用を問題と捉える傾向がある。菊池らの考察では、保育者がそのような家庭の子どもと積極的に関わることにより相互作用が発生したのではないかと記述している。

(2) 青年期のアタッチメントスタイルと ICT 利用について

宮本¹⁴⁾は、青年期に愛着スタイルと友人関係の関連性を検討し、その結果が IT 利用の多様性とどのように影響するのかを検討した研究を報告している。青年期の愛着スタイルは、乳幼児期における愛着の個人差（安定型、回避型、アンビバレント型）に対応し、親密な対人関係の研究に取り上げられるようになってきている。この報告では、「親密性の回避」と「見捨てられ不安」の2下位尺度からなる愛着スタイル尺度¹⁵⁾の2元モデルを採用している。このモデルはさらに両次元を自己と他者（愛着対象）とポジティブネガティブの内的作業モデルと対応させ「安定型」「拒絶回避型」「とらわれ型」「対人恐ろ的回避型」の4カテゴリーに分類される。

この研究では、大学生、専門学校生 232 名を対象とし、インターネット利用状況、インターネット活動、インターネット利用理由等の内容の質問紙と、友人関係尺度・友人ソーシャルサポート尺度、愛着スタイル尺度を使用して、調査を実施した。重回帰分析の結果、愛着スタイルの「親密性の回避」は、IT 利用の「情報収集」「交流」に直接抑制的影響を及ぼすことが示された。また、友人ソーシャルサポート尺度の「友人ソーシャルサポート」と友人関係尺度の「快活的関係」へ抑制的影響を及ぼしていた。一方、「見捨てられ不安」では、友人関係尺度の「傷つけられ回避」に強い正の影響を示し、「ソーシャルサポート」に負の影響を示した。また、「傷つけられ回避」は、IT 利用の理由の「交流」「娯楽」「情報」に促進的影響を示した。さらに「見捨てられ不安」は「ソーシャルサポート」に抑制的影響を示した。このことより、「見捨てられ不安」は友人から傷つけられることを回避する傾向を強め、交流や娯楽、情報を活動理由とする IT 利用を動機づけることとなったと示している。次に、フェイスブック等の IT を利用した交流においては、「安定型」と「とらわれ型」が「拒絶回避型」よりも高い得点を示していた。また、IT 利用の理由としての「交流」では、「安定型」「とらわれ型」「恐怖回避型」は「拒絶回避型」より高い得点を示した。この結果について、宮本は「恐怖回避型」の青年は IT を通して「交流」を求めているが、実際に実現できていない状況ではないかと考察している。

インターネット依存に焦点をあて、愛着スタイルの関連について検討した研究として藤井¹⁶⁾の報告がある。この研究では、大学生 246 名を対象に、Young によるネット依存尺度と愛着スタイル診断テストを用いて分析している。愛着スタイルとネット依存得点の分散分析、LSD 法を用いた多重比較の結果を詳細に検討すると「安定型」のネット依存傾向が低くなっていることに対して、「安定 - 不安型」「不安型」はネット依存傾向が中程度という結果になった。この結果に対して、藤井は「不安型スコア高群」がネット依存しやすい傾向にあると考察している。また、「安定 - 回避型」「回避型」「回避 - 安定型」の「回避型スコア高群」では、ネット依存得点が低い傾向が認められた。この結果に対して藤井は「回避型スコア高群」の学生は、ネット上で展開される SNS に対しても回避的傾向になった結果と考察している。

藤井の研究と同様に、川原¹⁷⁾は愛着スタイルがネット依存傾向にもたらす影響に関して大学生 279 名を対象にした研究を報告している。調査を実施するにあたり、ネット依存傾向を測定す

るための IAT⁹⁾ (Internet Addiction Test) 邦訳版、ECR-RS (アダルト・アタッチメントスタイル尺度) の既存尺度を使用した。また、ECR-RS の 9 項目を最尤法プロマックス回転による因子分析の結果、「回避」「不安」の 2 因子が抽出された。この 2 因子の得点を独立変数に設定し、IAT の合計得点を従属変数として重回帰分析を行ったところ、回避からは負の影響、不安からは正の影響が確認された。この結果に関して、川原は、親密な人間関係を避ける傾向にある者は、ネット上のやり取りに対しても過度にのめりこめない傾向にあると考察している。また、不安が高い者は、人間関係の逃避先としてネットに依存しやすい傾向にあると示した。さらに愛着スタイルの 4 タイプ「とらわれ型」「恐れ型」「安定型」「拒絶型」とネット依存傾向の分散分析を行ったところ、ネット依存傾向は、「とらわれ型」「恐れ型」「安定型」「拒絶型」の順に高いという結果になった。この結果においても、重回帰分析の結果同様に、不安が高い群である「とらわれ型」「恐れ型」においてネット依存傾向得点が高くなった。

4. 考察

(1) 今日の子育て環境による ICT 利用とアタッチメント

今日のネット・スマホ社会が子どもの体と心にどのような影響を与えているのか、乳幼児のスマホ依存や保護者のスマホ育児の問題等懸念課題は多くあげられている。実際に WHO が発表した「子どもの身体活動、睡眠に関するガイドライン」¹⁸⁾ や日本小児科医会の緊急提言「スマホに子守りをさせないで」等各機関が、スマホ育児等に関して啓発を続けている。このように ICT 利用とアタッチメントの問題に関する注意喚起は頻繁に継続してとりあげられているものの、実際の研究報告としては、まだ多くは発表されていない状況である。

その中でも、野口らの報告は、スマートフォンやタブレット等モバイルデバイス使用やインターネット依存傾向と「母親のストレス」「アタッチメント」との関連について調査した貴重な内容となる。野口らは、「子育て困難感」、「サポート不足」「育児知識と技術不足」「育児による拘束」の 4 因子がインターネット依存得点と有意な正の相関を示したことを報告している。この結果から、「育児知識と技術不足」、「サポート不足」が「子育て困難感」が発生し、アタッチメント形成不全やインターネット依存傾向が生起される可能性を述べている。野口らは、子育て困難感解消のために育児知識や技術を教えることやサポートを増やすことが、アタッチメント形成不全やインターネット依存を予防につながると今後の課題として述べている。深刻な少子化問題に取り組む本邦では、2023 年 4 月の子ども基本法 子ども家庭庁設立等子育て支援に関して、積極的な施策を実施している。今後も子育てを応援する施策が多く成立すると思われるが、引き続き質的に高い支援を行い、養育者の子育てストレスが軽減される環境が望まれる。

菊池らの報告は児の保護者のモバイルデバイスの使用を指標として、子どもと保護者間、子どもと保育士間のそれぞれのアタッチメント関係の関連性を検討している。この報告では、保護者のモバイルデバイスの使用時間と子どもとのアタッチメントの関連性が認められなかった

が子どもの面前でのモバイルデバイスの使用時間には、安全基地と負の関連があることが認められた。この結果より子どもの目の前で保護者のモバイルデバイス使用がアタッチメントに影響がある可能性が示唆された。絵本「ママのスマホになりたい」¹⁹⁾の中で、母親がスマホに夢中になり、自分のことを見てくれない子どもの気持ち描かれて話題になったことがある。この絵本の内容に対して、ネット上では賛否両論が繰り広げられ、子どもの面前での養育者のスマホ利用に大きな関心が寄せられた²⁰⁾。子育ての中でスマホやタブレットの利用は便利であり、ストレス解消の一助となっているだろう。モバイルデバイスの使用を絶対悪とするのではなく、面前スマホを控え、親子で共に ICT 教材を使用する環境であれば、アタッチメントの影響もそれほど高くはないのではないかと考える。さらに、菊池は保護者と保育者を比較して、アタッチメントとモバイルデバイスの関連を調査した。この結果において、保育者の認識では、モバイルデバイスの使用頻度が高い保護者の子どもは保育者を安全基地として使用されることが示唆された。この結果に対して菊池は対象児がすでに保護者とは異なる安全基地を保育者との間で形成されていると考察している。これは、モバイルデバイスの使用頻度が高くなることで、希薄になった親子の関連性を保育者との関わりが補完する形になっている可能性が伺われる。保護者のモバイルデバイス使用とアタッチメントの関連性は、まだ明確なエビデンスが報告されていない。

society5.0 時代に対応する保育・教育を考える場合、これらの関連性を鑑み、保育者による「育てなおし」という視点を加味する必要がある。

(2) 青年期のアタッチメントスタイルと ICT 利用について

スマートフォン使用が日常的な環境で育ったスマホネイティブ (Z 世代) は、日本においては 1996 年から 2012 年頃までに生まれた世代のことを指している。本節で抽出した 3 論文では、研究実施期間から藤井、川原論文がスマホネイティブ世代を対象とした論文になる。スマホネイティブ世代のアタッチメントと ICT の関連を調べることは、今後のネイティブ 2 世のアタッチメントを考える上で重要な資料となる。

宮本は、ネイティブ世代ではないが大学生を対象に愛着スタイルと友人関係の関連性の検討とその結果における IT 利用の多様性について報告している。宮本の報告では、愛着スタイルの「親密性の回避」が、IT 利用の「情報収集」「交流」に抑制的影響を及ぼすことが示された。これは、「親密性の回避型」は、対面だけでなく、SNS に対しても交流に対して積極的な行動を抑える傾向があることが伺われる。これは藤井の「回避型スコア高群」が「ネット依存得点」が低い、川原の親密な人間関係を避ける傾向のある者はネット上のやり取りに対しても角に乗り込めない傾向にあるという結果と同様の結果を示している。もともと「回避型」は脅威のある状況から距離を置き、サポートや援助を求めようとしない傾向があるとされており²¹⁾、このような回避傾向は、ICT 利用でも同様であることが伺われる。これらのことから、「回避型」はネット依存にはなりにくいメリットもあるが、手軽と思われるメールや SNS でもサポートや援助を求めずと SOS を

発信できない状況にあることが考えられる。また、宮本は「不安型」に対して「見捨てられ不安」は友人から傷つけられることを回避し、交流、娯楽、情報を得ることが IT 利用の動機づけとなると考察している。「不安型」に関しては藤井・川原の両報告においても、ネット依存しやすい傾向になることが示されており、3 論文の見解は一致している。このように、「不安型」は現実の生活や人間関係の逃避先としてインターネットを利用し、依存傾向になる可能性があると考えられることは他の研究でも報告されている²²⁾。現在のネット依存予防プログラムは、心理学・医学・教育学領域で、従来の理論をネット依存の問題に適用しているのがほとんどである²³⁾。乳児期と成人期の愛着の関係性については、縦断研究によりその愛着分類は 68～75%の一致率が示されている²⁴⁾。愛着は生涯を通して影響を及ぼす可能性があり、今後は、愛着への介入を内容とするプログラムを開発し、ネット依存の予防や改善に及ぼす効果を検討することが望まれる。

5. 総合考察

スマホネイティブといわれる Z 世代が、ネイティブ 2 世を子育てする今日において、子育てにおける ICT の活用課題を検討することは重要なことである。課題の 1 つは、養育者がネットに夢中になり子育てが疎かになる「スマホネグレクト」の問題である。Z 世代の大学生を対象とした研究では、選出した 3 論文共に「不安型」はネット依存傾向にあるという結果となった。この結果は、宮本論文の保護者の育児不安、サポート不足が子育て困難感を導き、結果的にアタッチメント形成不全やインターネット依存傾向につながる報告と等しい結果となっている。これらの結果から「不安型」のネイティブがネイティブ 2 世を育てると、負の連鎖によりネイティブ 2 世もアタッチメント形成不全やネット依存になる可能性があり、今後検討する課題である。

今日では、国や行政が総力を挙げて子育て支援対策を掲げているが、society5.0 の時代を生きぬく世代へは、より緊密な支援の必要性が伺われる。society5.0 の教育について、柳沼 16) は、これからの時代に必要な健全な行動力を育成するために、道徳教育での道徳的資質・能力の包括的な育成、リラクゼーション法等の心理教育、共感力、回復力（レジリエンス）等を含む非認知能力の必要性を述べている。リラクゼーション法等の心理教育は、現在でも各学校で実施されているが、今後は「不安」に対応する心理教育的アプローチや非認知能力の育成が重要な役割になると考察した。

また、課題の 2 つ目は「スマホ子育て」の問題である。本稿で菊池論文の結果において、面前スマホがアタッチメント形成に関連があることから、親子で知育アプリの使用が望ましいと考察した。しかしながら、スマホ利用の低年齢化と長期使用の問題は顕在化しており、一概に親子スマホを推奨するものではない。今後は、子どもの発達段階とモバイルデバイス使用のメリットとデメリットを考えるメディアリテラシーやメディアに関するリスク教育を親子が共に学ぶ機会が必要と思われる。

今回のレビューでは、ICT 使用とアタッチメントの関係性について、相関や多変量解析の結果、

その関係性を示唆する結果が記述されていた。しかし、研究デザインや対象者が限定的であり、今後は縦断研究等を実施し、より明確なエビデンスを示す必要がある。

引用・参考文献

- 1) 日本小児科医会. https://www.jpa-web.org/dcms_media/other/smh_leaflet.pdf (2014)
- 2) 宋美玄. 『スマホネグレクト』にならないために」 e Yomiuri Shinbun. <https://yomidr.yomiuri.co.jp/article/20160628-0YTET50017/> (2016年8月1日)
- 3) 佐藤和夫. ITの功罪：電子メディアの子どもへの影響とその対応. 小児保健研究 77 18-22 (2018)
- 4) 青木智子、水國照充. ICTに対する養育者の態度と子どもへの影響. 国際ICT利用研究会論文誌 1(1)23-30 (2017)
- 5) 遠藤利彦. アタッチメントがわかる本「愛着」が心の力を育む. 講談社 (2022)
- 6) Rebecca Hood, Juliana Zabatiero, Stephen R Zubrick et al. The association of mobile touch screen device use with parent-child attachment: a systematic review. *Ergonomics*. Dec64(12) (2021)
- 7) 木戸芳史. PRISMA システマティック・レビューおよびメタアナリシスの報告における望ましい報告項目. 看護研究. 53. 34-39 (2020)
- 8) 野口三奈生、山ロー. 母親と子どものモバイル端末使用と母親のインターネット依存傾向—子育てストレスとアタッチメントとの関連—. *心理学研究、健康心理学専攻・臨床心理学専攻* 10. 32-43 (2020)
- 9) Young, K. S. *Caught in the Net: How to recognize the signs of Internet addiction and a winning strategy for recovery*. New York: John Wiley (1998)
- 10) Nagata, M et al. Maternity blues and Attachment to children in mothers of full-term normal infants. *Acta Psychiatrica Scandinavica*. 3. 209-217 (2000)
- 11) 菊池一晴、相良順子. 「子ども」に対する保護者と保育者の認識の違い—保護者のモバイルデバイスの使用と愛着評価に着目して、*チャイルドサイエンス* 24. 35-39 (2022)
- 12) 青木豊. 短縮版アタッチメント行動チェックリストの作成とその信頼性・妥当性の検討. 研究助成論文集 / 明治安田こころの健康財団 編 (47) 48-55 (2011)
- 13) Sarah Myruski et al. Tiwary 12 Digital disruption? Maternal mobile device use is related to infant social-emotional functioning. 21 (4) e12610. (2017)
- 14) 宮本邦雄. 青年の愛着スタイルが友人関係とインターネット利用に及ぼす影響. *東海学院大学紀要* (7) 185-192 (2013)
- 15) Barth Bartholomew, K Avoidance of intimacy: An attachment perspective. *Journal of Social and Personal Relationships*, (7) 147-178 (1990)

- 16) 藤井壽夫．本学学生におけるネット依存傾向と愛着スタイルとの関連について．函館短期大学紀要 (46)23-32 (2019)
- 17) 川原正人．アタッチメント・スタイルがネット依存傾向にもたらす影響．東京未来大学研究紀要 13(0) 45-53(2019)
- 18) WHO. 子どもの身体活動、睡眠に関するガイドライン．
<https://japan-who.or.jp/news-report/physical-activity-sedentary-behaviour-and-sleep/> (2019 年 4 月 25 日)
- 19) のぶみ．ママのスマホになりたい．WABE 出版 (2016)
- 20) エキサイトニュース (2018 年 2 月 10 日) https://www.excite.co.jp/news/article/Cyzowoman_201802_post_172954/)
- 21) Mikulincer Mario, Florian Victor. The relationship between adult attachment styles and emotional and cognitive reactions to stressful events. In J.A. Simpson & W.S. Rholes (Eds.), Attachment theory and close relationships. 143-165. The Guilford Press (1998)
- 22) 井合真海子、矢澤美香子、根建金男．見捨てられスキーマが境界性パーソナリティ周辺群の徴候に及ぼす影響．パーソナリティ研究 19(2)81-93(2010)
- 23) 大井妙子．青年期を対象とした「インターネット依存」予防プログラムの文献レビュー．健康科学 (45) 1-8(2023)
- 24) George, C.etal. Adult Attachment Interview. Unpublished manuscript, Development of psychology. Berkeley, CA: University of California. (1985)
- 25) 柳沼良太．学びと生き方を統合する Society5.0 の教育．図書文化社 (2020)
iuri.co.jp/article/20160628-OYTET50017/).

〈参考文献〉

- 萩谷朴『平安朝歌合大成（増補新訂）』全五巻（同朋舎出版・1995～1996年）。初版第一巻は1957年刊、当初の全十巻の完結は1969年、再版（1979年）を経て、増補新訂版の刊行にいたる。
- 久曾神昇『伝宗尊親王筆歌合巻研究』（尚古会・1937年）
- 堀部正二『纂輯類聚歌合とその研究（復刻再版）』（大学堂書店・1979年）
- 高野平『寛平御時后宮歌合に関する研究』（風間書房・1976年）
- 小松茂美『古筆学大成21』（講談社・1992年）
- 錦仁『歌合を読む 試みの和歌論』（花鳥社・2022年）

〈注〉

- 1 奥野陽子・岸本理恵・恵阪友紀子との共著『宇多院の歌合新注』（新注和歌文学叢書27・青簡舎・2019年）。
- 2 古典ライブラリー「日本文学 web 図書館」版（2013年）による。以下同じ。
- 3 『歌合大成』による歌合の呼称は、推定成立年代を冠するもので、『新編国歌大観』や『和歌大辞典』などとも異なるところがある。そこで本稿では、現行一般的な呼称であげ、括弧内に『歌合大成』が付す呼称、『和歌文学大辞典』で成立年次と推されている時期と『歌合大成』が付す歌合番号を示すこととする。
- 4 傍線部は稿者による。『歌合大成』には、「是貞親王歌家合」の解説「構成内容（第一巻32頁上段）のなかで、「これが遊宴行事としての歌合ではなく特殊な撰歌機関であった」という同様の指摘もされている。
- 5 『歌合大成』は、後年の晴儀の歌合が三十番（延喜二三（九一三）

年亭子院歌合）、二十番（内裏歌合 天徳四（九六〇）年）を半日以上を費やして行われたことを実際の開催の一つの基準と指摘している（五巻3049頁）。

- 6 『歌合大成』第五巻、第二章 第一章平安朝歌合の歴史 第三節 合物興の意義（3037～3064頁）。
 - 7 同歌合記録に昌泰元（八九八）年を「亭子の帝おりみさせ給ひてまたの年」と記すように、寛平九（八九七）年に宇多は上皇となっているが、退位後も影響力は変わらず、本稿では成立年次未詳の歌合も扱うことから、宇多の呼称は「天皇」としている。
 - 8 池田和臣『古筆資料の発掘と研究―残簡集録散りぬるを』（青簡舎・2014年）。
 - 9 八雲御抄研究会『八雲御抄の研究 正義部 作法部』（和泉書院・2001年）研究篇参照。
 - 10 〈注〉1に同じ。
 - 11 『歌合大成』五「第一章 平安朝歌合の歴史」
 - 12 〈注〉1に同じ。奥野は1の成果を踏まえ、さらに「初期歌合における文字遊び——「をみなてし」を中心に」（京大文学部国語学国文学研究室編『国語国文』第九十巻第七号・臨川書店・2021年7月）を単著で発表している。
- 【付記】本稿は、二〇二〇年度 基盤研究（C）「平安初期歌合における和歌表現の研究―宇多院をめぐる―」の研究成果の一部であり、JSPS科研費（課題番号JP20K00355）の助成を受けたものである。

る。十巻本の方が歌数が多く残っているため、十巻本で確認すると、春歌40首、夏歌37首、秋歌40首、冬歌34首、恋歌37首と40首に欠ける巻もあり、秋と冬に重出する歌、秋と恋に重出する歌が、各一首ずつある。

十巻本には番数の表記はないので、二十巻本が断簡しか残らない点も課題がある。歌合の伝本の調査と『新撰万葉集』との比較によって、高野平『寛平御時后宮歌合に関する研究』では歌合の原型の復元を試みているが、撰集資料の和歌が結果としてほぼ『新撰万葉集』に入ったとしても、資料の欠落部分を逆に『新撰万葉集』から補えるかという疑問もあり、少数でも他の資料とも一致する『新撰万葉集』と歌合の関わりをどう捉えるか、なお精査を要する。

おわりに

稿者の研究グループで行った平安初期の歌合研究(注12)の中で、同音異義語の掛詞を核とする言語遊戯性に関心をもち、それを楽しむ歌合の例を検証してきたところであるが、平安初期に詠まれたそれらの和歌の志向するところは、後代の文芸作品としての価値を追求する和歌の比較という歌合のそれに劣るものではない。『古今和歌集』以降、物名歌への関心は徐々に失われてゆくが、物名歌に代表される言葉の同音異義を積極的に楽しむ姿勢は薄れても、同音異義語の表現の多様性が実は中世和歌表現の基盤ともなっていることは否定できない。

『古今和歌集』以前の歌合がどのように行われていたか、まだまだ明らかではない。特に、和歌の復権を果たしたとされる『古今和歌集』を生む土壌づくりを計画的に進めた宇多天皇が、歌合の形式を活用した意図を、「是貞親王家歌合」「寛平后宮歌合」は単なる(撰歌合)ではなく、『新撰万葉集』編集のための(撰歌機関)としての(撰歌合)であったと再確認した上で、見極めていきたい。

本稿第四節では、二歌合の資料としての課題点を確認したが、同時に、二歌合に「秀歌撰歌合」としての意図を探れる可能性があるのか、それよりも、『新撰万葉集』への配歌意図まで歌合撰集の際に存したのか、などのさまざまな可能性を今後検討したい。

今は、宇多天皇の活用に応じて発展した歌合の内実を明らかにするために、「是貞親王家歌合」「寛平后宮歌合」の歌合としての構成を探求する途上ではあるが、本稿ではその際の問題点を整理し示した。

*歌集の本文引用は特に断らない限り、『新編国歌大観』による。

(表1) 現「是貞親王家歌合」になく、古今集、後撰集に当歌合歌と詞書きされるもの

大成	収載先	番号	詞書	作者	
a	補1 古今集	189	これさだのみこの家の歌合のうた	(よみ人しらす)	いつとはとは時はわかねど秋のよぞ物思ふ事のかぎりなりける
b	補2 古今集	197	これさだのみこの家の歌合のうた	としゆきの朝臣	秋の夜のおくるもしらすなくむしはわがごと物やかなしかるらむ
c	補3 古今集	207	これさだのみこの家の歌合のうた	とものり	秋風にはつかりかねぞきこゆなるたがたまづさをかけてきつらむ
d	補4 古今集	215	(これさだのみこの家の歌合のうた)	よみ人しらす	おく山に紅葉ふみわけなく鹿のこゑきく時ぞ秋は悲しき
e	補5 古今集	218	これさだのみこの家の歌合によめる	藤原としゆきの朝臣	あきはぎの花さきにけり高砂のをのへのしかは今やなくらむ
f	補18 古今集	225	是貞のみこの家の歌合によめる	文屋あさやす	秋ののにおくしらつゆは玉なれやつらぬきかぐるくものいとすぢ
g	補6 古今集	228	是貞のみこの家の歌合のうた	としゆきの朝臣	秋ののにやどりはすべしをみなへし名をむつまじみたびならなくに
h	補7 古今集	239	これさだのみこの家の歌合によめる	としゆきの朝臣	なに人かきてぬぎかけしふぢばかまくる秋ごとこのべをにほはす
i	補8 古今集	249	これさだのみこの家の歌合のうた	文屋やすひで	吹くからに秋の草木のしをるれいほむべ山かぜをあらしといふらむ
j	補9 古今集	250	(これさだのみこの家の歌合のうた)	(文屋やすひで)	草も木も色かはれどもわたつうみの浪の花にぞ秋なかりける
k	補10 古今集	257	これさだのみこの家の歌合によめる	としゆきの朝臣	白露の色はひとつをいかにして秋のこのはをちぢにそむらむ
l	補11 古今集	266	是貞のみこの家の歌合のうた	よみ人しらす	秋ざりはけさはなたちそさほ山のははそのもみぢよそにても異む
m	補12 古今集	278	これさだのみこの家の歌合のうた	よみ人しらす	いろかはる秋のきくをばひととせにふたたびにほふ花とこそ見れ
n	補13 古今集	295	これさだのみこの家の歌合のうた	としゆきの朝臣	わがきつる方もしられすくらぶ山木木のこののはのちるとまがふに
o	補15 後撰集	217	これさだのみこの家の歌合に	よみ人しらす	にはかにも風のすずしくなりぬるか秋立つ日とはむべもいひけり
p	補16 後撰集	324	(是貞のみこの家の歌合に)	(よみ人しらす)	秋の月常にかく照るものならば闇にふる身はまじらざらまし
x	補14		歌合 48 番に所収		秋なれば山とよむまで鳴く鹿にわれぢらめや独寝る夜は
x	補17		歌合 15 番に所収		天の原宿かす人のなればや秋来る雁の音をば鳴くらむ

() は前歌の詞書を承けていることを示す。

の「民部卿家歌合」に極めて近い時代にあるとする(注1)。

この二歌合が撰集資料として集められたのであるとしても、歌合として形を整えるために、左右の和歌の配置について、配慮があるかを考察する必要も今後の課題としてある。

「寛平御時后宮歌合」は結果として、歌合歌の左歌を『新撰万葉集』の上巻に、右歌を下巻に配することになった。「歌合の一番では左が勝つ」という行事的ルールを見るまでもなく、左歌が上巻になることは妥当であろうが、それと勝負を競う右歌も左に対抗する内容と質が求められる。同題で何番かの和歌を番うとき、その場で歌人から和歌が提出される場合は予測ができないが、秀歌撰や撰歌合などでは、撰者が和歌を番に合わせるときは、二首の対照の妙まで配慮すると思われるからである。この二歌合にそこまでの〈撰歌合〉構築の意図があったのかどうか一視点となる。

ところが、しかし「是貞親王家歌合」には番が記録されていない。

「是貞親王家歌合」は、二十巻本(孤本)本文冒頭に、

二宮歌合 仁和御時親立歌合
三十五番

とあり、割注は、是貞が光孝天皇(仁和帝)の第二皇子(宇多の兄)であるため二宮と称され、三十五番の歌合であることを伝える。現存する歌合歌七十一首は、「一番」にだけ番付と左右の区別が書かれ、以下和歌が列挙されるので番の和歌として左右の構成があつたかさえ判断が難しい。三十五番であれば、七十首が揃えばよいことになるが、成立後に失われた和歌や逆に補入さ

れた和歌があつたとしても番の左右が揃うかという観点からは考察ができない問題点が、孤本の「是貞親王家歌合」にはある。

和歌の記録からの欠落という点で、『歌合大成』は、「副文献資料」(26頁)の項で『古今和歌集』などに「これさだのみこの家の歌合の歌」などと詞書されて所収される和歌を、「本文補遺」として十八首補っている。歌合には残されていないものである。ただ、萩谷の挙げる補遺歌十八首は精査すると、すでに歌合本文に入っているものもあり、記録や書写の段階で、歌合本文から落ちた可能性を検討する必要のある和歌は、次頁の(表1)の如く、仮に付したa～pの十六首である。

a～nまでは『古今和歌集』秋の上下の巻に、また、o、pは、『後撰和歌集』秋上と秋中の巻に入集する。勅撰集などに他出するとき、詞書が正確にその歌合を示すように記されているかどうか、その歌集の伝本の中で異同があるか、内容が歌合の題と整合性があるかどうかなど検討の余地がある。

当歌合は、秋の歌で構成されるため、『古今和歌集』『後撰和歌集』の秋部への入集は妥当であろう。しかし、当歌合48番歌を『古今和歌集』が恋部へ入集させる例もあるので、秋の情景や思いを詠む和歌が後の撰集の撰者にどう理解されるかはまた別の次元の問題となる。a～pについては、歌合歌であつた可能性を視野に入れて検討するべきである。その時、全体の撰歌意図がどう異なってくるのか、今後考察していく。

また、「寛平御時后宮歌合」については、各部の初めに、春歌、夏歌、秋歌、冬歌、恋歌と題があり、各々二十番と書かれてい

后宮歌合」「左兵衛佐定文歌合」と同じく、中世の撰歌合と同じ意識で撰ばれたものであるからである。

また「十二、作者」のなかで、天徳・寛和・永承・承暦の内裏歌合を「皆撰歌合也」とし（寛和は二度のうち、寛和二年開催をさす）、実際に兼日兼題の撰歌合であったことが知られている。

つまり、『八雲御抄』の理解によると、内裏歌合など入念な準備をする兼日題の撰歌合においては、歌人即ち方人ではないので、左右の勝ち負けに関わらない撰者が存在し、同人の和歌を左右に配置することもあった。その選考を経た歌合を（撰歌合）と記していると思われる。「場」のある歌合なのである。

公任に至るまでの約百年前の平安初期の段階で、秀歌撰（『新撰万葉集』）を企画し、和歌を集め撰ぶための手段が「是貞親王家歌合」「寛平御時后宮歌合」であった。

『歌合大成』解説から考えれば、「是貞親王家歌合」「寛平御時后宮歌合」は、実際の場を伴わない、撰歌方法としての歌合形式であって、萩谷のいうところの「撰歌機関」と呼ぶ方がその実体に近いものとなり、後代の理解との齟齬も生み出さないであろう。

しかし、だからこそ、『新撰万葉集』のための前段階で、敢えて歌合の形式を取ったことの意味、宇多天皇が行事としての「歌合」の機能に対してどのように評価していたかを考察していくべきでないかと考える。『宇多院の歌合新注』（注10）の「寛平御時菊合」解説で、岸本理恵はその成立を、宇多天皇即位後

の秋となる仁和四（八八八）年から『新撰万葉集』成立までの間と仮定し、寛平三（八九一）年までの詩宴、重陽宴や菊題の賦詩に着目して調査した。以後と比較してもこの間、特に寛平二年にその数が多く、菊を詩に詠むことへの宇多天皇の意識の高まりが、菊を和歌でも詠む「菊合」に発展したと考察している。諸要件と合わせても寛平二年秋の成立が妥当と結論づけたが、宇多天皇の興味・関心の有り様が宮廷行事へと結びつく、内的要因を指摘したことが重要である。「民部卿家歌合」が先に残っているように、「歌合」の様式はすでに成立していたのではあるが、「内裏菊合」では菊を提出する趣向の一部として詠まれた和歌を一番ずつの競技形式で比較するという方法に宇多天皇の関心が深まったことが考えられる。

四、二歌合の番の構成

「是貞親王家歌合」「寛平御時后宮歌合」は、『和歌現在書目録』（仁安元（一一六六）年）の序には、

歌合者田村二宮洞院百番艶流濫觴也

（漢文序）

歌合は田村の二宮洞院の百番よりはじまりて、いまもたえがたくなむありける。

（仮名序）

と記される。萩谷は「田村二宮」は是貞を意味する仁和二宮の誤りであることを指摘し、俊成が御裳濯川歌合の序に、歌合は「亭子の御門の御時よりしるしおかれたれど」と記すように、後世の歌合の起源の理解は、宇多院の時代であり、記録として残る最古

の内容が異なっているようにみえる。

萩谷はこの歌合について『歌合大成』で「本歌合が、春・夏・秋・冬・恋の五題による旧作新詠を集めた撰歌合であったらしい」とは二十巻本目録からも察せられる」としているが、「ただし、班子女王歌合（寛平御時后宮歌合―稿者注）の如く大規模なものでなく……班子女王歌合が単に新撰万葉集の撰歌機関であったらしいのに反して、これが具体的な歌合行事の場を持ち得る程の小規模の歌合であったと解せられる」、「前者にその規範を得て催されたものであろう」と実際に行われたことも想定している。開催のために歌を選ぶ意味での〈撰歌合〉というのである。

「寛平御時中宮歌合」が、実際の「歌合」という和歌の披講方式を撰んで開催され、当日を迎えるまでの入念な準備もあつたろうことも考えられるが、「場」の有無についての考察も他の要件と併せて検討すべき課題である。

以上をまとめると、現在の解説類では、『歌合大成』が平安初期の歌合についても〈撰歌合〉と記述する呼称をそのまま継承しており、秀歌撰であるのか、実行された催しか否かの区別は詳しくは触れられていないことになる。ただし、錦仁『歌合を読む』は、この二歌合を「良き歌を選別するために机上で編んだ歌合」とし、「ともに机上で編む撰歌合」とこの二歌合の性格を明確にしている（117頁）。

次節では、平安和歌・歌学書を集成して著された、鎌倉期の歌学書『八雲御抄』が〈撰歌合〉について述べるところを検討する。

三、〈撰歌合〉とは——『八雲御抄』の歴史的理解——

前節で見たように、〈撰歌合〉の現在の定義は「場」がある歌合で実際に披講されたか、また、秀歌撰として歌合形式を取ったのか、双方向から考えられる。また、「場」がある場合も、撰者によつて撰歌が行われた歌合である、と限定される。

平安時代歌学を集成すると言われる順徳院『八雲御抄』は、「巻二、作法部」に歌合の種類や形式について記述している。内容的には藤原清輔『袋草紙』の歌合次第などを承けるが、新たに構成されたそれは、順徳院の考察する「歌合とはなにか」を伝えている。例えば、内裏歌合（天徳四年、永承四年、承暦二年）を晴儀の歌合の「例」としてまず掲げて、その他の菊合や根合など物合に伴う歌合と区別するなどの規範化がうかがえるのである。

その中で、撰歌合について述べるのは、「十一、番事（がうじ）」（注9）である。ここでは、番える相手についての制限について述べるが、〈撰歌合〉では誰と合わせてもよいとして言及する一方、「七、判者」の項に、「歌合撰者」を判者の次によく思慮して撰ぶように述べ、代表的な撰者を挙げる。そこには、賀陽院水閣歌合（長元八（一〇三五）年）の公任や承暦二年内裏歌合（承暦二（一〇七八）年四月二八日）の経信という左右の撰者を務めた撰者などを引いている。撰者のうち、公任の名が上がるのは、その秀歌撰に「前十五番歌合」「後十五番歌合」があることも大きいのではないだろうか。「是貞親王家歌合」「寛平御時

は、本歌合が歌合史の上では、寛平后宮歌合や貞親王家歌合の系列をうけて、直ちに中世的な歌合につながるものであることを意味する。「作品自体の優劣を批判して楽しむ文芸精進の場としての歌合に近付いている」と『歌合大成』の評がある（第一巻145頁「構成内容」）。定文が、文芸的嗜好のもとに自作を含め、旧詠からも撰歌し行った、歌合形式の秀歌撰に等しいという意味で、「是貞親王家歌合」「寛平御時后宮歌合」にも通じるものである。

『古今和歌集』成立までの時代に、宇多天皇の強い意向で歌合形式の秀歌撰を編集し、和歌の興隆や和歌表現に興じる文芸意識が引き継がれていくことが理解できた。その端緒としての二歌合を定義する「撰歌機関」という呼称が「新撰万葉集編纂のため」という前提がつくものであるためか、この二歌合を「撰歌機関」ではなく、歌合の一般的な形態として用いられる〈撰歌合〉とする呼称が研究史のなかで引き継がれるのである。

二、『歌合大成』以降

『新編国歌大観』解題や『和歌文学大辞典』の中でも二歌合は以下のように説明されている。

①その直後に催された寛平御時后宮歌合の予行的行事とみられる……行事や判定の記録がまったく伝わらないため、通常の行事形式を備えた歌合ではなく、歌人たちから集めた和歌を撰収した撰歌合という見方もなされている。

（村瀬敏夫『新編国歌大観』是貞親王家歌合解題）

②行事や判定の記録もなく、かつ歌合史の初期にこれほどの歌合が催されたと思われないことから、是貞親王家歌合と同じく机上の操作による撰歌合ともみられている。

（村瀬敏夫『新編国歌大観』寛平御時后宮歌合解題）

③方人、判者、勝敗の記録はなく、古歌、旧詠、新詠の撰歌合と考えられる。

（泉紀子『和歌文学大辞典』寛平御時后宮歌合）

解題や辞典の解説であるためもあり、簡潔な記述であるが、〈撰歌合〉とした理由は①②③とも「行事や判定の記録がまったく伝わらないため」、②は併せて規模の大きさも指摘しているが、『歌合大成』が言及するところの「撰歌機関」までの記述はない。

③で、泉は『新撰万葉集』は「歌合歌の左歌を上巻に右歌を下巻に配した」とも述べ、『新撰万葉集』の配列が当歌合の構成と深く関わることは知ることができるが、『新撰万葉集』のための撰歌とまでは記していない。ここまでの解説では、『歌合大成』がそれぞれの歌合について、集めた歌を歌合形式に整えた〈撰歌合〉と説明したところまでしか理解できない。

また、一方で、先述したように『和歌文学大辞典』の、「寛平御時中宮歌合」の項にも、「昌泰元889年の宇多法皇吉野行幸の歌や延喜五905年定国四十賀の歌を含むので、既出詠を用いた撰歌合と考えれば主催者は温子である可能性が高い。（中周子）」と〈撰歌合〉という文言が使われているのであるが、当歌合に対しては、以前の二歌合とは萩谷の〈撰歌合〉の定義

とも机上の歌合形式であったことを予測させる(注5)。

また、その成立の特殊性について、萩谷は「歌合の歴史が、和歌文学自体の自発的要因ではなく、何らかの外的な理由によつて、その成長を極めて人事的に刺激され促進されたものであるとする仮説に従うなら、僅かな年月の間に歌合4や歌合5(「是貞親王家歌合」「寛平御時后宮歌合」―稿者注)のように大規模な歌合にまで発展することも不当ではな」と指摘する(第五卷302頁)。つまり、この二歌合を、「それぞれその主催者として名を用いられている人々の背後に、宇多天皇の大きな意志が働いていて、究極的には、菅原道真を撰者として命じた新撰万葉集編纂のための、撰歌機関として催されたものである」とする論が繰り返し述べられていて、『新撰万葉集』のための撰歌機関であるため、晴儀歌合としての行事的要素が伴わないとするのである。

その理由を歴史的背景から考察する萩谷は、

宇多天皇はかくの如く、しばしば歌合を催すことによつて、当時の人々の和歌に対する批判的精神を洗練し、撰集に詠草を進めしめて創作意欲を励まされた……

と、この時代に、新古今時代の後鳥羽院の如く、意図的に歌合の形式による撰歌を企画したのが宇多天皇であるとしている(301頁)(注6)。

やはり、二歌合は、特別なものになろう。

『歌合大成』に記録される歌合は、以後、「亭子院女郎花合」(昌泰元年女郎花合、昌泰元(八九八)年秋『歌合大成』番号9)、「宇

多院歌合」(宇多院女郎花合、年次未詳、『歌合大成』番号10)、「朱雀院歌合」(朱雀院女郎花合、年次未詳、『歌合大成』番号11)、「無名歌合」(八月十五夜或所歌合、延喜元/昌泰四(九〇一)年、『歌合大成』番号12)と続く。

「亭子院女郎花合」(注7)は物合に付随する歌合の形式による女郎花合の最古といわれ、後宴和歌も記録される。その後に行われたと推測する「宇多院歌合」、年次未詳ながらも宇多が関わる「朱雀院歌合」までの三歌合は「女郎花合」であるが、「宇多院歌合」は十二番、「朱雀院歌合」は断簡が伝わるのみで実体は未詳である。萩谷は旧版(一九六二年)の『和歌文学大辞典』で『新撰万葉集』に四首が共通する「宇多院歌合」についても「亭子院女郎花合後宴歌と一首共通しているので、旧詠を交えた撰歌合であつたらしい」としている。「無名歌合」も十五夜に行われたことが伺えるが、主催者、歌人、方人も不明の歌合であり、新出資料(注8)を含めても、二十一首の和歌が残る小規模のもので、「撰歌合」か否か、ひとまず判断から省く。このなかでは、「寛平中宮歌合」と同じく「宇多院歌合」を平安初期撰歌合検討の視野に入れる必要がある。

次いで『歌合大成』に「撰歌合」とされ、その定義の内容が伺えるのは、「左兵衛佐定文歌合」(右兵衛少尉貞文歌合、延喜五(九〇五)年四月二八日、『歌合大成』番号16)である。これには、「古歌近詠の出色なるものを自由に撰んで、歌合に番つた極めて純粹な意味での撰歌合であつたらしい」、「本歌合が遊宴としての行形態に乏しい純粹な撰歌合であつたということ

九年には東宮御息所小箱合が行われるなど頗る混迷した様相を呈している……(同10頁)。

と、傍線部のように評価している(注4)。一方で、「寛平御時菊合」(内裏菊合、仁和四(八八八)年)寛平三(八九二)年秋、『歌合大成』番号3)や「東宮御息所箱合」(東宮御息所温子小箱合、寛平九(八九七)年春、『歌合大成』番号7)を先の二歌合をはさむ時期の開催ながら、物合的要素の濃い歌合として例示している。「歌合発生の歴史は決して物合から歌合へというような単純な経路を辿るものではない」というのである。

ここで萩谷のいう初期歌合の統一性のなさ、混迷ぶりは、残存する資料の稀少さ(東宮御息所箱合は記録も残らない)のため、ごく一部の歌合しか見えていないことも関わる。特に平安初期に宮廷行事として行われる歌合もある中で、開催する側にとっても歌合とは、という確たるスタンダードができてあがっていたのか、という疑問にも辿り着く。また、十卷本、二十卷本に残されている内裏やそれ以外のさまざまな場所で行われた催しの記録、二方に分かれたチーム競技に和歌が含まれるものを「歌合」と呼ぶとき、その様式が多様なものを含んでいて、歌合が段階を踏んで変化するものではないのも当然のことになる。和歌を比較する様式として「歌合」がある現在、催しの性格を詳細に検討する必要がある。

この意味で、現在対象とする「是貞親王家歌合」「寛平御時后宮歌合」と類似した特徴を持つものに、「寛平御時中宮歌合」(后宮胤子歌合、寛平八(八九六)年以前、『歌合大成』番号6)

がある。四季恋題の一七番、二歌合より番数は少ない歌合で、所収和歌に「寛平御時后宮歌合」など他の歌合と重複する和歌があり、「延喜五(九〇五)年定国四十賀」の歌などが含まれているため、既出詠を用いた撰歌合(『和歌文学大辞典』)とも言われるものである。二十卷本目録には『歌合大成』が付す番号のように「寛平御時后宮歌合」の次に、「寛平御時中宮歌合」が記載される。しかし、その成立や主催者は再度考証する必要がある。というのも、和歌本文は、江戸時代書写の神宮文庫本以前のものはなく、二十卷本目録は、歌合名に「胤子」「七条中宮」を注しているが、「胤子」は宇多天皇女御(醍醐天皇母)の名で、「七条中宮」は、宇多天皇女御、藤原温子を意味する。主催者を確定する要素が揺らいでいるのである。成立年とされる寛平八年も「胤子」が同年の没であるために最下限として仮に定められたものである。『新撰万葉集』との重出が一首あり、二歌合と近い時期の宇多天皇周辺の人が主催者と見做されるこの歌合が、撰歌合として、秀歌撰を編む様式として集められたのか、広い範囲からの撰歌をもって実際に歌合を行ったのか、常に視野に入れて、考察する必要があると思われる。

そのなかで、「新撰万葉集編纂のための撰歌母胎」と目されている二つの歌合は、秀歌を集める目的を持って編まれたものという理解になり、それが(撰歌合)という呼び方と結びついたかと思われる。「是貞親王家歌合」は三十五番(萩谷は四十五番もしくは五十番を想定する)であるが、「寛平御時后宮歌合」は百番の規模であるので、一日のうちの催行は不可能であるこ

で、勝負や判が付される場合とない場合とがある。既存の詠歌から撰んで番えるものと、当代の歌人がその歌合のために詠んだ歌のうちから歌を撰んで番えるものに大別される」と説明されている。項目執筆者の吉野朋美が例示するように、既存の詠歌から……という前者は、実際の歌合が行われた可能性もあるが、公任撰の「前五番歌合」「後十五番歌合」、後鳥羽院による「時代不同歌合」などの作品があつて、これは秀歌撰の一形態であるといえよう。後者は歌合を開催するために準備される「撰歌」であり、この例に、吉野は「建仁元年(1210)年三月二十九日、後鳥羽院主催で左右二六名の詠出した二六〇首から左右各三六首を撰歌結番して匿名で判を付した」「新宮撰歌合」を挙げる。歌合のために撰歌がされているのだが、厳密に言えば、この例は歌合催行が最終目的ではなく『新古今和歌集』撰集に向けた行事のひとつでもあつた。同時期には、これ以外にも「撰歌合(建仁元年八月十五夜)」「千五百番歌合」(後鳥羽院によつて召された第三度百首を歌合に結番したもの。歌人百首詠進は建仁元年六月頃までで、同二年九月頃に歌合として結番)などがあつて、開催を伴うものも、伴わないものもあるが、撰集のための作品収集の機会とする撰歌合は、後鳥羽院の時代に多く催されるものであつた。冒頭で稿者が「和歌史の中では、新古今時代の撰集の企画の際に耳慣れる『撰歌合』と記したのもこの意味においてである。

一方、平安時代の歌合開催に向けての撰者は、公的晴儀の歌合などで設けられるものであつたので、当代の歌人がその歌合のために詠んだ歌を撰んだ(撰歌合)も、開催場所にかかわら

ず、公的晴儀の歌合同様に前以ての準備を要する催しということになる。具体的な催しの様相から辿つてみたい。

一、平安初期の歌合

前節で、歌合の大きな流れと撰歌合の定義を確認したが、しかし、その流れも一方向の変化、進化ではないことは、『歌合大成』で指摘されている。

例えば、現存最古の歌合とされ、十巻本に資料が残る「民部卿家歌合」(民部卿行平歌合、仁和元(八八五)年)仁和三年四月、『歌合大成』番号1(注3)については、「物合あるいは物合に附随した歌合ではなく、むしろ州浜が歌合の一構成部分として参加しているものであるらしいところに、初期の歌合としては頗る進化した形式を整えている」(第一巻10頁上段)とし、続く「史的評価」の項では、本稿で取り上げる「是貞親王家歌合」(寛平五(八九三)年九月以前の秋、『歌合大成』番号4)「寛平御時后宮歌合」(皇太夫人班子女王歌合、寛平元(八八九)年)寛平五年九月二五日。『歌合大成』番号5)の二歌合を、

本歌合の後、さほど間もない寛平五年には、后宮歌合や 是貞親王歌合の如き百番・数十番の大規模な撰歌合が新撰万葉集編纂のための撰歌母胎として行われているかと思ふと、その一方には、仁和四年乃至寛平二年の一層近いところに、本歌合よりなお素朴な殆ど歌合としての体をなさぬ純粹物合に近い内裏菊合が行われ、かつまた寛平

親王が関わったとされる歌合である「是貞親王家歌合」「寛平中宮歌合」「寛平御時后宮歌合」などの注釈を試みている。

ところで、先行研究の中ではこの二歌合を〈撰歌合〉であると指摘するものがある。和歌史の中では、新古今時代の撰集の企画の際に耳慣れる〈撰歌合〉の称が、初期の段階ですでに成立しているとされるその点についての稿者の考察を述べたい。

歌合の成立の歴史について、詳細かつ系統的な研究の嚆矢となる『平安朝歌合大成』は、第五卷、第二部第三章の「平安朝歌合の構成」を三節（第二節 人員的構成、第二節 物質的構成、第三節 行為的構成）に分けて解説している（3174頁～3247頁）。内裏で行われる晴儀の歌合から、個人の自歌合のような私的なものまで、歌合は千差万別の形態をもつが、十巻本、二十巻本などの資料に残るすべての歌合を時代順に配し、検討した結果の論である。

歌合は、和歌二首を一つの番ついでとし、その優劣を競う。勝負が判者によって判定される場合もあり、勝とされた歌は和歌作者・歌人の名譽となるが、最終的な勝負はあくまで左右のグループ全体のものである。そもそも、左右に分かれ優劣を競う勝負形式は、相撲の伝統を承け、植物や作り物を比べて批評し觀賞する物合の余興に詠まれていた和歌が、単独で勝負の素材となり、その判定の協議内容が歌論へと繋がった。物合の段階では、物、ひいてはチームの優劣を競うことを楽しむ遊戯的な要素が強く、和歌もその一材料であったが、和歌中心の勝負になるにつれ、文芸的な要素が強くなる。内裏などで行う行事性の高い歌合には、儀式的なルールがあったが、それも歌独自の技巧、

内容の優劣を判定するものとなっていた。自歌合に至っては、自らの和歌の優劣を定めると同時に、配置し、番に組み合わせる編集作業を行うことで、作品の新たな長所の発見に繋がる。その意味で、歌合は和歌觀賞のための一つの形式にもなっている。また、大まかにいえば、歌合は、和歌が比べ楽しむ要素のひとつにすぎなかった物合のような遊戯的、儀式的性格をもつ行事から、和歌中心の文芸至上主義の競技となって、作者である歌人の面目を施す機会となったというのが、『歌合大成』に導かれる一般的な理解であると思われる。

そのなかで、歌合で競われる和歌を用意する役割に「撰者」があつた。初期の歌合では、チーム構成者として出場する方人も、優れた和歌を作る歌人も、選ぶ撰者も、歌合において分担される一つの役割である。先述の『歌合大成』に示される「人員的構成」には、主催者、方人、方人頭、念人、講師、読師、算刺かずさし、題者に続いて、撰者、歌人、判者などがあがっている。しかし、萩谷が「撰者は歌合に必須の人的要素であるとは限らない……客観的な立場における厳密な意味での撰者というものは、出詠された多数の作品の中から選択して提出する」という、兼題の撰歌合の場合に限られるからである」（3187頁）とするのは、撰者が多様な歌合様式の中で、内裏での歌合など、あらかじめ入念に準備される、「兼題」の歌合の場合に必要な役割であるからである。

一方、〈撰歌合〉について、『和歌文学大辞典』（注2）には、「さまざまな作品、あるいは歌人の秀歌を選んで歌合に仕立てたもの

平安初期歌合における撰歌合の意味

—是貞親王家歌合・寛平御時后宮歌合を中心にして—

三木 麻子

抄録

『新撰万葉集』の撰歌資料となったことで着目されていながら、その開催実態が詳らかでない「是貞親王家歌合」「寛平御時后宮歌合」について、萩谷朴『平安朝歌合大成』（以下『歌合大成』と記す）は、「撰歌合」という語を用いて説明し、その定義が定着しているように見える。しかし、一方で萩谷はこれらを「撰歌機関」とも述べる。その成立の実相はいかなるものであったのだろうか。稿者は、平安時代初期の歌合である二「歌合を考察するために、そもそも〈撰歌合〉とは何かを研究史の中で確認し、『新撰万葉集』編纂のための和歌収集を、歌合形式で行った意味を改めて考察すべき必要がある」とを述べた。研究史の中で『歌合大成』に夙に指摘されていたことは改めて検証すべきところもあるが、大局的にはその慧眼を深く受けとめて、この二「歌合についての〈撰歌合〉との評言を、単なる〈撰歌合〉ではなく、宇多天皇が意図して設けた〈撰歌機関〉としての〈撰歌合〉であったと改めた上で歌合研究を進めるべきであろうと考えている。その際の留意点についても指摘を行った。

キーワード：宇多天皇 撰歌合 撰歌機関

はじめに

平安初期の歌合について、恵阪友紀子・奥野陽子・岸本理恵との共同研究を進める中で、稿者らの念頭に置いたことは、小規模の歌合の和歌を一首一首精査することで、宇多天皇が関わる平安初期歌壇の実態を明らかにしようというものであった。「菊合」や「女郎花合」といった物合に付随して行われた和歌

の披露や勝負は、菊の名所や花の名前を和歌に詠み込む作品を生み、花の名を題に据えた物名歌を合わせる物名合の開催を導いている。稿者らは、その際の和歌表現の一端を明らかにしてきたのである（注1）。

次の段階として、古今集的表现を醸成した時代に撰集を編むことの意味を考えるために、『古今和歌集』に先んじて編まれた『新撰万葉集』に関わる「是貞親王家歌合」「寛平御時后宮歌合」は避けられない対象となった。そこで現在、宇多天皇の時代の后、

神戸教育短期大学 紀要投稿取扱要領

【1】趣旨

この取扱要領は、神戸教育短期大学（以下「本学」という。）の研究委員会（以下「委員会」という。）が編集、発行する紀要の投稿の取扱い等に関し、必要な事項を定めるものとする。

【2】名称

紀要の名称は、『神戸教育短期大学研究紀要』とする。

【3】投稿資格

紀要に投稿できるのは、原則として本学専任教職員とする。ただし、本学名誉教授並びに非常勤講師等で、委員会の審査により適当と判断した場合は、投稿を認めることがある。なお、共著者に関しては、代表の教職員が本学の専任教職員であることとする。

【4】研究倫理

投稿を希望する者は、本学研究倫理規程を遵守しなければならない。研究倫理規程に反する場合、掲載を認めない。

【5】投稿論文等の内容及び区分

投稿論文等は、その内容によって次のように区分する。これらはすべて未発表のものに限る。

- ①論 文：独創性に富み、専門分野に対する貢献度が高く、かつその体裁が適切と認められるもの。
- ②研究ノート：一連の研究の中間報告、および新しい研究の内容や新知見に関する紹介等。
- ③作品・解説：絵画、彫刻、デザイン等の作品の写真とその解説文、作曲、演奏等の解説文。
- ④調査・資料：専門分野の研究に資する資料、またはその資料に関する紹介等（翻訳を含む）。
- ⑤その他：総説、研究動向、書評・図書紹介、雑録等。委員会が認めたもの。

【6】編集会議

研究委員会は、紀要の編集にあたり編集会議を開催する。編集会議は、原則として研究委員会の委員で構成する。

【7】査読

- 1) 研究委員長は、本紀要に投稿された原稿について、原則として学内の専任教員の中から1名に査読を依頼する。
- 2) 査読においては、投稿者と査読者が互いに特定できないように実施する。
- 3) 査読者は、審査結果を査読評価報告書により報告する。
- 4) 編集会議は、査読評価報告書に基づいて以下のいずれかの審査結果をその理由とともに投稿者に通知する。
 - A. 採択
 - B. 修正後採択（軽微な修正のみ）
 - C. 修正後再審査
 - D. 掲載不可
- 5) 編集会議は、「修正後採択」及び「修正後再審査」の審査結果を以て、投稿論文等の改善を要請することができる。

【8】投稿手続

投稿を希望する者は、委員会が定める期日までに申し込みの上、完全原稿を提出しなければならない。

【9】 紀要の構成等

紀要の体裁の統一、活字の指定、掲載順序の決定等は、内容に影響のない範囲で編集会議の裁量で行う。

【10】 原稿様式等

- 1) 投稿者は、原則として原稿見本を参照して紀要原稿を作成することとする。
- 2) 投稿者は、投稿論文等の区分および表題の英文訳を、原稿に表記する。
- 3) 投稿原稿の量は、次の通りとする。
 - ①和文の場合は、原則として本文が次の量を超えないこと。
横組 42 字× 34 行× 18 ページ
縦組 29 字× 23 行× 2 段× 18 ページ
 - ②英文の場合は、原則として本文が次の量を超えないこと。
34 行× 18 ページ
 - ③「作品解説」については、主作品、制作概要、制作過程説明および関連作品等を含め 3 ページ以内とする。
 - ④「調査・資料」は、原則として組み上がりで 30 ページ以内とする。
 - ⑤「その他」については、原則として組み上がりで 10 ページ以内とする。
 - ⑥ 文末の注、参考文献は枠外とし、字の大きさは本文より小さくする。

【11】 掲載誌及び別刷り

原稿掲載者には、1 原稿につき掲載 2 冊と別刷り 30 部を無償提供する。共著の場合は、執筆者毎に掲載誌 1 冊を提供し、別刷りについては 30 部を各執筆者で分けるものとする。

【12】 その他

- 1) 原稿は、特に要望のない限り返却しない。
- 2) 著作権及び電子化における公開本誌に掲載された著作物の著作権は執筆者に属するが、著作物は原則として電子化し、国立情報学研究所等の公的機関のホームページに公開することを許諾するものとする。但し、執筆者から電子化を承諾しない旨の申し出があった場合はこの限りではない。
- 3) 「紀要の発行及び編集の手引き」並びにこの取扱要領において取扱いが困難な事項については、その都度、委員会において判断するものとする。

(最終改訂 2023 年 10 月 1 日)

執筆者紹介

弘田	みな子	こども学科	講師	教育学（教育哲学、保育学）
川野	裕姫子	こども学科	准教授	測定評価、スポーツ科学（スポーツ教育学）
山本	章雄	こども学科	教授	スポーツ科学（スポーツ教育学）
中塚	志麻	こども学科	准教授	教育学（インクルージョンと共生社会、発達障害）
三木	麻子	こども学科	教授	日本文学（古代文学、中世文学）

神戸教育短期大学研究紀要 第5号

2024年3月10日 発行

神戸教育短期大学研究委員会

〒650-0862 神戸市長田区西山町2丁目3-3

TEL (078)611-3350

印刷所 イワサキ出版印刷有限公司

〒653-0027 神戸市中央区中町通4丁目1-17

TEL (078)367-6556

ISSN 2435-6298

BULLETIN
OF
KOBE COLLEGE OF EDUCATION
NO. 5

March 2024